

平成19(2007)年版

環境白書



詳細なデータを含む資料編はインターネットで公開しています。
なお、環境白書本文もあわせて提供しています。

ホームページ <http://www.eco.pref.mie.jp/>

表紙：伊勢志摩国立公園

間崎小公園、横山展望台

第48回自然公園大会

タベのつどい：合歓の郷

プレイベント：伊勢ヨイ夜ナ（伊勢市「内宮前・おはらい町」界限）



「環境白書」の発刊にあたって

三重県知事 聖名昭彦

今日の、私達を取り巻く環境問題は、廃棄物問題など地域的な問題から、地球温暖化や生物多様性の喪失など地球規模の問題にまで拡大し、深刻化しています。

このような環境問題を解決していくためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、環境への負荷を低減し、安全・安心な生活が営める持続可能な資源循環型社会を構築していく必要があります。

さらには、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の維持増進、多様な自然環境の保全など、人と自然との新しい共生関係を確保し、豊かな三重県の自然環境を健全な状態で次世代へ継承していく必要があります。

このような中、三重県では、総合計画「県民しあわせプラン」を着実に推進するため、平成十九年度から二十二年度までの四力年の実施計画である「第二次戦略計画」を策定しました。

この中で、持続可能な循環型社会の創造に向けて、「不法投棄等の是正・防止対策の推進」、「森林再生『三重の森林づくり』」、「多様な主体が連携・協働して取り組むごみゼロ社会づくりプログラム」、「閉鎖性海域の再生プログラム」、「みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム」など、県民の皆様が安全で安心に暮らすことのできる、より良い環境づくりのために必要な取組を引き続き進めていくこととしています。

この白書は、平成18（2006）年度における三重県の環境の状況と、環境保全に関して講じた施策を中心に取りまとめました。本書を通じて今日の環境問題に対する理解を一層深めていただくとともに、三重県の素晴らしい環境を次世代へ引き継ぐため、一人ひとりの環境保全活動への積極的な参加と資源循環型のライフスタイルへの転換につながれば幸いです。

平成19年9月

目次

総 説

1	県勢の概要	4
2	環境問題の動向	4
3	環境政策の指針	5
(1)	三重県環境基本条例	5
(2)	三重県環境基本計画	5
4	三重県の環境森林政策の方向	7
トピックス	「ごみゼロ社会」実現推進事業(ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業)	8
トピックス	不法投棄等の是正推進事業(安全性確認調査等)	9
トピックス	連携で進める「キッズISO14000プログラム」	10
トピックス	三重県地球温暖化対策推進計画の改定	11
トピックス	ダイオキシン類等の排出規制	12
トピックス	「伊勢湾再生行動計画」の策定	13
トピックス	三重のもりづくり月間の取組	14
トピックス	第48回自然公園大会の開催	15
トピックス	平成16年度発生災害による治山・林道関係災害復旧状況	16

第1章 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

第1節 資源循環の推進

- 1 廃棄物の発生と処理の状況 (p17) / 2 三重県廃棄物処理計画の推進 (p19) / 3 廃棄物の発生抑制と再利用・再生利用の推進 (p20) / 4 廃棄物の適正処理の推進 (p22) / 5 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置 (p25)

第2節 地球温暖化の防止

- 1 温室効果ガス削減対策の推進 (p27) / 2 エネルギーの適正利用の推進 (p29) / 3 新エネルギーの導入促進 (p30)

第3節 大気環境の保全

- 1 大気汚染の防止 (p32) / 2 自動車環境対策の推進 (p35) / 3 騒音・振動の防止 (p38) / 4 悪臭の防止 (p39)

第4節 水環境の保全

- 1 水質汚濁の防止 (p40) / 2 生活排水対策の推進 (p42) / 3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用 (p44)

第5節 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

- 1 有害化学物質対策の推進 (p48) / 2 化学物質の適正管理の推進 (p49) / 3 地下水・土壌汚染対策の推進 (p49)

第2章 人と自然が共にある環境の保全

第1節 多様な自然環境の保全

- 1 自然環境の概況 (p51) / 2 すぐれた自然の保全 (p53) / 3 里地里山の保全 (p54) / 4 水辺環境の保全 (p54)

第2節 生物の多様性の確保

- 1 貴重・希少な野生動植物の保護 (p57) / 2 地域の生態系の保全 (p57) /

第3節 自然とのふれあいの確保

- 1 自然公園等の整備・活用 (p59) / 2 森林・水辺等の保全・活用 (p59)

第4節 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

- 1 森林環境の保全 (p62) / 2 農地環境の保全 (p64) / 3 沿岸海域環境の保全 (p65)

第1節 身近な自然環境の保全・再生

- 1 身近な緑の保全・創出 (p67) / 2 身近な水辺・海辺の保全・再生 (p68) / 3 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生 (p69)

第2節 良好な景観の形成

- 1 都市景観の保全・創出 (p70) / 2 農山漁村景観の保全・復元 (p71) / 3 良好な郷土景観の形成 (p71)

第3節 歴史的・文化的環境の保全

- 1 文化財等の保護・活用 (p73) / 2 歴史的・文化的景観の保全・活用 (p74)

第3章 やすらぎと快適な環境の創造

第1節 環境経営の推進

- 1 県における環境経営の推進 (p75) / 2 市町における環境経営の促進 (p76) / 3 事業者の環境経営の促進 (p76)

第2節 環境教育・環境学習の推進

- 1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用 (p78) / 2 環境教育・環境学習の充実 (p78)

第3節 地域における環境保全活動の促進

- 1 地域における自主的な環境保全活動の促進 (p80) / 2 各主体の連携による環境保全活動の促進 (p80)

第4節 国際的な環境保全活動への協力・貢献

- 1 国際的な環境協力・貢献の推進 (p82) / 2 国際環境協力の推進 (p82)

第4章 自主・協働による環境保全活動の促進

第1節 環境保全の総合的取組の推進

- 1 基盤的施策の推進 (p83) / 2 環境汚染等の未然防止 (p85) / 3 健康被害の救済・予防 (p87) / 4 公害紛争への対応 (p88)

第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

- 1 監視・観測等の体制の整備 (p90) / 2 環境情報の整備・提供 (p91)

第3節 環境保全に関する調査研究等の推進

- 1 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 (p92) / 2 地球的規模の環境保全に関する調査研究 (p94)

第5章 共通施策

第1節 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

- 1 資源循環の推進 (p95) / 2 地球温暖化の防止 (p97) / 3 大気環境の保全 (p98) / 4 水環境の保全 (p100) / 5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進 (p101)

第2節 人と自然が共にある環境の保全

- 1 多様な自然環境の保全 (p103) / 2 生物の多様性の確保 (p103) / 3 自然とのふれあいの確保 (p104) / 4 森林・農地・沿岸海域の環境の保全 (p105)

第3節 やすらぎと快適なおいのある環境の創造

- 1 身近な自然環境の保全・再生 (p108) / 2 良好な景観の形成 (p108) / 3 歴史的・文化的環境の保全 (p109)

第4節 自主・協働による環境保全活動の促進

- 1 環境経営の推進 (p111) / 2 環境教育・環境学習の推進 (p111) / 3 地域における環境保全活動の促進 (p112) / 4 国際的な環境保全活動への協力・貢献 (p113)

第5節 共通施策

- 1 環境保全の総合的取組の推進 (p114) / 2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供 (p114) / 3 環境保全に関する調査研究等の推進 (p115)

第6章 今後の取組

1章1節

1章2節

1章3節

1章4節

1章5節

2章1節

2章2節

2章3節

2章4節

3章1節

3章2節

3章3節

4章1節

4章2節

4章3節

4章4節

5章1節

5章2節

5章3節

6章1節

6章2節

6章3節

6章4節

6章5節

総説

1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,776.87km²（平成18（2006）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成18（2006）年10月1日現在、1,867,696人（男908,440人、女959,256人）となっています。

また、県土の利用状況は、森林が総面積の64.6%を占め、以下農用地12.3%、宅地6.3%（平成16（2004）年）となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

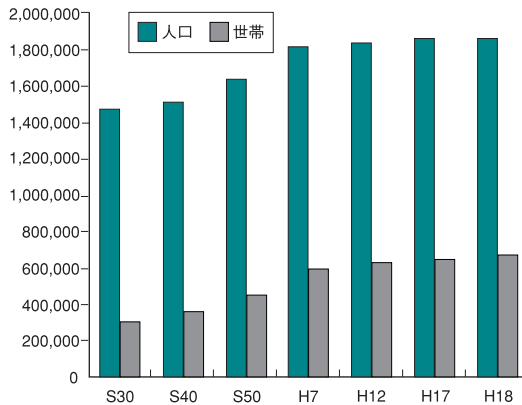
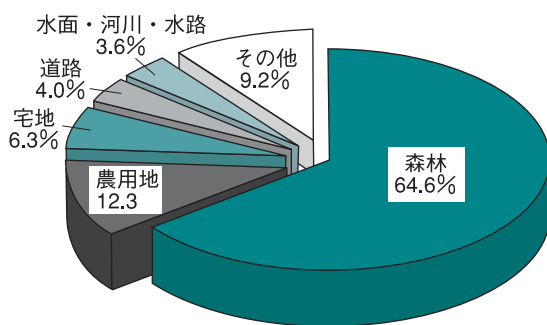


図1-2 土地利用状況



2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地で公害が問題になりました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年は、自動車排ガスによる大気汚染や廃棄物の不法投棄等による水質や土壌等への環境影響、建築物の解体等に伴う飛散アスベストによる健康被害等が問題となっています。

また、地球温暖化に伴う気候変動や生態系に及ぼす影響など、地球規模の環境問題が深刻化しつつある一方で、身近な自然環境についても、里山や森林などの荒廃が懸念されています。

これらの環境問題は、今日の社会経済活動や生活様式との関わりから引き起こされたものであり、事業者、個人等の各主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、あらゆる側面から環境に配慮した社会を形成していく必要があります。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた制度的取組が整備、推進されてきました。

一方、自然環境の保全に関しては、平成14（2002）年に新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、平成17（2005）年4月には、外来生物法が制定されるなど、自然環境分野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14（2002）年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定され、平成17（2005）年2月の京都議定書の発効を受けて、平成17（2005）年4月に京都議定書目標達成計画が策定されるなど、地球規模の環境問題への取組も着実に進められています。

本県では、平成13（2001）年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」を制定し、従来の公害規制に加え、廃棄

物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化するとともに、平成16（2004）年3月には、三重県の健全な土壌・地下水環境を保全するため、土壌汚染に関する取組を新たに加えました。

平成15（2003）年3月には「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

また、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的発展などを基本理念とした「三重の森林づくり条例」を平成17（2005）年10月に制定し、この条例の基本理念を踏まえ、平成18（2006）年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。

さらには、伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生を目標として「伊勢湾再生行動計画」を平成19（2007）年3月に策定しました。

これらの条例等を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を一層進めていきます。

3 環境政策の指針

(1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- 良好な環境の確保と将来の世代への継承
- 持続的発展が可能な社会の構築
- 生態系の均衡の保持、やすらぎと潤いのある快適な環境の確保
- 国際的協調による地球環境の保全

(2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、平成9（1997）年度に三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しましたが、策定後7年を経過し、地球温暖化の対応が急務となっているなど、環境政策を進める上で、私たちを取り巻く状況は大きく変化していることから、これらに的確に対応するため、平成16（2004）年6月に新たな基本計画を改定しました。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、また、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにするとともに、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明示しています。

計画の目標年度は、引き続き平成22（2010）年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて、次の4項目の基本目標を定めています。

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全

基本目標Ⅲ：やすらぎと潤いのある快適な環境の創造

基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の促進

また、この基本目標を達成するため、施策分野ごとに数値目標を設けるとともに、施策の区分における取組については、推進計画（アクションプラン）を策定し、より具体的な方向とよりの確な進行管理を行います。

なお、平成19（2007）年度に策定された「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」と整合を図り、平成22（2010）年度を目標年度とする新たな推進計画（アクションプラン）を策定し、引き続き、的確な進行管理を行います。

表1-1 環境基本計画数値目標進捗状況（環境基本計画進行管理表）

数値目標項目	単位	目標数値 (2010年度) ①	現状値 (2002年度他) ②	2006年度		進捗区分
				事業量・状況③	2006年度達成率 (③-②/①-②)	
1 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分の総量	千t/年	265	2001年度 454	(速報値) 664	-1.11	③
2 二酸化炭素排出量	千t (炭素換算)	6,049	2000年度 7,505	(2004年度) 7,633	-0.09	③
3 環境基準を達成した大気環境測定局の割合	%	100	66	75	0.26	③
4 水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2 mg/l以下)が維持又は浄化されている河川の 水域割合	%	93	72	92	0.95	①
5 有害化学物質の大気、水質に係る環境基準達成率	%	100	98	95	-1.50	③
6 自然環境の保全地域の面積	ha	56,800	50,013	53,485	0.51	B2
7 三重県指定希少野生動植物種の保全率	%	100	未指定	100	1.00	①
8 自然とのふれあいの場の満足度	点	67	60	57	-0.43	③
9 公益的機能発揮のための森林・農地・沿岸海域 の整備面積	ha	122,500	12,900	(2006年度) 11,127 累計 58,403	(累計達成率) 0.42	C
10 都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	m ²	9.26	7.71	8.64	0.60	B2
11 市町村の景観制度策定数	件	18	10	12	0.25	C
12 国及び県の指定文化財件数	件	890	809	873	0.79	B2
13 環境経営実践事業所数	事業所	1,440	754	1,320	0.83	B1
14 環境学習参加者数	万人	100	64	160.9	2.69	①
15 環境保全活動への参加者数	万人	35	8.5	19.2	0.40	③
16 技術移転研修受講者の満足度	点	80	57	85	1.22	①

※ 2006年度達成率の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

進捗区分の基準 数値目標

- A : 進捗率が100%以上のもの
- B 1 : 進捗率が80%以上100%未満のもの
- B 2 : 進捗率が50%以上80%未満のもの
- C : 進捗率が50%未満のもの
- D : その他

定性的目標

- ① : ほぼ所期の目標を達成したもの（数値目標のA、B 1に相当）
- ② : ある程度所期の目標を達成したもの（数値目標のB 2に相当）
- ③ : ほとんど目標が達成できていないもの（数値目標のCに相当）

4 三重県の環境森林政策の方向

明日の県民、次世代の県民に、生き生きとした森林（もり）、ごみゼロの住みやすいまち、空気や水がおいしい三重を、安心して引き継げるよう、県民、事業者、団体、行政等がパートナーとなり、三重の環境づくりを進めます。

(1) 資源循環型社会の構築

「ごみゼロ社会実現プラン」の短期目標（平成22（2010）年度）の達成に向けて、市町等と協働して実践的なモデル事業を実施し、成功事例を積み上げ、その取組の輪を広げていくとともに、市町等が実施する一般廃棄物処理施設の整備、維持管理等に対して技術的支援を行い、一般廃棄物の適切な処理を推進します。

また、廃棄物の適正処理に向けて、引き続き広域的な廃棄物処理に取り組むほか、企業活動から生じる産業廃棄物や災害時に発生する廃棄物の処理に不可欠な管理型最終処分場の設置促進をはかります。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止や、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との情報交換や監視等での連携をはかりつつ、県においても引き続き監視・指導を徹底していくとともに、産業廃棄物の不適正処理事案については、地域住民の安全・安心を確保していくため、継続的な水質調査や生活環境保全上の支障等の除去など、必要な措置を行います。

地球温暖化防止対策については、平成18（2006）年度に改定した「三重県地球温暖化対策推進計画」に基づいて温室効果ガスの排出抑制対策を進めるため、住民、事業者、市町等と連携して取組を積極的に進めるほか、県内の二酸化炭素排出量の6割を占める産業部門については県内事業所の大半を占める中小企業の省エネ対策に取り組めます。

生活排水対策については、平成18（2006）年に改定した「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、浄化槽の設置促進など、それぞれの地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を進めます。

伊勢湾の水質改善については、第6次伊勢湾水質総量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、リンの総量削減など水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

さらに、伊勢湾の再生に向け、国を含めた関係

自治体で構成する「伊勢湾再生推進会議」において策定した「伊勢湾再生行動計画（平成18（2006）年度）」を推進するため、多様な主体と連携して取り組んでいきます。

(2) 自然との共生の確保

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2005」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を県民と協働して行い、生物の多様性を確保します。

平成18（2006）年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画」に沿って、県民一人ひとりおよび事業者、森林所有者、行政などが互いに協働しながら森林づくりを進めます。

さらに、県民の皆さんの森林に対する理解を深めて森林づくりへの参画意識の醸成をはかり、「森林は大切」という意識を「森林を守る」という具体的な行動に結びつけるとともに、地域内の連携や地域間の交流を活性化して多様な主体による森林づくりを進めます。

また、林業の生産活動が将来にわたり継続して行えるよう、技術向上研修の開催等による森林づくりの担い手の育成や融資制度の整備、経営指導等により、意欲ある林業事業者等の育成強化をはかります。

(3) 環境保全活動の推進

「持続可能な社会の構築」に向けて、環境経営の理念の一層の普及をはかるとともに、事業活動における環境負荷を低減するため、小規模事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステム（M-EMS：ミームス）の普及をはかります。また、「企業環境ネットワーク・みえ」「みえ・グリーン購入倶楽部」と連携・協働して、日本環境経営大賞を受賞した優れた取組事例等の紹介を行うなど、環境経営の普及に取り組めます。

トピックス

「ごみゼロ社会」実現推進事業 (ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業)

平成16年度に県民の皆さんの参画をいただいて「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、平成17年度からは、プラン内容に沿って市町がモデル的に行うごみ減量化の取組を、プラン推進モデル事業として支援しています。

平成17～18年度においては、6件のモデル事業を実施し、市町をはじめ地域住民・事業者・NPO等団体の皆さんに県も含めて、お互いに連携・協働して取り組みました。

このうち、平成18年度に実施された2件のモデル事業を紹介させていただきます。東員町の「町民参画による町ごみ処理基本計画づくり」の取組は、町民やNPO等で作る計画策定町民会議において、アンケートや先進地視察とともに検討が進められ、より住民の皆さんに親しみやすく分かりやすいパンフレット形式のごみ処理基本計画が作成されています。プランの発表会も開催され、今後のプランの推進は公募町民からなる「東員町ごみゼロプラン推進委員会」の手によりフォローされます。

鳥羽市の「リサイクルパーク整備事業」は、計画検討段階から市民が事業に参画し、整備された施設の管理運営はこの市民からなるNPO「とばりサイクルネットワーク」の手で担われています。利用する市民の皆さんは新聞やペットボトル等の資源ごみをいつでも持ち込めたり、生ごみを堆肥化する施設と出来た堆肥を使い野菜や果物を栽培する試験農園や環境教室なども整備されており、市民の皆さんの交流の拠点となっています。

このように、取り組まれた市町においては、住民の方々をはじめ事業者、団体、行政等の多様な主体間の、ごみ減量化に向けた連携・協働が着実に進んでいます。

鳥羽リサイクルパーク



資源ごみ保管施設



リユースショップ



東員町ごみゼロプラン



家庭で使う
堆肥ケース
「ひなたぼっこ」



生ごみ堆肥化施設

策定会議での議論

トピックス

不法投棄等の是正推進事業 (安全性確認調査等)

過去の産業廃棄物不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障等が懸念された11事案について、平成16年度から18年度までの3年間で安全性確認調査を行いました。

現在、この調査結果にもとづき、生活環境保全上の支障、又はそのおそれが認められた事案については、原因者等に対して支障等の除去を講じるよう措置命令を発出し、その是正に取り組んでいます。

また、原因者等が措置を講じない場合等には、県が支障等の除去措置を講じています（行政代執行）。

なお、上記以外の産業廃棄物不適正処理事案についても指導を行い、鈴鹿市深溝町地内において硫酸ピッチ入りドラム缶488本及びフレコンバックに入ったスラッジ84トン、津市芸濃町地内において廃プラスチック類4,500㎡、伊賀市大野木地内において廃たみ約6,000枚を、それぞれ全量撤去させました。

平成18年度の撤去指導事案（撤去時期：平成19年2月頃）
津市芸濃町中縄地内 不法投棄現場



撤去前



撤去後

連携で進める 「キッズISO14000プログラム」

三重県では、平成17年6月に策定した「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を踏まえ、多様な主体が協働・連携することによって環境保全活動の輪を拡げていくため、学校、企業、NPO、行政が連携した取組として、「キッズISO14000プログラム」を用いた環境教育の実践活動を推進しています。

キッズISO14000プログラムは、小学校児童の家庭において、電気、ガス、水道などの省エネルギー活動や、ごみの削減、リサイクル活動などの取組を、子どもが環境リーダーとなって家族全員で実践し、環境への関心を高めるものです。

この取組は、企業がCSR（企業の社会的責任）の一環として、NPO法人国際芸術技術協力機構（Artech：アーテック）が開発したワークブックを学校に提供するとともに、企業内に子どもたちが取り組んだ活動結果を評価するインストラクターを養成し、子どもたち一人ひとりに評価書を返すことを特長としており、学校は子どもたちにワークブックの進め方を説明し、行政は事業コーディネートやインストラクター研修会を開催するなど、各主体の協働により実施しています。

平成18年度は、企業3社（株式会社東芝セミコンダクター社四日市工場、富士ゼロックス三重株式会社、京セラミタ株式会社玉城工場）の協力を得て、モデル的に3市町（四日市市、津市、玉城町）の5つの小学校で、約250名の児童が取り組みました。

今後は、地元地域との環境コミュニケーションに積極的な企業など、さらに多くの企業からの協力を得て取組市町や実施校を拡大していくとともに、インストラクターの育成等による県内のワークブックの評価体制の整備を進めていきます。



トピックス

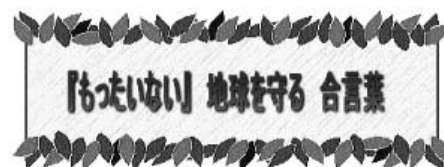
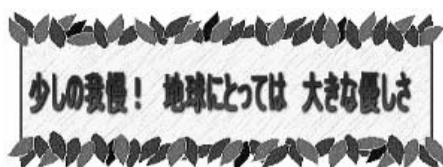
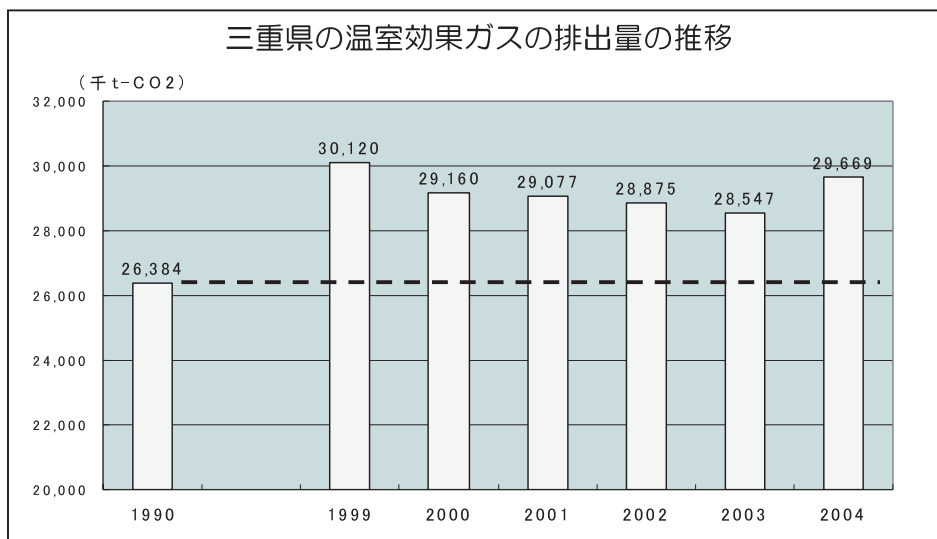
三重県地球温暖化対策推進計画の改定

三重県では、1997年に採択された京都議定書の趣旨を踏まえ、2000年3月に2010年度までに温室効果ガスの排出量を基準年度（1990年度）比で6%削減することを目標とした「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

京都議定書の発効を受けて2005年4月に策定された国の京都議定書目標達成計画を踏まえるとともに、県内の温室効果ガスの排出状況や課題を整理し、これからの地球温暖化対策を一層推進するため、2007年3月に計画を改定しました。

2003年度の温室効果ガス排出量が基準年度に比べて増加していることや、景気回復状況及び今後の経済見通しなどを考慮して、温室効果ガス排出目標を2010年度までに基準年度比で3%減に修正しました。

地球温暖化対策については、これまでも重点プログラムとして取り組んできましたが、平成19年度からはじまった第2次戦略計画においても、重点的な取組「みえの舞台づくりプログラム」に位置づけ、目標達成に向けて、県民、事業者の皆様と一緒に地球温暖化防止に取り組んでいきます。



平成18年度地球温暖化防止啓発標語・絵画コンクール特選作品

ダイオキシン類等の排出規制

近年、燃料の多様化や廃棄物の有効利用の進展に伴い、プラスチックや廃棄物等を固形化した燃料を使用するボイラーが設置されており、石油価格の高騰が続く中、今後もこのような燃料を使用する施設の増加が考えられます。しかし、この施設からはダイオキシン類や塩化水素が排出されることが懸念されます。

ダイオキシン類等の排出は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等で規制されていますが、廃棄物ではないものを燃焼するボイラー等の施設については規制されていませんでした。

このため、本県は三重県環境審議会に、ボイラーに係るダイオキシン類等の排出規制について諮問したところ、平成18年12月に答申がありました。その概要は次のとおりです。

- (1) 条例において、プラスチック等を燃料として使用するボイラーを対象としたダイオキシン類等の排出基準を設定し、規制を行うこと。
- (2) ダイオキシン類等の排出基準を設定する施設は、ボイラーだけでなく、プラスチック等を使用することが可能であるばい煙発生施設等を対象とすること。
- (3) RDF（廃棄物固形化燃料）は、今後廃棄物ではないものとして扱われるようになることを想定し、規制の対象として規定すること。
- (4) 排出基準や測定方法は、固体の燃料を燃焼させることから、同様に燃焼反応を伴う施設である廃棄物焼却炉と同等の内容とすること。

本県では答申に従い、「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」を平成19年3月に改正し、同年7月からボイラー等に係るダイオキシン類等の排出規制を実施しています。



トピックス

「伊勢湾再生行動計画」の策定

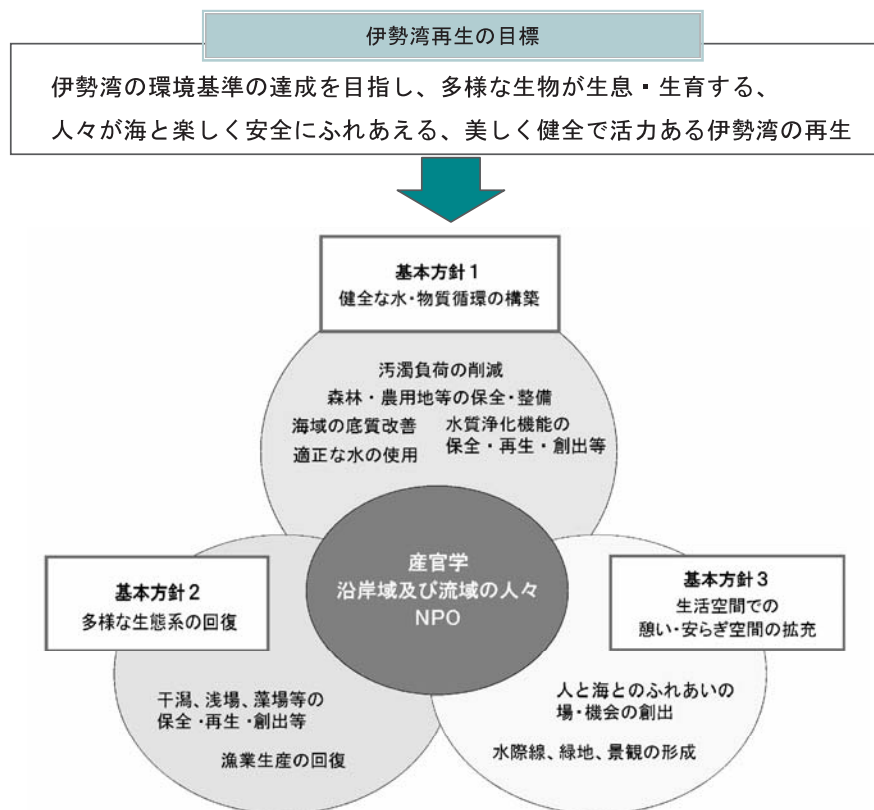
伊勢湾は、県民の生活・文化や産業活動など、多くの面で私たちと深い関わりがあり、その存在自体がかけがえのない資源・資産でもあります。しかし、近年、水環境の悪化、干潟・藻場・浅場等の減少による自然浄化能力の低下、地場産業を支えてきた沿岸漁業の低迷、親水空間の減少など多くの課題も抱えています。

このような状況を踏まえ、伊勢湾を再生し、健全な姿で次世代に継承するためには、三重県のみならず、伊勢湾に関係する全ての自治体や国等が共通認識を持ち、連携して取り組んでいくことが重要です。

そこで、平成18年2月に、国の関係省庁と三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立し、平成19年3月に「伊勢湾再生行動計画」を策定しました。

行動計画では、「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する」をスローガンに、①健全な水・物質循環の構築 ②多様な生態系の回復③生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充 の3つの基本方針に沿って、伊勢湾再生のための目標である「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」を目指すこととしています。

今後は、沿岸域及び流域の人々やNPO、産学官等の多様な主体が協働・連携して、この行動計画を推進し、伊勢湾の再生を図っていきます。



三重のもりづくり月間の取組

平成17年10月に制定されました「三重の森林づくり条例」では、森林のもたらす恩恵についての県民のみなさんの理解を深め、森林づくりに参画するために、毎年10月を「三重のもりづくり月間」と決めました。この期間中、森林づくりに関するイベントを県内各地で開催しました。

中央行事として、平成18年10月7日(土)に、じばさん三重(四日市市)において、「社会全体で支える三重の森林づくりを考える」をテーマに森林フォーラム2006を次の内容で開催しました。

- ・女優星野知子さんの講演、パネルディスカッション
- ・木工教室、森林セラピー体験、森の写真展等
- ・参加者 約200人

また、県内7地域で、森林や林業を体験する「森の講座」を開催しました。

- ・参加者 約450人



森林フォーラム：星野知子さんの講演



森の講座：四日市会場



森林フォーラム：木工教室



森の講座：熊野会場

トピックス

第48回自然公園大会の開催

自然公園大会は環境省が主唱する「自然に親しむ運動」の中心行事として、自然と私たちとの関係について考え、自然を守り、人と自然との豊かなふれあいを推進するための祭典で、国立公園や国定公園を舞台に昭和34年から毎年開催されています。

平成18年11月8日、9日の2日間、伊勢志摩国立公園で、国立公園指定60周年記念と併せて第48回自然公園大会が開催されました。

大会1日目（11月8日）は、志摩市阿児町の阿児アリーナで常陸宮同妃両殿下のご臨席のもとオープニングセレモニーや自然公園関係功労者の表彰などの「式典」の他、志摩市浜島町の合歓の郷では、地元の物産品などの出店ブースが集まる「ふれあい広場」、英虞湾に沈む夕陽を見ながらステージイベントを楽しむ「夕べのつどい」が開催され、2日目（11月9日）は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町の各地でウォーキングやシーカヤック体験、英虞湾遊覧など、自然体験を中心とした「野外活動」（全20コース）が実施されました。

2日間の大会や春から開催されているプレイベントに延べ31,000人の参加があり、自然との豊かなふれあいを体験し、自然を大切にすることを育むことができました。



平成16年度発生災害による 治山・林道関係災害復旧状況

平成16年度は、県南部を中心に9回にわたり山地災害を受け、特に台風21号災は県全体で218億円を超える治山関係被害がありました。また、林道は、199路線・386箇所・41億円が災害復旧事業の対象となるなど、甚大な被害を受けました。

1 (山地災害)

山地災害の復旧については、342箇所、128億円の全体復旧構想に基づき、平成16年度は約16億1千万円で復旧工事に着手したことを皮切りに、平成17年度は大台町(旧宮川村)をはじめとして約31億7千万円を、平成18年度には約24億2千万円を投じて復旧工事を進め、平成18年度末の復旧累計進捗率は56%となりました。

なお、平成19年度は約16億3千万円の予算により、復旧累計進捗率は69%となる見込みです。さらに、被災から5年目に当たる平成20年度末には73%の復旧を想定しています。

2 (治山施設災害)

治山施設災害復旧については、平成16年度予算約2億6千万円で70%を実施し、平成17年度で完了しました。

3 (林道施設災害)

林道施設災害復旧については、386箇所、41億円の全体復旧構想に基づき、平成16年度事業として17億6千万円(進捗率52%)、平成17年度事業として16億6千万円(進捗率97%)、最終年度の平成18年度においては、残事業分約1億8千万円を予算計上し(進捗率100%)一部は繰越したものの、平成19年8月にはすべて完了いたしました。



被災状況



復旧状況



被災状況



復旧状況

第1節

資源循環の推進

1 廃棄物の発生と処理の状況

1-1 一般廃棄物（ごみ）の状況

平成17(2005)年度におけるごみの総排出量^(注1)は774,590 tで1人当りに換算すると1,137g/人・日^(注2)となっています。処理の内訳は図1-1-1のとおりであり、焼却処理が全体の約57%を占め、埋立処理が全体の約8%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は30.8%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-1-2のとおりであり、ここ数年は漸減傾向となっています。

1-2 一般廃棄物（し尿）の状況

平成17(2005)年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む。以下同じ）の総量は676,248klです。また処理の内訳は図1-1-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約82%を占め、次いで海洋投入が全体の約15%を占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-1-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は減少傾向にあります。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合83.2%は、全国水準（平成17(2005)年度全国平均：88.9%）に比べると低い水準となっています。

図1-1-1 ごみ処理内訳（平成17年度）

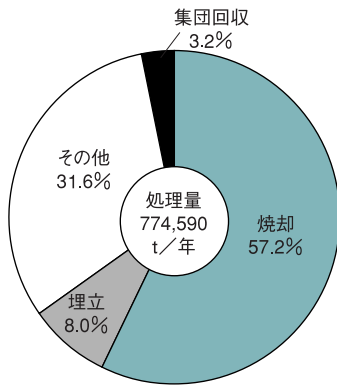


図1-1-3 くみ取りし尿処理内訳（平成17年度）

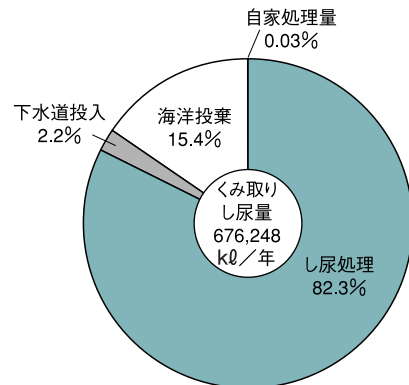


図1-1-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出総量の推移

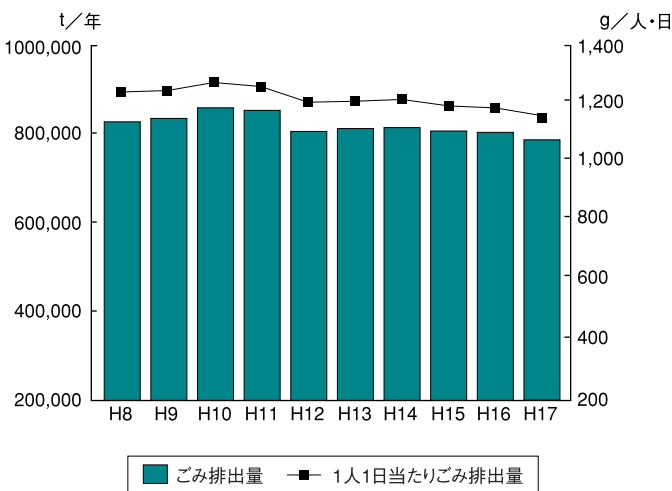
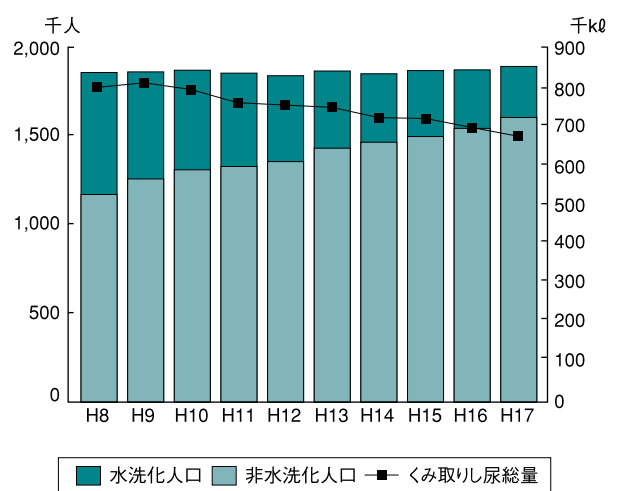


図1-1-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移



(注1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、今回からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含め修正しました。

【平成16年度まで】ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

【平成17年度から】ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

(注2) 16年度までの集計方法による平成17年度の実績は、1,102g/人・日です。

1-3 リサイクルの状況

(1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物のリサイクルについて、三重県における資源化率は近年、徐々に伸びており、平成17(2005)年度で28.5% (県内全市町村のごみ資源化量213,616 t / 処理施設で行うごみ総排出量749,722 t)、集団回収による資源化量(24,868 t)

を加えたりサイクル率でみると30.8%となっています。

また、平成9(1997)年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12(2000)年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町村の分別収集状況は表1-1-1のとおりです。

表1-1-1 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

品目	平成15(2003)年度		平成16(2004)年度		平成17(2005)年度	
	市町村数 (H15.4.1 時点総数69)	収集量(t)	市町村数 (H16.4.1 時点総数66)	収集量(t)	市町村数 (H17.4.1 時点総数47)	収集量(t)
無色ガラスびん	60	5,000	57	4,832	44	4,626
茶色ガラスびん	61	4,794	58	4,510	44	4,458
その他ガラスびん	62	2,303	58	2,243	44	2,166
ペットボトル	69	2,822	66	2,982	47	3,239
スチール缶	64	8,126	63	7,637	46	6,485
アルミ缶	63	1,543	63	1,588	46	1,767
飲料用紙パック	42	252	44	318	30	350
その他プラスチック製容器包装	32	2,260	44	6,636	36	7,025
うち白色トレイ	23	111	24	86	17	81
その他紙製容器包装	11	2,099	13	1,946	11	1,237
段ボール	52	10,865	53	10,493	41	10,353

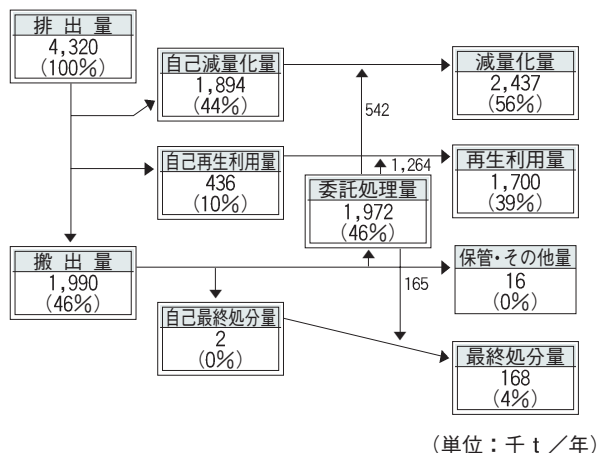
1-4 産業廃棄物の状況

県では、おおむね5年毎に産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成16(2004)年度の1年間に三重県内で排出された産業廃棄物は4,320千トンで、その処理状況の概要は図1-1-5のとおりとなっています。

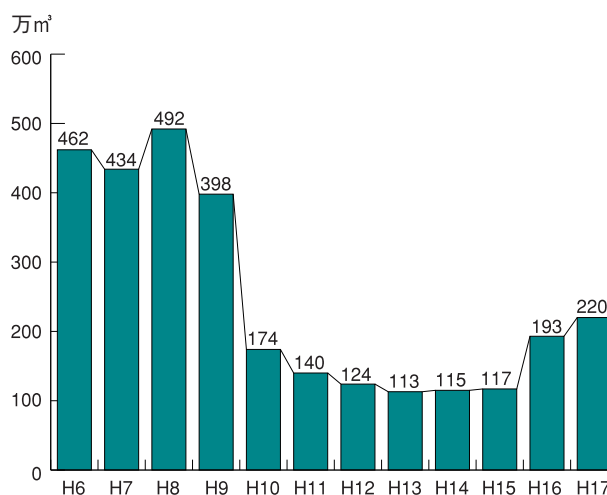
また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-1-6のとおりです。

図1-1-5 発生及び処理状況の概要 (平成17年度)



(注)千トン未満を四捨五入してあるため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

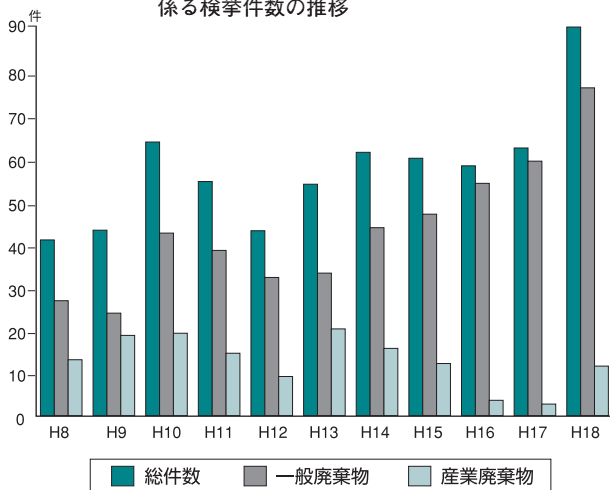
図1-1-6 最終処分場の残余容量の推移



不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-1-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は30件以内の間で推移しています。

なお、平成18(2006)年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は13件でした。

図1-1-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

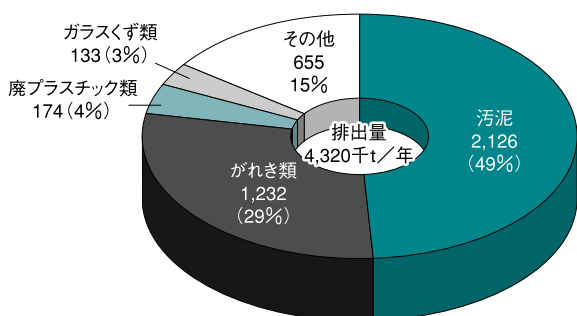


(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（49％）が最も多く、次いでがれき類（29％）となっており、この2種類で全体の78％を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては水分を含み多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図1-1-8 種類別の排出量（平成16年度）



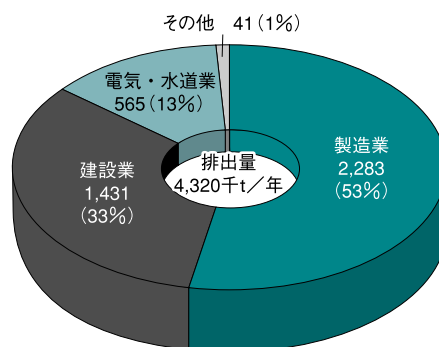
(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（53％）が最も多く、次いで建設業（33％）、電気・水道業（13％）となっており、この3業種で全体の約99％を占めています。

なお、製造業から発生する産業廃棄物の6割を占める汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量で見ると建設業が最も多い業種となります。

また、同様に電気・水道業（特に下水道業）は、排出される汚泥のほとんどが脱水等により減量されるため、排出量では全体の13％を占めますが、搬出量で見ると全体の2％となります。

図1-1-9 業種別の排出量（平成16年度）



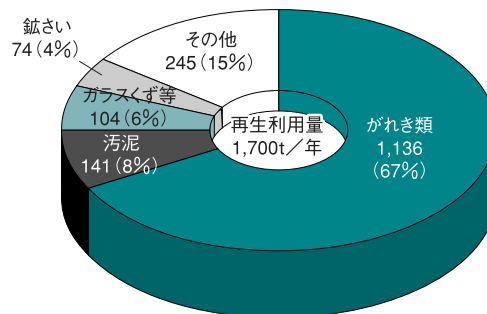
(3) 産業廃棄物の状況

再生利用量は1,700千トン／年となっており、総排出量の39％を占めています。

種類別にみると、がれき類（67％）が最も多く、以下、汚泥（8％）、ガラスくず等（6％）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量406千トン／年、委託中間処理後再生利用量1,264千トン／年、自己未処理自己再生利用量30千トン／年に区分されます。

図1-1-10 種類別の再生利用量（平成16年度）



2 三重県廃棄物処理計画の推進

2-1 廃棄物処理計画の策定

三重県では、平成9（1997）年に「廃棄物総合対策」を策定し、一般廃棄物と産業廃棄物を通じた適正処理のための施策を推進してきました。

その後、平成12（2000）年の廃棄物処理法の改正で、都道府県は廃棄物の減量その他適正な処理を推進するため、「廃棄物処理計画」を定めることとされました。

そのため、廃棄物を取り巻く実態なども踏まえて、平成16（2004）年3月に「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画では計画の目指す基本的な方向を次のとおり定めています。

- 1 環境経営の推進による社会基盤の充実
- 2 持続可能な資源循環の実現
- 3 安全・安心な廃棄物処理の確立

また、県の「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」（平成15年（2003年）11月25日公表）に基づき、県民参画のもと、平成17年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定しました。このプランは20年後のごみゼロ社会実現に向け、多様な主体が協働していくための指針となるものです。

廃棄物処理計画では目標年度を平成22（2010）年度、ごみゼロ社会実現プランでは最終目標年度を平成37（2025）年度とし、廃棄物の減量・適正処理に関する数値目標を定め、この目標達成のために県民、事業者、市町、県それぞれが自己の責任と役割を自覚し、主体的あるいは互いに連携、協働して取り組みを行うこととしています。

廃棄物処理計画廃棄物処理計画の目標値 （目標年度：平成22年度）

産業廃棄物

- 排出量 3,650千 t
（平成12年度3,267千 t に対して増加を12%に抑制）
- 再生利用率 42%（平成12年度35%）
- 最終処分量 170千 t
（平成12年度345千 t に対して半減）

ごみゼロプランの目標値 （最終目標年度：平成37年度）

一般廃棄物

(1)ごみの減量化

①発生・排出抑制に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみ排出量削減率 (対2002年度実績)	家庭系ごみ 6% 事業系ごみ 5%	家庭系ごみ 13% 事業系ごみ 13%	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 30%

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
家庭系535千 t → 375千 t
事業系252千 t → 176千 t

②資源の有効利用に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
資源としての再利用率	21%	30%	50%

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
14.0% → 50%

③ごみの適正処分にに関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみの最終処分量	81,000 t (対2002年度約46%減)	76,000 t (対2002年度約50%減)	0 t

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
151,386 t → 0 t

(2)多様な主体の参画・協働

指標	現状値	数値目標		
		短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率	58.2%	80%	90%	100%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率	39.4%	60%	90%	100%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	38.5%	60%	90%	100%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率	—	90%	100%	100%

3 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進

3-1 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の推進

プランの具体的な施策を効果的なものとするための実験的・実証的なモデル事業として、2市町が行った「町民参画によるごみ処理基本計画づくり」「リサイクルパーク整備事業」「事業系ごみの減量化手法検討調査」に対して補助を行いました。

(2) ごみ減量化の促進

ごみの排出を抑制し、資源循環型社会を構築していくため、市町が住民、NPOなどの地域主体と協働して取り組むモデル事業として、2市町が

行った資源回収ステーションなどの整備に対して補助を行いました。

(3) リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例にもとづきリサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。

(平成19(2007)年3月末の製品認定数：123製品)

また、フェロシルト問題を契機として、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、認定制度の見直しを行い、平成18(2006)年3月に三重県リサイクル製品利用推進条例を改正しました。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の第4期分別収集計画(計画期間：平成18(2006)年度から22(2010)年度)の推進を行いました。

(5) RDF化処理の安全性の確保

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るごみのRDF(固形燃料)化について、製造施設の安全管理の指導に努めました。

の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では生活創造圏単位に建設副産物対策地区連絡協議会を設置し、啓発、情報交換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

(8) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用促進を支援しました。

(9) 企業及び排出事業者等への支援

- 産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。
- 平成16(2004)年度産業廃棄物の処理実績に基づく、平成17(2005)年度の税収は約9千4百万円でした。

(10) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

- グリーン購入を県内に普及するため、平成15(2003)年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク組織「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立しました。(平成19(2007)年3月末現在：参加組織数122 うち企業環境ネットワーク・みえ会員67)
- 「みえ・グリーン購入倶楽部」との協働で、セミナー等の開催を始め、東海三県一市(三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市)の行政とチェーンストアなど企業と連携して広域的なキャンペーンを展開しています。(キャンペーン：平成19(2007)年1月14日からの1ヶ月間、東海三県一市内2,777店舗 うち三重県内435店舗)

(11) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化

- 環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間や行政の協働・連携により、環境経営取組の向上を図るため、平成12(2000)年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」が設立されました。(平成19(2007)年3月末現在：参加企業数290社)

表1-1-2 RDF化施設整備状況

市町等	規模	整備期間	稼働年度
紀北町 (旧海山町)	20 t/日	9~10年度	11年度
香肌奥伊勢資源化 広域連合	44 t/日	11~12年度	13年度
桑名広域清掃 事業組合	230 t/日	11~14年度	14年度
伊賀市	135 t/日	12~14年度	14年度
南牟婁清掃 施設組合	23 t/日	12~14年度	14年度
志摩市	12 t/日	13~14年度	14年度
紀北町 (旧紀伊長島町)	21 t/日	13~14年度	14年度

(6) 環境保全型畜産の推進

地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るための基礎調査として「畜産経営環境保全実態調査」を実施しました。

(7) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量

表1-1-3 畜産経営環境保全実態調査（畜産に起因する環境問題発生件数）（平成18年度）

（単位：戸数）

区分 畜産	畜産環境問題の種類								計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁と悪臭発生	水質汚濁と害虫発生	悪臭発生と害虫発生	水質汚濁悪臭発生害虫発生	その他	
豚	1	4	0	0	0	0	0	0	5
採卵鶏	1	4	2	1	0	0	1	2	11
ブロイラー	0	2	0	0	0	0	0	1	3
乳用牛	1	5	0	2	0	1	1	1	11
肉用牛	3	3	0	0	0	0	1	1	8
計	6	18	2	3	0	1	3	5	38

•平成15(2003)年度から、環境技術指導員を設置し、会員企業間の情報交流の促進やコーディネートを行っています。また、地域環境コミュニケーションのあり方など特定テーマのセミナーや研究会開催等により、環境経営取組の向上を図っています。

(12) 下水道汚泥の有効利用

平成18(2006)年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の5処理場を含めて35処理場があり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで約52.4千t/年です。その内、87%にあたる45.6千t/年はセメント原料、緑農地への利用等に有効利用しました。

(13) 浄水場の汚泥の有効利用

平成18(2006)年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は、約5,800m³であり、その内5,700m³を園芸用培土(300m³)、グラント改良材(2,400m³)、セメント原料(3,000m³)として有効利用しました。

4 廃棄物の適正処理の推進

4-1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ処理施設

平成17(2005)年度末におけるごみ処理施設は、1県11市4町5事務組合・広域連合に35施設(休廃止施設を除く)が設置されており、県全体の処理能力合計は2,739t/日です。

イ 粗大ごみ処理施設

平成17(2005)年度末における粗大ごみ処理施設は、6市2町2事務組合に12施設(休廃止施設を除く)が設置されており、県全体の処理能力合計は398t/日です。

ウ 埋立処分地施設

平成17(2005)年度末における埋立処分地施設は、12市6町2事務組合に38施設(残余容量のない施設を除く)が設置されており、埋立地面積876,816m²、全体容量7,641,609m³です。残余容量は2,195,772m³となっており、その残余年数は、年間埋立量260,175m³から推定すると約8年分となっています。

(2) ごみの収集及び処理の状況

ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町(事務組合を含む)の直営または委託が497,591t/年と収集量全体の75.3%を占め、残りの162,892t/年が許可業者となっています。

イ 処理形態

平成17(2005)年度のごみ排出量は749,722t/年で、平成16(2004)年度に比べて23,564t/年(3.0%)減少しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が443,262t/年(59.1%)、直接埋立が61,713t/年(8.2%)、直接資源化が70,923t/年(9.5%)などとなっています。

表1-1-4 ごみ処理施設数等(平成17年度末)

施設種別	焼却処理施設			ごみ燃料化施設	合計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	9	1	18	7	35
処理能力(t/日)	1,730	100	424	485	2,739

表1-1-5 粗大ごみ処理施設数等(平成17年度末)

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	8	1	3	12
施設能力(t/日)	339	15	44	398

第1章 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

1章1節

●資源循環の推進

表1-1-6 埋立処分地施設数（平成17年度末）

施設種別	山間	平地	計
施設数	32	6	38
全体容量 (m ³)	7,209,746	431,863	7,641,609
残余容量 (m ³)	2,124,549	71,223	2,195,772

表1-1-7 ごみの収集形態（平成17年度末）

区分	収集量	比率(%)	
市町・組合による収集	直営	287,065 t / 年	43.5
	委託	210,526 t / 年	31.9
	小計	497,591 t / 年	75.3
許可業者による集計	162,892 t / 年	24.7	
合計	660,483 t / 年		

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市町等が策定する循環型社会形成推進地域計画において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

4-2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は573施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて36施設となっています。

表1-1-8 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

（平成19年3月31日）

事務所 環境室（環境課）	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
桑名	99 (96)	6 (2)
四日市（四日市）	132 (129)	13 (8)
四日市（鈴鹿）	59 (59)	3 (3)
津	65 (55)	4 (2)
松阪	41 (40)	4 (0)
伊勢	60 (58)	1 (1)
伊賀	80 (72)	5 (4)
尾鷲	20 (20)	0 (0)
熊野	17 (17)	0 (0)
計	573 (546)	36 (20)

注1) 設置数欄の（ ）内は、現在稼働中の施設を示します。

注2) 最終処分場の設置数は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表1-1-9 産業廃棄物処理施設の種別設置状況

中間処理施設

（平成19年3月31日）

種類	設置数	
汚泥の脱水施設	213 (212)	
汚泥の乾燥施設	20 (20)	
廃油の油水分離施設	11 (10)	
廃酸・廃アルカリの中和施設	6 (6)	
破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	51 (44)
	木くず・がれき類の破碎施設	185 (169)
	小計	236 (213)
P C B等分解施設	0 (0)	
焼却施設	汚泥の焼却施設	17 (17)
	廃油の焼却施設	18 (18)
	廃プラスチック類の焼却施設	27 (25)
	その他産廃の焼却施設	25 (25)
	小計	87 (85)
合計	573 (546)	

注1) 設置数欄の（ ）内は、現在稼働中の施設を示します。

注2) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です（例：汚泥と廃油の焼却施設1基→汚泥の焼却施設1、廃油の焼却施設1）。

表1-1-10 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成18年度）

（単位：地域数）

事業名	総事業費(千円)	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化処理	畜舎	その他	備考
資源循環型畜産確立対策推進事業	59,158	1	0		0		4	

表1-1-11 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

事業名	内容	実施年月	概要
資源循環型畜産確立対策推進事業	環境保全型畜産確立対策資料の配布	平成19年3月	実態調査結果、処理技術等の資料

表1-1-12 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価基準適合事業者数

（平成19年3月31日現在）

許可区分	評価基準適合事業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	5	6	11
産業廃棄物処分業	0	2	2
特別管理産業廃棄物収集運搬業	1	0	1
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0

(2) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

(3) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

このため、県や市町などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

(4) 産業廃棄物処理業者の優良性評価基準適合状況

三重県では、平成18年度から「産業廃棄物の処理業者の優良性判断に係る評価制度」を運用しています。この制度は、「遵法性」、「情報公開性」、「環境保全への取り組み」の3つの要件について、一定の基準を満たした処理業者を「優良性評価基準適合事業者」として認定するものです。

三重県における優良性評価基準適合事業者の状況は、表1-1-12のとおりです。

(5) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成18（2006）年度には920事業

場から届出がありました。

表1-1-13 PCB廃棄物保管届出状況

（平成18年度届出分）

PCB廃棄物の種類	事業場数	数量
高圧コンデンサ	858	6,820台
低圧コンデンサ	85	9,847台
高圧トランス	71	410台
低圧トランス	13	57台
安定器	234	67,421台
上記以外	150	廃油 106 t 汚染布 3 t その他機器 660台 その他 70 t

※事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。
 ※「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。
 ※「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノーカーボン紙などが含まれています。
 ※上記以外に、中部電力(株)が絶縁油を除去した柱上トランス32,908台を保管しています。
 ※廃油、汚染布、その他については1ℓ=1kgとして換算

(6) 自主情報公開の推進

産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進するため、民間企業出身の環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者等に対して、適正管理推進マニュアル及び自主情報公開ガイドラインに基づいた計画策定と自主的な情報公開を指導しました。

その結果、平成18年度末現在で適正管理計画書等の自主情報公開実施事業者数は502社となりました。

4-3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

廃棄物処理センターの整備

(財)三重県環境保全事業団が廃棄物処理センターの指定を受け、市・町の焼却残さを広域的に処理し、産業廃棄物を公的関与で処理する目的で、平成14年にガス化溶融施設を建設しました。この施設の稼働に対する支援を行うことにより、廃棄物の適正処理を推進しました。

また、産業廃棄物の不適正処理に対する不信感により新たな最終処分場の設置が進みにくい状況から、公的関与による管理型最終処分場の整備について準備や検討を進めてきました。

廃棄物処理センターガス化溶融処理施設概要

項 目		諸 元
施設の種類		ガス化溶融施設
処理対象 廃 棄 物	一般廃棄物	焼却残さ
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻 ダスト類 等
施設規模		240 t / 日 (80 t × 3 系列)

4-4 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入処分は縮小又は禁止に向っていることを踏まえ、わが国においても、平成14年1月に廃棄物処理法施行令の一部改正がなされ、平成14(2002)年2月1日からし尿等の海洋投入処分が禁止となり、施行日から5年間の猶予が設けられました。

このため、し尿の海洋投入処分の解消に向けて、引き続き関係市町等に指導等を行いました。関係市町等は、し尿処理施設の整備等を行い、平成19(2007)年2月1日以降、全てのし尿は陸上処理されました。

また、下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

5 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

5-1 監視・指導の強化

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されていますが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があとを絶ちません。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で発生しています。

なお、三重県における平成18(2006)年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は13件となっています。

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-1-14及び表1-1-15に示すとおりであり、苦情の内容については野外焼却行為をはじめとする大気汚染及び悪臭に関するものが多くなっています。

表1-1-14 廃棄物に係る苦情発生件数

(平成14~18年度)

年度	発生源				計
	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物		
H14	3	—	245		248
H15	—	—	238		238
H16	4	—	222		226
H17	36	—	232		268
H18	9	—	184		193

表1-1-15 平成18年度における廃棄物に係る苦情発生内容
(カッコ内は平成17年度)

発生源原因	平成18年度						計
	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ・昆虫	騒音	その他	
ごみ処理場	— (4)	—	6 (5)	—	2 (—)	— (27)	8 (36)
し尿処理場	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物	63 (62)	5 (11)	12 (21)	1 (—)	2 (2)	102 (136)	185 (232)
計	63 (66)	5 (11)	18 (26)	1 (—)	4 (2)	102 (163)	193 (268)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成18（2006）年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-1-16に示すとおりであり、違反発生件数は1,906件で、前年度より増加しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,900件あり、その違反内容の大部分は、処理基準違反、保管基準違反、処理施設の維持管理基準違反、不法投棄、野外焼却行為等です。

表1-1-16 平成18年度の立入検査実施状況
(カッコ内は平成17年度)

検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置					
			改善命令措置命令	停止命令取消処分	始末書提出	告発	文書指導	その他
一般廃棄物処理施設	63	6	—	—	1	—	1	4
産業廃棄物排出事業所	1,718	844	7	—	9	—	28	800
産業廃棄物処理業者	1,387	708	6	2	8	—	9	712
その他	1,027	348	—	—	—	—	17	298
計	4,195 (3,747)	1,906 (1,278)	13 (15)	2 (2)	18 (16)	— (1)	55 (24)	1,814 (1,207)

(4) 監視・指導の強化

ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立ち入り検査及び監視、指導を強化しました。

イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設しており、不法投棄等の通報を受け付けています。平成18（2006）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-1-11のとおりであり、通報件数は32件で、野外焼却、不法投棄に関するものが53%を占めていました。

ウ 排出事業者、処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。

エ 県境付近で岐阜県、滋賀県等との共同によるほか、愛知、岐阜、三重、名古屋市の三県一市でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

オ 過去に行われた産業廃棄物の不法投棄など不適正処理事案のうち、長期間放置され、撤去・

改善の見込みがない事案について、「県民しあわせプラン」における重点プログラムの一つとして、「安全性確認調査」を実施してきました。

平成18（2006）年度は、新たに3事案（鈴鹿市、伊賀市、松阪市）の調査を実施し、対象11事案の調査を完了しました。このうち、鈴鹿市稲生町の事案については、廃棄物が燻焼状態にあることから、原因者に対し散水等の火災防止対策を講じさせるとともに、火災発生のおそれを解消するため、可燃物の撤去等を求める措置命令を行いました。

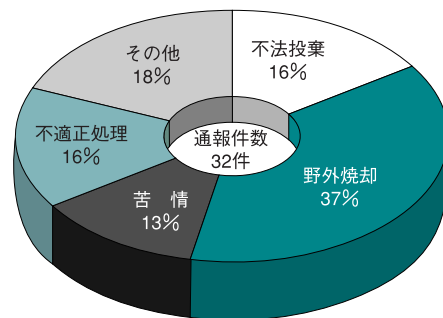
また、平成16～18（2004～2006）年度に調査を実施した四日市市大矢知町・平津町の事案についても、有害物質の拡散等のおそれがあることから、原因者に対し覆土や雨水排水対策等を講じるよう、措置命令を行いました。

なお、平成16（2004）年度に調査を実施した津市美杉町（調査当時は美杉村）の事案、及び平成17（2005）年度に調査を実施した鈴鹿市国分町の事案については、津市及び鈴鹿市が県の支援制度を活用し、景観の改善等を実施しました。

カ 桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄事案については、生活環境保全上の支障を除去するため、平成13（2001）年6月8日、行政代執行に着手し、地下水浄化等、環境汚染の修復を行っています。

また、平成17（2005）年度に措置命令を行った四日市市内山町地内の最終処分場等の不適正処理事案についても、原因者が措置を講じる見込みがないため、平成19（2007）年2月16日、硫化水素ガス対策の行政代執行に着手しました。

図1-1-11 廃棄物ダイヤル110番通報内訳
(平成18年4月～平成19年3月)



第2節

地球温暖化の防止

1 温室効果ガス削減対策の推進

1-1 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化問題の経緯

地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することを言います。最新の研究成果によると、温室効果ガスの排出がこのまま続くと今世紀末には平均気温は最高6.4℃上昇、海面水位は最高59cm上昇すると予測されています。

地球温暖化を防止するため、国際的な取組が進められており、1988(昭和63)年に政府間の公式の場として「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)が設置されました。さらに1992(平成4)年5月に地球温暖化防止の枠組みとなる条約「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。

同条約に基づき毎年締約国会議が開催され、特に、1997(平成9)年に京都で開催された第3回締約国会議(COP3)では、先進各国の温室効果ガスの削減目標を取り決めた「京都議定書」が採択されました。この議定書により我が国は、温室効果ガスの排出量を2008(平成20)～2012(平成24)年の期間に1990(平成2)年レベルより6%削減することになりました。その後、2001(平成13)年7月に開催された第6回締約国会議(COP6)再開会合(ドイツ・ボン)において、森林のCO₂吸収量の基準など京都議定書の具体的な運用ルールについて各国の合意がなされました。2002(平成14)年6月、日本も京都議定書を批准しましたが、2005(平成17)年2月に同議定書が発効しました。

(2) 国における取組

我が国における2004(平成16)年度の温室効果ガスの排出量は、1990(平成2)年に比べて約8.0%増加しています。

京都議定書で定めた我が国の排出削減目標を達成するため、1998(平成10)年に2010(平成22)年に向けた地球温暖化対策などを定めた「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。

さらに、国民、事業者、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を1999(平成11)年に施行し

表1-2-1 日本の温室効果ガス排出量の推移

	1990年 (百万CO ₂ トン)	2004年度 (百万CO ₂ トン)	伸び率 (%)
二酸化炭素(CO ₂)	1,139	1,279	12.3
メタン(CH ₄)	33.2	24.8	-26.4
一酸化二窒素(N ₂ O)	33.2	28.1	-14.4
代替フロン類	49.7	26.0	-54.0
計	1,255.1	1,357.9	8.0

※ただし、1990年の代替フロン類については1995年の値

ました。2002(平成14)年3月には、「地球温暖化対策推進大綱」を見直し、京都議定書の約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにするとともに、同年6月には、京都議定書批准に合わせ、地球温暖化対策推進法を改正しています。

2005(平成17)年2月の京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、6%削減の約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004(平成16)年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として2005(平成17)年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定しました。

(3) 県における取組(温室効果ガス削減対策)

三重県は、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民総参加により地球温暖化対策に取り組むため、1999(平成11)年度に「三重県地球温暖化対策推進計画(チャレンジ6)」を策定して、温室効果ガスの排出量を2010(平成22)年までに1990(平成2)年のレベルから6%削減することを目標に各対策に取り組んできました。

計画策定後6年を経過したことから、これまでの対策の内容やその成果を検証するとともに、京都議定書目標達成計画の内容との整合を図るため、平成19(2007)年3月に計画の見直しを行い、平成22(2010)年目標を平成2(1990)年レベルから3%削減に修正しました。

三重県の温室効果ガス排出量は、95%がCO₂であり、このCO₂排出源は、産業、運輸、民生の3部門が約93%を占めています。県内における1990年以降のCO₂排出量の推移は次のとおりです。

このことから、三重県の温暖化対策は、産業・運輸・民生の3部門におけるCO₂の排出削減を主体として進めています。

表1-2-2 県内の二酸化炭素(CO₂)排出量の推移
(単位:千t-CO₂)

部 門	排 出 量		
	1990	2003	2004
産 業 部 門	15,050	15,398	16,259
運 輸 部 門	4,154	4,620	4,461
民生家庭系部門	1,846	2,398	2,409
民生事業系部門	1,686	2,773	2,953
そ の 他	2,152	2,026	2,367
計	24,888	27,215	28,449

① 産業部門の対策

平成13(2001)年3月に公布した三重県生活環境の保全に関する条例において、エネルギー使用量の多い一定規模以上の工場等を対象として、温室効果ガスの排出削減などに関する計画(地球温暖化対策計画書)の作成と知事への提出・公表を規定しました。平成14(2002)年5月には、「三重県地球温暖化対策作成指針」を作成し(平成17(2005)年2月に改正)、対象事業所に対して、説明会の開催等により計画策定を促しました。

平成16(2004)年度から各工場を訪問し、計画のフォローアップを実施しています。

② 運輸部門の対策

三重県生活環境の保全に関する条例において、一定規模以上の駐車場の管理者等に対し、利用者へのアイドリングストップの周知を規定するとともに、自動車の使用者に対し、駐車時のアイドリングストップを規定し、自動車からのCO₂等の排出削減を進めています。

また、平成16(2004)年度に国土交通省の環境行動計画モデル事業として、北勢地域での「公共交通利用促進による地球温暖化防止実践活動の検証と定着」が選定され、平成17(2005)年度から3か年事業として、鉄道整備、駅周辺整備事業と連携してパークアンドライド社会実験等を実施しています。

③ 民生部門の対策

平成16(2004)年度から地球温暖化防止活動の拠点として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しています。また、地域における活動の推進役として「地球温暖化防止活動推進員」を県内で76名委嘱しています。

平成13(2001)年度から、県民に対して、無駄な電気の使用を抑えるなどの省エネ行動を促す「エコポイント」事業を実施していますが、平成17(2005)年度から民間の事業者と連携した新しい仕

組みを開始し、温暖化対策の普及・啓発に努めています。

さらに、県は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成11(1999)年度に認証取得したISO14001の取組との整合を図り、県自らの事務・事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組むため、平成13(2001)年3月に「三重県地球温暖化対策率先実行計画」を作成し、全庁的な取組の推進と進行管理を実行しています。この結果、平成16(2004)年度末までに平成2(1990)年度比で7.9%削減する目標に対して、平成16(2004)年度実施で7.5%削減しました。また、対象範囲等を見直した第2次計画を平成17(2005)年10月に策定し、より一層の取組を推進しています。

また、地球温暖化対策に率先して行政が取り組むため、県内の市町等に対して地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する実行計画の策定を働きかけました。

1-2 フロン対策の推進

(1) オゾン層の保護

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材の発泡剤、プリント基板の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロン(クロロフルオロカーボン等)が成層圏に達してから分解し、生じた塩素原子がオゾン分子を破壊するものです。オゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収しており、その破壊により、ガン発生率の増加など人体への影響の他、植物の成長抑制や水生生物への悪影響等、生態系全体への影響が懸念されています。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が締結され、これに基づくモントリオール議定書により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、平成7(1995)年末には先進国における特定フロンの生産及び輸出入が全廃されました。

我が国においても、昭和63(1988)年にオゾン層保護法が制定され、その後、平成11(1999)年に家電リサイクル法、平成13(2001)年にフロン回収破壊法が制定されたことで、フロンの排出抑制、回収・破壊処理の取組が進められています。

(2) フロン回収・処理の促進

ア 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

第1章 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

1章2節

● 地球温暖化の防止

家庭や事務所から排出される特定家庭用機器廃棄物について、消費者が収集・運搬及び再商品化等の料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等（リサイクル）する義務を果たすことを基本とした家電リサイクル法が平成11（1999）年度に制定され、平成13（2001）年4月から施行されています。

イ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）

業務用冷凍空調機器（第1種特定製品）及びカーエアコン（第2種特定製品）からフロンを放出することを禁止し、機器が廃棄される際にフロン回収等を義務づけたフロン回収破壊法が平成13（2001）年6月に制定され、平成14（2002）年4月に第1種特定製品部分が本格施行され、同年10月に第2種特定製品部分が本格施行されましたが、平成17（2005）年1月の使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の本格施行に伴い、第2種特定製品部分については自動車リサイクル法に移行しました。

ウ フロン回収破壊法に基づく回収業者の登録

フロン回収破壊法では、業務用冷凍空調機器からフロンを回収する業者（第1種フロン類回収業者）は、都道府県知事の登録が必要です。また、回収したフロンを破壊する業者（フロン破壊業者）は、主務大臣（経済産業大臣、環境大臣）の許可が必要です。

第1種フロン類回収業者登録 652件
（平成19年4月1日現在）

2 エネルギーの適正利用の推進

2-1 エネルギー・資源の利用状況

ア 電気

平成17（2005）年度における県内総発電量は29,303×10⁶kWhで前年度に比べ4.7%減少しました。その内訳は図1-2-1のとおりです。

一方、平成17（2005）年度の県内総需要量は対前年比4.4%増の16,985×10⁶kWhであり、需要量の内訳は、一般家庭などの電灯使用量が24.9%、業務用などの電力使用量が75.1%の割合となっています。

電灯・電力使用量の推移は図1-2-2のとおりです。

図1-2-1 三重県の総発電量（平成17年度）

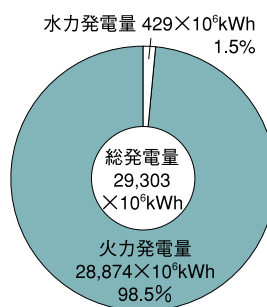
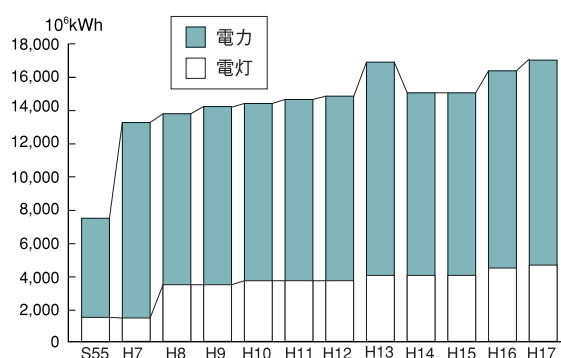


図1-2-2 電灯・電力使用量の推移

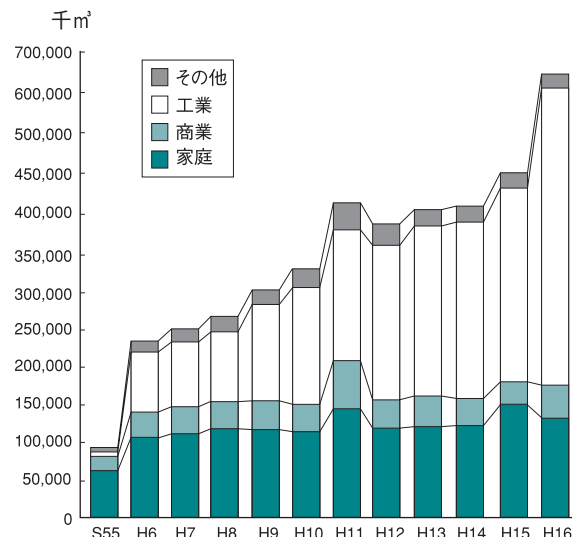


イ ガス

平成16（2004）年度における県内ガス販売量は648,023千m³であり、その内訳は家庭用が19.0%、工業用が68.1%、商業用が8.2%、その他が6.2%となっています。

ガス販売量の推移は図1-2-3のとおりです。

図1-2-3 ガス販売量の推移



2-2 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

省資源・省エネルギーに対する関心は昭和48(1973)年のオイルショックを契機に高まってきたものの、エネルギー消費量は、国民の「ゆとりと豊かさ」を求めるライフスタイルを背景として、民生・運輸部門を中心に依然高い伸び率を示しています。

こうした中で、県民一人ひとりの資源・エネルギーの有効利用に関する正しい理解と実践を促進するため、県内の各種団体が構成する「資源とエネルギーを大切にす県民運動推進会議」を母体として、普及啓発活動を中心とした県民運動を推進しました。

また、地球温暖化防止の観点からも省エネルギーによる温室効果ガスの削減は不可欠であることから、県民、事業者、行政が一体となって地域レベルで省エネルギーを推進しています。

平成18(2006)年度も、「環境創造活動を進める三重県民の会」と協働で、「地球温暖化防止を目指す環境県民運動」として、オフィス等の省エネルギー等の取組を呼びかける「関西エコオフィス宣言」運動と、電気使用量等の節減を促進する「みえのエコポイント事業」に取り組みました。

県庁においても、平成11(1999)年度に導入したISO14001システム及び平成17(2005)年に策定した「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画 第2次計画」に基づき、引き続き電気使用量や廃棄物の削減など環境負荷の低減に取り組んでいます。

(2) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の整備

幹線道路における交通の円滑化を図るため、信号機の系統化(26基)、多現示化(18基)、閑散時半感応化(3基)、右折感応化(8基)等の信号機の高度化改良を行うとともに、主要交差点(約73箇所)において、LED式信号灯器(約363灯)の整備を進めることにより交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図りました。

(3) 環境に配慮した住宅・住環境の普及促進

住宅の市場や建設過程において地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・リサイクルなどの面で配慮がなされた住宅供給の普及促進や、周辺の自然環境に調和し親しめる住環境形成の普及促進を図るとともに、住宅ストックの有効活用を図ります。

これらの取り組みが、様々な主体によって計画的かつ持続的に展開するように、平成19年3月に策定した三重県住生活基本計画において位置づけました。

3 新エネルギーの導入促進

3-1 導入への取組

(1) 三重県新エネルギービジョン

石油依存度の高い我が国のエネルギー事情や地球温暖化等の環境問題に対応するため、新エネルギーの導入促進が強く求められています。

新エネルギーは、地域に密着したエネルギーであることから、地域の特性に応じた導入を図ることが効果的であり、県、市町、NPO、民間企業、住民等が主体的かつ連携・協働して取り組む必要があります。

このため、三重県では「三重県新エネルギービジョン」(表1-2-3)に基づき、その具体化のために次のことに取り組みました。

ア 「公共施設等への新エネルギーの導入指針」による率先導入

この指針は、県の施策方針として新エネルギーを県の施設へ率先導入するため、各郡が取り組むべき内容を示したものです。

平成18(2006)年度には、県の公共施設等へ50kWの太陽光発電設備が導入され、累計822kWとなりました。

イ 新エネルギーの普及支援事業の実施

県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助制度を平成13(2001)年度から実施しています。

平成18(2006)年度には、補助の効果を更に高めるため、対象設備や対象者の範囲を拡大するとともに、普及啓発活動の実施を補助の条件とするなど、経済支援と普及啓発を組み合わせた制度となるよう見直しを行いました。

この結果、平成18(2006)年度は当事業により475件の住宅で計1,778kW、6校の学校で計90kW及び事業所等4ヶ所で計20kWの太陽光発電設備が設置されました。

ウ 新エネルギーの普及啓発

クリーンエネルギーフェアを開催(「こども環境体感フェア2006」と同時開催4,800人参加)するとともに、市町新エネルギー担当者を対象とした研修会の開催や小学生を対象とした新工

第1章 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

1章2節

● 地球温暖化の防止

エネルギー教室の開催等により、新エネルギーの普及啓発を行いました。

また、「三重県新エネサポーター制度」を立ち上げ、普及啓発の体制充実を図りました。

(2) 水力発電の推進

洪水調整や都市用水供給等を目的として建設されるダムに従属して、放流水のエネルギーを有効利用する自然循環によるクリーンなエネルギーの開発を進めています。

平成17（2005）年度に、宮川ダムの維持放流水のエネルギーを有効利用する宮川ダム維持放流発電設備が完成し、平成18（2006）年4月から運用を開始しています。

表1-2-3 2006年度末新エネルギー導入量

	新エネルギービジョン策定時	2006年度末導入量	2010年度末導入目標
太陽光発電	1,046 kW	30,757 kW	75,000 kW
風力発電	3,000 kW	34,064 kW	102,000 kW
バイオマス発電	—	1,460 kW	6,000 kW
バイオマス熱利用	—	13,395 kℓ	19,000 kℓ
コージェネレーション	186,438 kW	391,851 kW	434,000 kW
うち燃料電池	1,000 kW	1,019 kW	50,000 kW
クリーンエネルギー自動車	378 台	4,031 台*	22,000 台
廃棄物発電	30,000 kW	42,630 kW	43,000 kW
従来型一次エネルギーの削減量合計(原油換算)	102,379 kℓ	224,961 kℓ	310,000 kℓ
CO2 排出削減量(参考)	158,202 t-CO ₂	363,913 t-CO ₂	524,515 t-CO ₂

※クリーンエネルギー自動車については2005年度末の台数

3-2 未利用エネルギーの利用促進

(1) RDF焼却・発電事業の推進

可燃性ごみを固形燃料（RDF）化し、有効利用するRDF化構想を、市町と一体になって進めています。

この取り組みの中で、県は市町で製造されたRDFの安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）を管理運営しています。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15（2003）年8月に発生したRDF貯蔵槽爆発事故のため運転を停止していましたが、平成16（2004）年3月から8月にかけて安全対策を講じた上で試運転を行ない、平成16（2004）年9月から運転を再開しています。

また、平成18（2006）年8月から、新しいRDF貯蔵施設の運用を開始しています。

施設規模

(ア) RDF処理能力

240 t／日

(イ) 発電能力

12,050 kW

第3節

大気環境の保全

1 大気汚染の防止

1-1 大気汚染の現況

(1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護することが望ましい基準として示されたものです。平成18（2006）年度の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局22局（県測定14局、四日市市測定8局）全てで環境基準を達成しました。

二酸化窒素は、測定局28局（県測定18局、四日市市測定10局）のうち、自動車排出ガス測定局1局で環境基準を達成しませんでした。

浮遊粒子状物質は、測定局28局（県測定18局、四日市市測定10局）のうち、一般環境測定局4局、自動車排出ガス測定局3局で環境基準を達成しませんでした。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します。（注1）

注1）一般環境測定局：県民が居住する地域に大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在21（県設置14局、四日市市設置7局）の測定局が設けられています。

自動車排出ガス測定局：道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在7（県設置4局、四日市市設置3局）の測定局が設けられています。

(2) 大気汚染の測定結果

ア 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

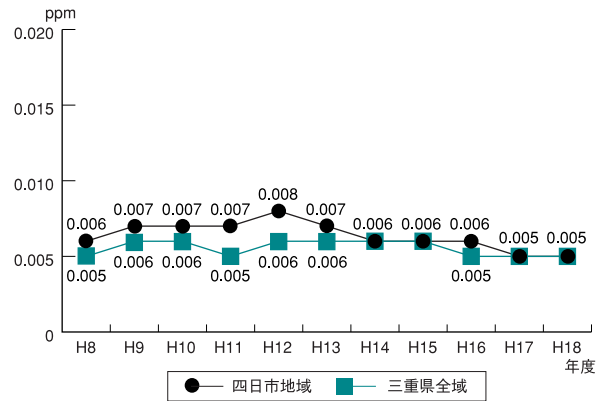
一般局20局、自排局2局で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.04ppm以下で、環境基準を達成しました。

（注2）年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。（資料編2-2～2-4参照）

注2）二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

図1-3-1 二酸化硫黄の経年変化

（一般局の年平均値）

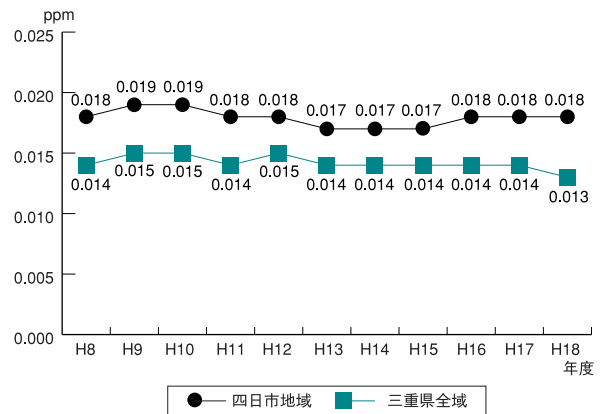


イ 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局21局、自排局7局で測定を実施しました。一般局では、日平均値の98%値が0.06ppmを超える局はなく、全ての局で環境基準を達成しました。（注3）自排局では、納屋局を除き環境基準を達成しましたが、納屋局の日平均値の98%値は0.070ppmの高濃度を記録しました。年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。（資料編2-5～2-8参照）

図1-3-2 二酸化窒素の経年変化

（一般局の年平均値）



注3）二酸化窒素の環境基準の長期的評価では、年間における日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には、環境基準が達成されたと評価します。

ウ 浮遊粒子状物質

一般局21局、自排局7局で測定を実施しましたが、一般局4局、自排局3局で環境基準を達成しませんでした。(注4) 年平均値の経年変化は図1-3-3のとおりです。(資料編2-9参照)

注4) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

オ 一酸化炭素

自排局2局(県測定2局)で測定を実施したところ、いずれの局も日平均値の2%除外値は10ppm以下で環境基準を達成しました。(注5)(資料編2-12参照)

注5) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、10ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

カ 非メタン炭化水素

一般局16局(県測定11局、四日市市測定5局)、自排局3局(県測定2局、四日市市測定1局)で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppm C(6~9時の3時間の平均値)の範囲となっており、一般局の2局を除き指針値を超えていました。(資料編2-13参照)

キ 有害大気汚染物質

平成9年(1997)4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、環境省が示す22の優先取組物質(有害性の程度やわが国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質)のうち、測定法が示されているトリクロロエチレン、ベンゼン等の19物質(ダイオキシン類を除く)の大気環境調査を四日市市と連携して行いました。(資料編2-14~15参照)

(ア) 調査地点等

一般環境5地点(桑名市、四日市市2地点、松阪市、伊賀市)、道路沿道1地点(鈴鹿市)で、毎月1回調査を実施しました。

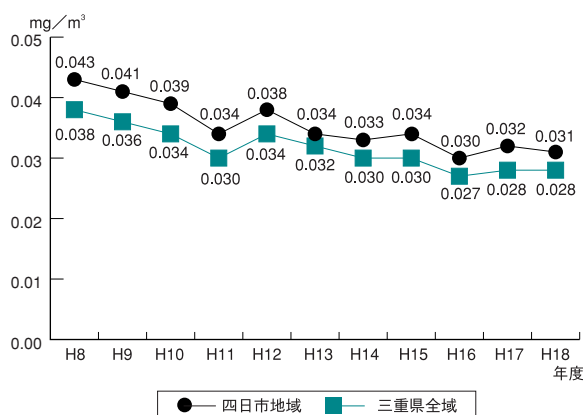
(イ) 調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、及びベンゼンの4物質は6地点とも環境基準を達成していました。(資料編2-16参照)

ク 石綿(アスベスト)

大気環境中でのアスベスト濃度の調査を県内30地点で行った結果、全ての地点で石綿は検出されませんでした。(資料編2-18参照)

図1-3-3 浮遊粒子状物質の経年変化 (一般局の年平均値)



エ 光化学オキシダント

一般局20局(県測定14局、四日市市測定6局)で測定を実施したところ、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値(5時から20時までの測定値)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-4のとおりです。(資料編2-10、11参照)

図1-3-4 光化学オキシダント昼間値(5~20時)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化

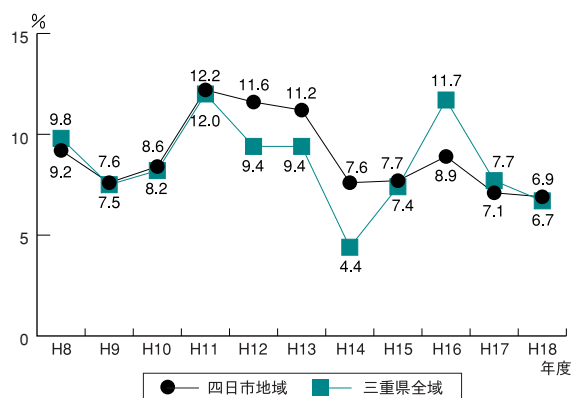


表1-3-1 優先取組物質

○アクリロニトリル	○テトラクロロエチレン
○アセトアルデヒド	○トリクロロエチレン
○塩化ビニルモノマー	○ニッケル化合物
○クロロホルム	○ヒ素及びその化合物
クロロメチルエーテル	○1,3-ブタジエン
○酸化エチレン	○ベリリウム及びその化合物
○1,2-ジクロロエタン	○ベンゼン
○ジクロメタン	○ベンゾ(a)ピレン
○水銀及びその化合物	○ホルムアルデヒド
タルク(アスベスト様繊維を含むもの)	○マンガン及びその化合物
○ダイオキシン類	○クロム及びその化合物

○印は平成18年度環境調査物質
ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に
基づく調査を実施。

1-2 工場・事業場対策の推進

工場・事業場に対する規制・指導

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

平成19(2007)年3月31日現在、1,536工場・事業場に4,503のばい煙発生施設、168工場・事業場に1,526の一般粉じん発生施設、42工場に109の揮発性有機化合物(VOC)排出施設が設置されています。

(ア) 硫酸酸化物の規制

硫酸酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制(K値規制)が実施されています。その規制値は四日市地域(四日市市の一部、朝日町、川越町)が1.17、四日市市(前述以外の地域)が3.0、桑名市及び鈴鹿市が14.5、その他の市町が17.5となっています。

さらに、四日市地域(四日市市は全域)については、昭和47(1972)年4月から三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和51(1976)年に大気汚染防止法による総量規制に移行しています。

(イ) ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類及び規模毎に濃度規制が実施されています。

平成10(1998)年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

(ウ) 窒素酸化物の規制

昭和48(1973)年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に排出基準が適用されています。

(エ) 石綿(アスベスト)の規制

石綿(アスベスト)は耐熱性等に優れているため多くの製品に使用されてきましたが、発ガン性等の健康影響を有するため、原則、製造・使用が禁止されています。

また、吹付け石綿を使用する一定規模以上の耐火性建築物の解体等作業には作業基準等が定められ、工事を施工する前に特定粉じん排出作業の届出が課せられていましたが、アスベストの大気環境への飛散防止措置を拡充・強化するため、平成17(2005)年12月に大気汚染防止法施行令・規則が改正され、平成18(2006)年3月から施行されました。これにより、規制対象となる建築材料の範囲が拡大され、建築物の規模要件等が撤廃されました。

さらに、平成18(2006)年2月に大気汚染防止法が改正され、工作物(工場のプラント等)が規制対象となり、同年10月から施行されました。また、労働安全衛生法施行令の改正に併せ、石綿を0.1%を超えて含有する建築材料も同様に10月から規制対象となりました。

平成18(2006)年度中の届出数は、解体作業が16件、改造・補修作業が121件、断熱材等の除去が24件でした。(以上、四日市市管轄分を除く)

(オ) VOCの規制

光化学オキシダントによる大気汚染は、その原因物質であるVOCの排出削減により、その改善が期待できます。

工場から排出されるVOCの規制については、平成16(2004)年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18(2006)年4月から施行されました。

これにより、VOC排出事業者に対してVOC排出施設の届出義務、排出基準の遵守義務等が課され、さらに事業者の自主的な対策の取組が期待されます。

イ ダイオキシン類対策特別措置法による規制
ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準対象施設として19種類の特定施設を規制対象としています。

平成19(2007)年3月31日現在の県内における大気基準適用施設は286施設、水質基準対象施設は64施設です。

ウ 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設(指定施設)及び有害物質について規制しています。さらに四日市地域については、一定基準以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、上乗せ条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

平成19(2007)年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は569工場・事業場に3,744施設、粉じんに係る指定施設は753工場・事業場に4,277施設、炭化水素に係る指定施設は26工場・事業場に430施設が設置されています。(以上、四日市市管轄分を除く)

(ア) 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49(1974)年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和53(1978)年に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことに伴い、総排出量規制の見直しを行いました。さらに、平成4(1992)年に窒素酸化物排出係数を改訂し、規制を強化しました。

(イ) 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が5,000kℓ以上の貯蔵施設等)について、構造・使用管理基準を設け、規制を行っています。

エ 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントについて、緊急時における措置を講じています。平成18(2006)年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、予報等の発令による緊急時の措置はありませんでした。

オ 立入検査(四日市市管轄分を除く)

平成18(2006)年度は、延べ822工場・事業場に立入検査を行い、ばいじん、窒素酸化物等の

延べ71項目について、排出ガス検査を実施しました。その結果、すべての工場・事業場で排出基準に適合していました。

また、特定粉じん排出作業について、144現場に立入を行い、敷地境界におけるアスベスト濃度を81現場で測定を実施したところ、すべての現場において特定粉じん発生施設の敷地境界基準以内でした。

2 自動車環境対策の推進

2-1 自動車環境対策の推進

(1) 現状

近年、産業経済の発展や都市化の進展を背景として大型車やディーゼル自動車等の交通量が増加し、都市部や主要幹線道路沿道においては、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が顕在化しています。

県内7ヶ所の自排局の平成18(2006)年度の二酸化窒素の濃度(年平均値)は、全ての局で環境保全目標(年平均値0.020ppm)を超過し、県内の一般環境測定局に比べ高い状況となっており、納屋測定局(国道23号、四日市市)は、環境基準を達成しませんでした。また、浮遊粒子状物質については、納屋測定局、東名阪測定局(東名阪自動車道、四日市市)、北消防署測定局(国道1号、四日市市)で環境基準を達成しませんでした。

(2) 自動車NOx・PM法(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)

ア 背景

都市地域における窒素酸化物による大気汚染については、自動車NOx法(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)(平成4(1992)年)に基づき、特別の排出基準を定めた規制(車種規制)を初めとする施策を実施してきましたが、自動車交通量の増大などにより、環境基準を達成するには至っていません。

一方、近年ディーゼル自動車から排出される粒子状物質(PM)について、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されており、窒素酸化物とともに自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図る施策を新たに講ずることが強く求められています。

イ 法律の概要

平成13（2001）年の通常国会に自動車 NOx 法の改正法案が提出され、同年 6 月に自動車 NOx・PM 法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- 対象物質に粒子状物質を追加
- 対策地域の拡大

愛知県の61市町村とともに、三重県の北勢地域の 8 市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、旧長島町、木曾岬町、旧桶町、朝日町、川越町）を追加

- 粒子状物質について車種規制を導入
- 窒素酸化物について車種規制の強化
- 一定規模以上（30台以上保有）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務づけ

平成19（2007）年5月に自動車 NOx・PM 法が改正され、その主な内容は次のとおりです。

- 重点対策地区の新設
- 建物の新設に係る届出
- 周辺地区内の一定規模以上の事業者に対する計画作成・届出、報告の義務付け
- 荷主等に窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務付け

ウ 車種規制

- 排出規制

ガソリン車への代替が可能な乗用車及びトラック・バス（車両総重量3.5 t 以下）については、ガソリン車並の排出基準。

ガソリン車への代替が可能でないトラック・バス（車両総重量3.5 t 超）については、最新のディーゼル車並の排出基準。

- 経過措置

次に示すように、車種ごとに猶予期間を設定しています。加えて、法の施行により短期集中的に多数の自動車の買替えが必要となることから、さらに 1～3 年の準備期間が置かれています。

表 1-3-2 猶予期間

車種	猶予期間	車種	猶予期間
普通貨物自動車	9年	マイクロバス	10年
小型貨物自動車	8年	ディーゼル乗用車	9年
大型バス	12年	特殊自動車	原則10年

エ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

(ア) 経過

自動車 NOx・PM 法により、知事は対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を定めなければなりません。平成14年 7 月に関係市町、国の関係行政機関、学識経験者等で構成する総量削減計画策定協議会を立ち上げ、4 回の幹事会を開催し、自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量を削減するための議論を重ねてきました。

同計画は、平成15年 6 月 4 日の協議会で承認をいただき、その後、7 月25日に環境大臣の同意を得て、平成15年 8 月 8 日に公告しました。

(イ) 計画の目標

平成22年度に環境基準を達成するために、排出量の削減について以下のように取り組みます。

総量の区分		窒素酸化物排出量 (t/年)	粒子状物質排出量 (t/年)
平成9年度 (現状)	① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量 [1号総量]	18,325	10,013
	② ①のうちの自動車排出総量 [2号総量]	5,199	770
平成17年度 (中間目標)	③ ⑤の達成に向け平成17年度までに達成すべき総量	15,214	9,193
	④ ③のうちの自動車排出総量	2,384	202
平成22年度 (目標年度)	⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量 [3号総量]	14,342	9,068
	⑥ ⑤のうち自動車排出総量 [4号総量]	1,741	104

※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあっては特別措置法第7条第2項第1～4号、粒子状物質にあっては特別措置法第9条第2項第1～4号にそれぞれ規定される量を表します。

※2 粒子状物質の1号総量、3号総量については硫酸酸化物、窒素酸化物等のガス状物質を前駆物質として生成する二次生成粒子を含んだ量ですが、2号総量、4号総量については、自動車からの排出ガス分（一次粒子）です。

(ウ) 目標を達成するための施策

- a. 自動車単体対策の強化等
 - 新短期規制、新長期規制の実施
 - 排出基準適合車への早期代替の促進
 - 車両の点検・整備の徹底及び過積載車両・整備不良車両等の指導、取締りの強化
 - 重油混和燃料等の使用禁止への取組及び低硫黄軽油の供給体制の確立
- b. 車種規制の実施等
 - 車種規制の適正かつ確実な実施
 - 窒素酸化物排出基準適合車等への代替促進
 - 国の機関及び地方公共団体による公用車の代替の促進
 - 対策地域外の事業者に対する排出基準適合車への早期代替の啓発や、国道23号、国道1号における、排出規制不適合大型車に対する通行抑制措置の検討等、流入車対策の推進
 - 特定事業者による、自動車使用管理計画の作成及び定期報告
- c. 低公害車の普及促進
 - 低公害車の普及目標の設定（2010年で60万台、年間新車登録台数の80%を低公害車化）
 - 燃料供給施設等の整備
 - 国の機関及び地方公共団体による低公害車の率先導入
 - 経費助成や優遇税制等、低公害車の導入のための支援措置の実施
 - 自動車等販売者による情報提供の促進
- d. 交通需要の調整・低減
 - 共同輸配送や積み合わせ配送等、事業者における貨物自動車等の使用合理化の推進
 - 「モーダルシフト」・「モーダルミックス」など貨物輸送手段の転換の推進
 - パークアンドライド駐車場等の整備や、バス優先レーン等の指定によるバス運行の定時性の確保等、公共交通機関の整備及び利便性の向上
 - 自家用乗用車の使用自粛等
- e. 交通流対策の推進
 - バイパス道路等の整備による交通の分散や、道路改良、交差点改良等による交通渋滞の解消

- 総合的な駐車対策の推進
- 高度交通管制システムや道路交通情報通信システム等の整備、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の整備等、交通管制システムの整備等による交通流の円滑化
- f. その他
 - アイドリング・ストップ運動の推進
 - グリーン配送等の推進

(3) 交通の円滑化対策の推進

- ア 交通情報提供システム（AMIS）の整備
北勢・中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置（光ビーコン）20基を整備しました。
- イ 交通管制システムの拡充整備
鈴鹿市内（県道亀山鈴鹿線等）の信号機10基を集中制御化し、交通の円滑化を図りました。

2-2 光化学スモッグ対策の推進

(1) 光化学スモッグの緊急時の措置現状

県内14地域、32関係市町村（H15.4.1における市町村の区域）を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としています。測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場への措置を要請します。

平成18（2006）年度の光化学スモッグの発令状況は、5月31日から8月11日までに4日間延べ7地域に予報を発令しました。また、6月1日及び8月11日には名張地域に注意報を発令しました。

(2) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

ア 対象地域
桑名地域、大安地域、四日市地域及び鈴鹿地域の4地域としています。

イ 予測情報の内容
4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予

測しています。「高濃度」とはオキシダント濃度の日最高値が0.120ppm以上となる場合をいいます。

3 騒音・振動の防止

3-1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展のなかで快適な住環境を求める声が強くなってきており、今後増加することが予想されます。

3-2 工場・事業場対策の推進

(1) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法及び振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設及び規制地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、これらの他、深夜営業騒音、作業騒音及び拡声器の使用に伴う騒音について規制を行っています。

(3) 立入検査及び指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。（表1-3-3）

また、法・条例の指定地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

表1-3-3 工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況

（平成18年度）

	騒音関係	振動関係
立入検査件数	44	18
測定検査結果	適合	5
	不適合	3
行政指導件数	17	4

3-3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多種多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないように自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

表1-3-4 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況

（平成18年度）

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	3	0
作業騒音に係るもの	17	0
拡声器の使用制限に係るもの	1	0

3-4 環境騒音及び道路交通振動の現況

(1) 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法の指定地域を有する17市町の協力を得て、82地点で騒音測定を実施しました。（資料編4-4参照）

第1章 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

1章3節

● 大気環境の保全

表1-3-5 測定地点における環境基準適合状況

環境騒音(一般地域) (平成18年度)

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
A	31	31	28	28
B	24	23	14	14
C	27	27	25	25
未指定	0			

(2) 自動車騒音及び道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、主要幹線道路沿道の30地点で自動車交通騒音測定を実施しました。(資料編4-5参照)

また、道路交通振動の状況については、法に規制地域を有する市町の協力を得て、38地点で道路交通振動測定を実施しました。(資料編4-6参照)

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音及び道路交通振動の限度(要請限度)を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会及び道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べるができることになっています。なお、平成18(2006)年度は法に基づく要請及び意見陳述はありませんでした。

(3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5(1993)年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

(4) 航空機騒音対策

中部国際空港を離着陸する航空機による騒音に対して苦情が増えています。航空機騒音から生活環境を保全するため、平成19年3月30日に表1-3-6のとおり環境基準の類型を当てはめました。

表1-3-6 類型を当てはめた地域及び環境基準

類型	環境基準	地域
I	70WECPNL 以下	木曾岬町、桑名市(長島町の区域)、鳥羽市(答志町及び桃取町の区域)

4 悪臭の防止

4-1 悪臭の現況

悪臭に関する苦情は、以前は畜産農業や化学工業が中心でしたが近年では、サービス業・その他、家庭生活等に係る苦情が多くなっています。

4-2 工場・事業場対策の推進

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

規制地域を有する市町は表1-3-7のとおりです。

表1-3-7 規制地域を有する市町

市(13)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市
町(10)	木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 立入検査及び指導

法の規制地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大(スプロール化)による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連の環境問題が発生しています。

また、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を行うなど、環境問題の改善、防止に努めています。

1 水質汚濁の防止

1-1 水質汚濁の現状

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されません。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

(1) 調査地点等

「平成18（2006）年度公共用水域水質測定計画（三重県）」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内49河川76地点及び4海域（伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾）24地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は三重県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局及び四日市市が分担して行っています。

(2) 結果概況

ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目である pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について、県内49河川76地点で水質調査を実施しました。

このうち河川に係る有機汚濁の代表的な指標である BOD でみると、環境基準の類型が指定されている47河川62水域（63地点）のうち、62水域で環境基準を達成しており、達成率は100%となりました（前年度95%）。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、県内48河川（55地点）で調査を実施しました。その結果、3地点を除き環境基準を達成しました。

なお、岩田川、笹笛川、勢田川のほう素が環境基準（1.0mg/L）に未達成でしたが、海水に含まれるほう素が原因であり、人為的な影響

によるものではありませんでした。

イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目である pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全燐について、4海域（24地点）で水質調査を実施しました。

このうち海域に係る有機汚濁の代表的な指標である COD でみると、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、4水域が環境基準を達成しており（4水域で未達成）、達成率は50%となり前年度（25%）並みでした。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素及び全燐については、類型指定が行われている4海域6水域のうち、達成率は、全窒素100%（前年度は83%）、全燐50%（前年度は50%）となりました。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、4海域（8地点）で調査を実施しました。その結果、前年度に引き続きすべての地点で環境基準を達成しました。

(3) 評価と対策

平成18（2006）年度は河川の環境基準達成率は前年度に引き続き、高い達成率となり、海域については前年度並みでした。

今後、河川の環境基準の達成率維持、海域の達成率向上のため、工場・事業場排水対策、生活排水対策等をより一層推進していくこととしています。

1-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されると、その回復が難しいことから汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9年（1997）年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

三重県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

(1) 概況調査

従来、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内全域を108メッシュ（市街地5km×

5km、山間部10km×10km)に区分し、4年サイクルで県内を一巡する調査を実施してきましたが、平成3(1991)年度から平成14(2002)年度までの調査で県内調査地点を網羅したと考えられることから概況調査を一時休止し、平成18(2006)年度は四日市市調査分5地点において調査を実施しました。その結果、ほう素、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン及び硝酸性・亜硝酸性窒素が検出されましたが、硝酸性・亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出された1地点以外はいずれも環境基準に適合していました。

(2) 定期モニタリング調査

過去の調査で環境基準(平成9(1997)年度までは評価基準)を超過して検出された地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。

平成18(2006)年度の調査地点は20地点で、その調査結果は、11地点では環境基準を達成していましたが、9地点で依然環境基準を超過する項目がありました。内訳は砒素が1地点、ふっ素が1地点(ともに地質由来)、トリクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが6地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが1地点で環境基準を超過して検出されました。

(3) 評価と対策

平成18(2006)年度の定期モニタリング調査において20地点中、9地点で環境基準を超過していました。前年度は20地点中、10地点で超過しており、超過地点数は多少減少しましたが、今後も監視を継続していく必要があります。なお、飲用井戸等に対する指導は実施済みです。

1-3 水浴に供される公共用水域の状況

水浴場は、人と水がふれあう場として最も親しまれている水環境であり、自然の水環境を構成する重要な水辺であることから、快適な水浴場を確保することは、水環境の保全を図るうえで重要な課題です。このため利用者が概ね1万人/年以上の水浴に供される公共用水域の水質検査を実施し、快適な遊泳ができる状態であるかの確認を行っています。

平成18(2006)年度のシーズン前の水質の状況は、国が定めた判定基準では、調査対象20水浴場中、AAが13、Aが2、Bが5水浴場となってい

ました。

注) 水浴場における水質判定基準は、適(AA、A)、可(B、C)、不適として表記します。

1-4 工場・事業場対策の推進

(1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される排出水のうち、日平均総排出水量が50m³/日以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されています。

さらに、三重県では、昭和47(1972)年1月、法第3条第3項に基づく上乗せ条例を制定し、よりきびしい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設は逐次政令で追加され、平成19(2007)年3月31日現在の総届出特定事業場数は7,609事業場となっています。

そのうち規制対象特定事業場は1,037で全体の13.6%(平成18(2006)年度13.5%)です。(政令市である四日市市分は除く)

表1-4-1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移
(平成14~18年度)

区分		年度	14	15	16	17	18
排水量	50m ³ /日以上		950 (49)	944 (49)	940 (51)	936 (56)	919 (61)
	50m ³ /日未満		6,764 (125)	6,807 (112)	6,854 (119)	6,822 (115)	6,690 (118)
計			7,714 (174)	7,751 (161)	7,794 (170)	7,758 (171)	7,609 (179)

注1) ()は内数で、有害事業場分

注2) 四日市市分は除く

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車両整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、指定施設を設置する工場・事業場から排出される排出水について規制を行っています。

なお、平成19(2007)年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は5事業場で、このうち2事業場が規制対象となっています。

(3) 立入検査及び指導

法及び条例に係る特定事業場等の届出内容及び汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を監視するため、

立入検査を実施しました。

平成18(2006)年度は延べ730事業場（採水を行う立入検査は210事業場）に対して立入検査を実行し、219事業場に排水処理施設の改善等を指導しました。

1-5 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

(1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和53(1978)年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、CODを指定項目として水質総量規制制度が導入されました。第5次総量削減計画の目標年度である平成16(2004)年度には、伊勢湾に排出される汚濁負荷量の総量は昭和54(1979)年度の61%に削減されました。(図1-4-1)

また、伊勢湾に排出される全窒素に係る汚濁負荷量は平成11(1999)年度の90%、全燐に係る汚濁負荷量は71%に削減されました。(図1-4-2)

三重県の水質総量規制対象区域（指定地域）は南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く21市町で、総量規制対象事業場は693事業場です。(平成18年度末現在)

また対策等の効果を評価するために、広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などを行いました。

図1-4-1 伊勢湾の発生汚濁負荷量 (COD)

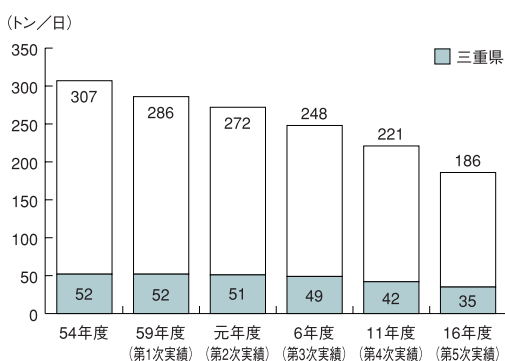
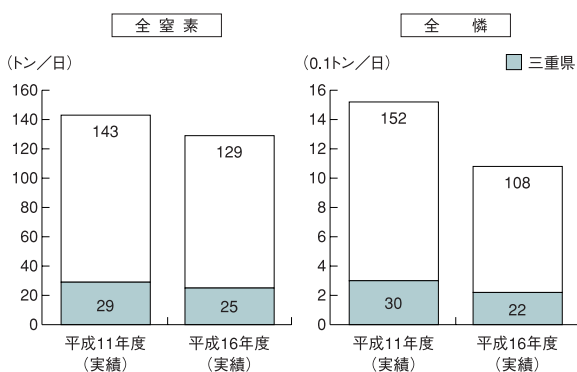


図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量 (全窒素、全燐)



(2) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、及び名古屋市）等との連携協力により、先進地の事例調査研究やシンポジウムなどの啓発活動等を実施しました。

2 生活排水対策の推進

2-1 生活排水処理施設の整備推進

(1) 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道をはじめ浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を図ることが急務となっています。平成18(2006)年度末の三重県の生活排水処理施設の整備率は71.5%と全国平均(82.4%)に比べ低い状況にあります。

表1-4-2 生活排水処理施設の整備率の状況 (平成18年度末)

区域	公 共 下 水 道	農 業 集 落 排 水 施 設	漁 業 集 落 排 水 施 設	コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ン ト	浄 化 槽	計
三 重 県	40.1%	4.8%	0.3%	0.2%	25.9%	71.5%
全 国	70.5%	2.8%		0.3%	8.8%	82.4%

注) 生活排水処理施設の整備率：処理可能居住人口/住民基本台帳人口×100(%)。全国の整備率は国の公表データを基に三重県が算出。率の計は四捨五入の関係で合わない。

(2) 「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」の策定

三重県の生活排水処理施設整備の状況を踏まえ、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を平成17(2005)年度に見直し、新たに策定しました。

この計画は、平成27(2015)年度を目標年度とし、県内の生活排水処理施設の整備について、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備手法を地域特性に応じて選定し、整備区域や整備スケジュール等を具体的に明らかにしています。また、整備手法別の目標も示しており、生活排水処理施設の整備率を目標年度までに84%まで向上させることとしています。

(3) 下水道事業の推進

ア 下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的としてその整備が急

がれています。公共下水道事業については、24市町で計画されており、平成18(2006)年度末までに23市町(12市11町)で供用を開始しています。

流域下水道事業については、県内で計画されているすべての処理区(6処理区)で事業に着手しており現在5処理区で供用を開始しています。

イ 公共用水域の一層水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加えCOD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

平成18(2006)年度末現在、県内では35処理場の内17の処理場で高度処理を実施しています。

の背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備の他に、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成2(1990)年度から着手しており、平成18(2006)年度までに5地区完了し、平成19(2007)年度現在2地区で事業実施しています。

(6) 浄化槽の設置

浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有し、比較的工事期間が短く、安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つになっています。国、県においても、補助制度を創設して、浄化槽の設置を促進しています。

平成18(2006)年度は、浄化槽の設置促進を図るため、四日市市など24市町を対象に4,160基、529,408千円の県費補助を行いました。

また、市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る「浄化槽市町村整備推進事業」について、平成18(2006)年度には、松阪市等合わせて5市町で事業を実施しました。

(7) 生活排水総合対策の推進

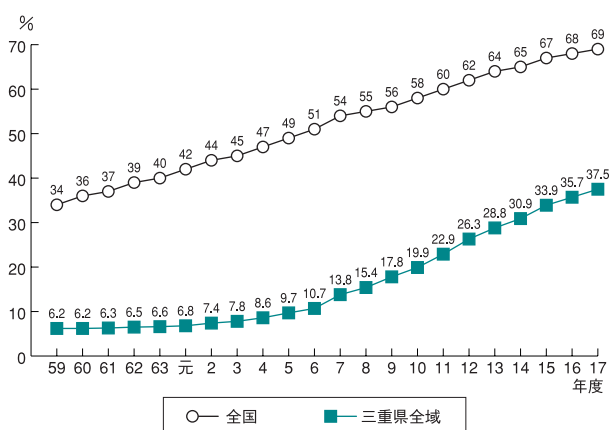
平成2(1990)年6月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進することが特に必要な地域について知事が生活排水対策重点地域として指定した市町(旧町、村含む)は、生活排水対策推進計画を策定すること等の諸規定が設けられました。

この指定を受けた市町(旧町、村含む)では、生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的に取り組んでいます。

一方、国民の責務として、公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることに加え、市町等が推進する生活排水処理施設の整備等に協力しなければならないことが規定されています。

さらに、三重県生活環境の保全に関する条例に、日常生活等における水質汚濁の防止についての規定を盛り込み、すべての県民が生活排水による水質汚濁の防止に努めることとしました。

図1-4-3 下水道普及率の変化



(4) 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

平成17(2005)年度に見直しを行った「生活排水処理施設整備計画」では、17市町、202地区で実施予定となっており、当面、他事業と調整を図りながら、同計画を基本に計画的かつ効果的に、平成27(2015)年度末の処理率83.1%を目標に事業を推進しています。

(5) 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とそ

表1-4-3 農業集落排水事業の実施状況（平成19年3月31日現在）

事業名	地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	(18年度末)事業進捗状況	備考〔〕は地区数
村づくり交付金	(0) 2	(0) 2	(0) 2	(0) 3,315	0%	伊賀市〔1〕 名張市〔1〕
汚水処理施設整備交付金	(0) 3	(0) 2	(0) 3	(0) 687	0%	亀山市〔2〕 玉城町〔1〕
農業集落排水事業	(127) 131	(17) 17	(127) 131	(83,925) 88,720	94.6%	桑名市〔4〕 木曾岬町〔4〕 いなべ市〔14〕 四日市市〔9〕 菟野町〔4〕 鈴鹿市〔16〕 亀山市〔11〕 津市〔25〕 松阪市〔3〕 多気町〔6〕 明和町〔1〕 玉城町〔2〕 伊勢市〔2〕 南伊勢町〔1〕 志摩市〔1〕 伊賀市〔20〕 名張市〔8〕
農村総合整備モデル事業	(4) 4	(4) 4	(5) 5	(2,475) 2,475	100.0%	完了 伊賀市〔2〕 名張市〔1〕 桑名市〔1〕 津市〔1〕
農村基盤総合整備事業	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(477) 477	100.0%	完了 四日市市〔1〕
全体	(132) 141	(17) 17	(133) 142	(86,877) 95,674	90.8%	

〔 〕内は完了分で内数

表1-4-4 漁業集落環境整備事業（漁業集落排水）の実施状況（平成19年3月31日現在）

地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	進捗率
(5) 7	2	(5) 7	(6,764) 9,747	69%

〔 〕内は完了分で内数

表1-4-5 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	市町名	指定年月日
勢田川流域 (旧御菌村に係る流域を除く。)	伊勢市 (旧伊勢のみ)	平成3年3月19日
岩田川流域 (旧津市内の流域で、公共下水道の使用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。)	津市 (旧津市のみ)	平成4年4月10日
久米川流域 (旧大山田村に係る流域を除く。)	伊賀市 (旧上野のみ)	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 志摩市 (旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧阿児町、旧磯部町)	平成6年2月28日
四日市市、菟野町地域全域 (四日市市の下水道処理区域を除く。)	四日市市 (旧楠町を除く) 菟野町	平成8年2月8日
松阪市・多気町・明和町・地域全域	松阪市 (旧松阪市、旧飯南町、旧飯高町) 多気町 (旧多気町、旧勢和村) 明和町	平成9年2月18日

(8) 浄化槽の適切な維持管理

三重県における浄化槽設置基数は、平成17(2005)年度末で約25万1千基です。

平成18(2006)年度には、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置者及び管理者に対する啓発、浄化槽法に規定する法定検査の推進、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

3-1 水循環・浄化機能の確保

水生生物を指標とした水質調査

広く水環境保全意識の啓発を図ることを目的に、主に小・中学生を対象に約1,500名の参加を得て、水生生物による身近な川の水質調査を行い、その結果を「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」として作成し公表しました。

3-2 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の現状

昭和30年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36(1961)年から平成18(2006)年までの45年間に、桑名市長島町白鷺(水

準点番号C35-16)では、158cmの累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成6(1994)年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間2cm以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔0m地域にあっては年々わずかながらその地盤高を低くしており、常に高潮・洪水・内水氾濫及び地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

一部と楠町(現四日市市)を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しました。

また、昭和50(1975)年4月から、三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)の改正により、地域を拡大し、工業用以外の採取にも規制をしました。

イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ地盤沈下を未然に防止するため、二つの方法により監視を行っています。

● 水準測量による方法

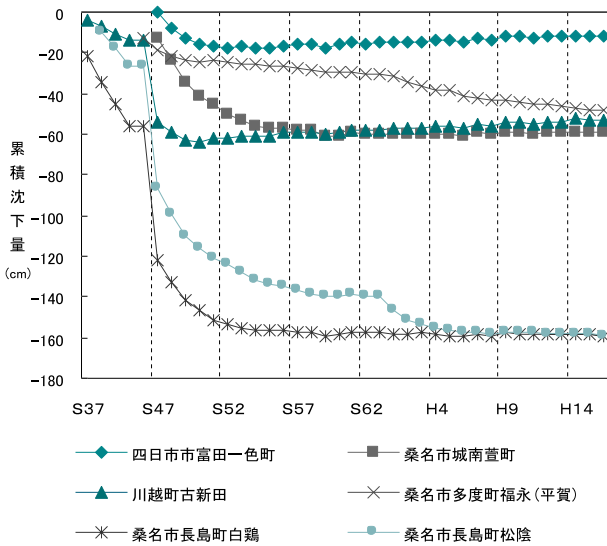
精密水準測量を実施して、地盤の上下変動を測定する方法で、愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。北勢地域の2市3町の地点で水準測量を行い、平成18(2006)年は、1cm以上の沈下水準点が1点観測されたものの、全般的には近年の沈静化傾向に変化はありませんでした。

● 地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量(沈下量)を、図1-4-6のような観測井戸を設けて測定しています。

地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位(年間平均)は、単年度では低下も見られますが全般的には上昇傾向にあり揚水量の削減効果が現れてきています。

図1-4-4 北勢地域主要水準点の沈下状況



(2) 地盤沈下対策の推進

ア 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32(1957)年以降、四日市市の

図1-4-5 規制地域内の地下水採取量と地盤沈下面積の推移

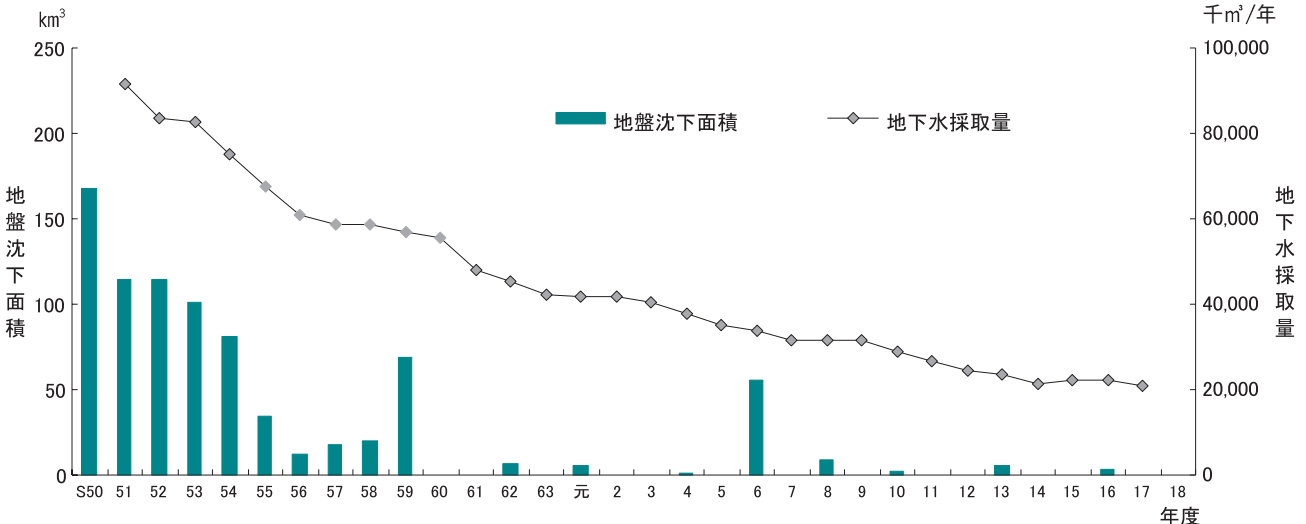
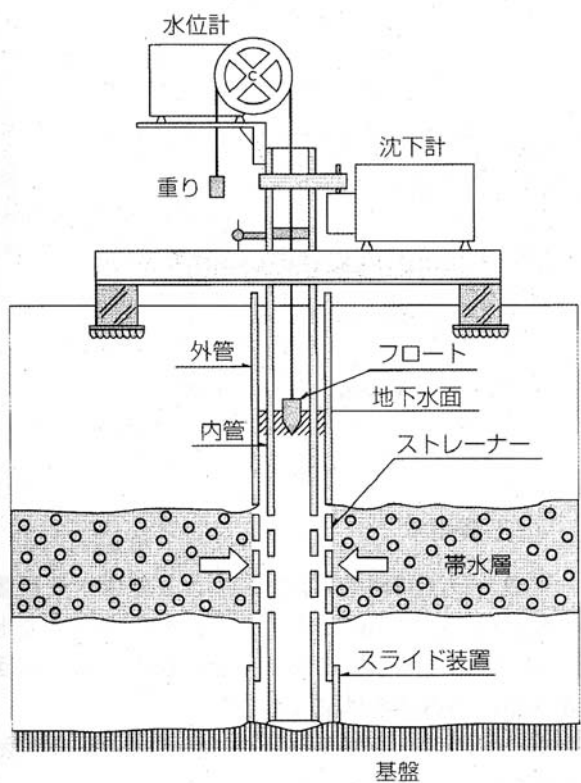


図1-4-6 地盤沈下観測井戸



ウ 濃尾平野地盤沈下防止対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

表1-4-6 地盤沈下関連事業一覧表(要綱に基づく全事業)

関連事業の分類	事業主体	事業内容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業(第4期事業)
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策土地改良事業(城南、源録輪中、東汰上、東汰上二期) 地盤沈下対策河川事業(現在:低地対策事業)(鍋田川)
その他関連事業	三重県	中小河川改修事業(現在:都市河川改修事業)(員弁川、朝明川) 排水対策特別事業(長島北部) 湛水防除事業(伊賀島北部、城南、七取、長島北部、木曾岬、大鳥居、今島)

(ア) 啓発・普及の推進

平成18(2006)年度は、要綱で設定されて

いる地下水採取目標量の遵守に向け地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

(イ) 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北勢地域の臨海部の石油化学を中心とする工場の発展に伴う水需要の増大や、地下水の汲み上げによる地盤沈下及び塩水浸入に対する地下水代替用水の確保に対処するため、昭和31(1956)年に給水を開始して以来、順次拡張を行ってきましたが、初期の施設にあっては給水開始後約40年経過しているため老朽劣化が進んでいます。

平成18(2006)年度には老朽劣化した施設の改築事業を実施しました。

(ウ) 地盤沈下による災害の防止又は復旧

平成18(2006)年度には、地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と、河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧又は機能の復旧に資する関連事業として、河川事業及び土地改良事業等を実施しました。

地盤沈下対策河川事業(現在:低地対策事業)	鍋田川
地盤沈下対策土地改良事業	城南地区 東汰上二期地区
その他関連事業 中小河川改修事業(現在:都市河川改修事業)	員弁川、朝明川
その他関連事業 湛水防除事業	城南地区、長島北部地区 木曾岬地区、大鳥居地区 今島地区

3-3 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

宮川に望ましい河川流量の回復と対策

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成18(2006)年度以降、宮川ダムから毎秒0.5立方メートルの放流が実施されています。

3-4 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成18(2006)年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS(地理情報システム)を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林(持続生産を重視する森林)と環境林(公益的機能を重視する森林)に区分(ゾーニング)しています。

(2) 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や水質を保全・改善するため、必要な河川の流量を安定供給するダムを整備を進めています。

平成18(2006)年度には、鳥羽河内ダム建設のために必要な流量調査・用地測量及び道路設計を進めました。

(3) ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置し、平成18年4月から運用を開始しています。

3-5 水資源の適正利用

宮川の維持流量として宮川ダムから常時放流する水を利用する宮川維持流量発電設備(最大出力220kW)の建設が平成17(2005)年度に完了しました。

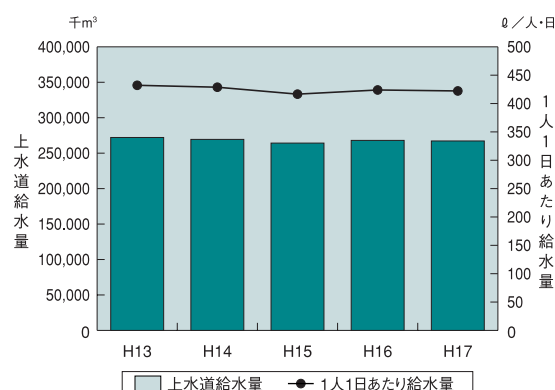
なお、平成18(2006)年度末現在で10箇所の水力発電所があり、合計最大出力は、97,800kWです。

3-6 上水道

平成17(2005)年度における上水道給水量は267,720千 m^3 、給水人口は1,724,637人であり、1人1日あたりの給水量は425 l です。上水給水量及び1人1日あたりの給水量推移は図1-4-7のとおりです。

(注) 簡易水道・専用水道を除く。

図1-4-7 上水道給水量及び1人1日あたりの上水道給水量の推移



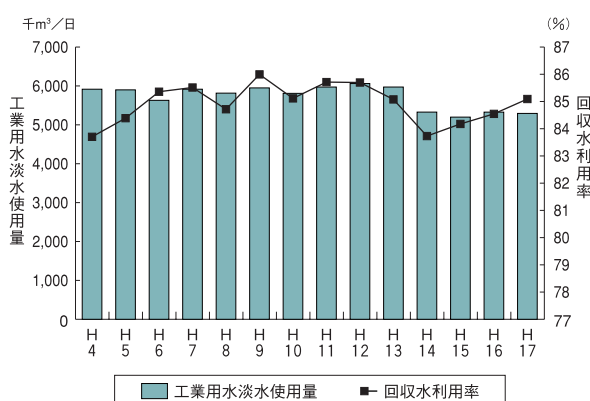
3-7 工業用水

平成17(2005)年度における工業用水使用量の合計は6,232千 m^3 /日であり、その内訳は淡水が84.4%、海水が15.6%で、淡水使用量のうち回収水が占める割合は85.0%です。

また、回収水を除く淡水供給量のうち約62.5%を工業用水道が給水しています。

工業用水の淡水使用量及び回収水利用率の推移は図1-4-8のとおりです。

図1-4-8 工業用水淡水使用量及び回収水利用率の推移



第5節

化学物質に起因する環境リスク対策の推進

1 有害化学物質対策の推進

1-1 新たな有害化学物質への対応

(1) ダイオキシン類

ア 大気の状態調査

平成12(2000)年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法(平成11(1999)年7月公布)に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

・調査地点

一般環境調査地点は、常時監視地点11地点で調査を実施しました。

・調査方法

年4回、連続7日間の試料採取を行い、分析しました。

・調査結果の概要

平成18(2006)年度の結果、すべて環境基準を達成していました。(資料編2-17参照)

イ 水質の状態調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、平成11(1999)年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、その環境基準、特定施設に係る排出基準のほか、汚染状況の常時監視等について規定されています。

このため、平成18(2006)年度は、県内45(河川38、海域7)の環境基準点等で水質調査を実施したところ、岩田川、金剛川及び笹笛川の測定地点で環境基準を超過しました。

底質については、26(河川19、海域7)の環境基準点で調査しましたが、全て環境基準を達成していました。

水生生物については、環境基準が設定されていませんが、2(海域2)地点において調査を実施したところ、環境省が実施した全国調査と比較し、特に問題となる結果ではありませんでした。また、3地点(津市、多気町、志摩市)で行った地下水調査では、全ての地点で環境基準を達成していました。

表1-5-1 ダイオキシン類調査結果(平成18年度)
(河川)

市町村名	河川名	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
桑名市	員弁川	桑部橋	0.13	0.29
	肱江川	肱江橋	0.26	0.45
川越町		朝明大橋	0.41	0.40
		朝明橋	0.28	0.27
四日市市	朝明川	睦橋	0.46	
		豊田橋	0.37	
		福崎橋	0.41	
	海蔵川	新開橋	0.38	3.9
	三滝川	三滝橋	0.28	0.23
鈴鹿市	金沢川	千代崎樋門	0.48	7.5
	中の川	木鎌橋	0.18	0.49
津市	志登茂川	江戸橋	0.93	7.7
	安濃川	御山荘橋	0.32	
	岩田川	観音橋	1.2	9.5
	長野川	長野橋	0.22	
松阪市	雲出川	両国橋	0.69	
	阪内川	荒木橋	0.12	0.30
多気町	金剛川	昭和橋	1.3	3.4
	櫛田川	津留橋	0.10	0.52
明和町	濁川	柳原橋	0.060	
大台町	笹笛川	八木戸橋	1.2	13
伊勢市	宮川	船木橋	0.066	
	五十鈴川	掘割橋	0.13	2.8
	外城田川	野依橋	0.49	1.4
鳥羽市	横輪川	馬淵橋	0.10	
	加茂川	野畑井堰	0.12	0.72
大紀町	大内山川	滝辺橋	0.055	
	藤川	野添橋	0.068	
度会町	一ノ瀬川	飛瀬浦橋	0.055	
伊賀市	久米川	芝床橋	0.55	
	比自岐川	柘川橋	0.37	4.0
	柘植川	山神橋	0.50	
尾鷲市	矢の川	矢の川橋	0.050	
紀北町	赤羽川	新長島橋	0.062	
	銚子川	銚子橋	0.049	
熊野市	大又川	藤後橋	0.056	0.24
	北山川	四滝	0.050	
御浜町	尾呂志川	阿田和橋	0.073	
		地点数	38	19
		河川数	34	18

(海域)

海 域 名	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水生生物種別 (pg-TEQ/g)	
四日市港	st-1	0.069	9.5	0.99	ボラ
四日市・鈴鹿地先海域(甲)	st-3	0.061	6.5		
津・松阪地先海域	st-1	0.071	0.49	0.67	コノシロ
	st-2				
	st-3	0.076	11		
伊勢地先海域	st-4	0.048	0.99		
英虞湾	st-1	0.054	16		
五ヶ所湾	st-1	0.045	0.75		
地 点 数		7	7	2	

1-2 化学物質対策の推進

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質といわれており、平成8(1996)年に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体の施策として、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9(1997)年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13(2001)年4月には、ジクロロメタンの環境基準が設定されました。

(平成18(2006)年度の大気環境調査の結果は、資料編2-16参照)

2 化学物質の適正管理の推進

2-1 化学物質の包括的な管理対策の推進

PRTR 制度の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が、平成11(1999)年7月に公布されました。

平成18(2006)年度は、法に基づく5回目の届出がなされました。本県内では855件の届出がなされ、排出量・移動量については、トルエン、キシレンなどの溶剤類が多く排出されていました。

3 地下水・土壌汚染対策の推進

3-1 土壌汚染物質モニタリング体制の確立

(1) ダイオキシン類環境調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握をするため、県内3地点で一般環境把握調査を実施しました。

調査の結果、環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を全て下まわっていました。(資料編5-2参照)

平成15年度に朝日町内の農用地において実施した土壌中ダイオキシン類調査の結果、継続して調査する指標値である250pg-TEQ/gを超過した地点が2ヶ所あり、平成18年度はその地点周辺の18地点で調査を実施しました。

その結果、環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を超過した地点が2ヶ所ありました。

(2) 土壌汚染対策法による規制

土壌の汚染状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施するため、平成15(2003)年2月に土壌汚染対策法が施行されました。

この法では、土壌汚染の状況の調査の機会として、①有害物質使用特定施設の使用廃止時(法第3条)②土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき(法第4条)を定めています。

また、①、②の調査で土壌汚染が基準に適合しない場合は、その土地を指定区域とします。

県内(政令市である四日市市を除く)における法施行後の実績(H19.2.14現在)は、次のとおりです。

法第3条の調査結果報告	5件
法第4条の調査命令	0件
指定区域の指定	0件

(3) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

土壌汚染の早期発見及び拡散防止並びに土壌汚染対策法の円滑な施行のため、三重県生活環境の保全に関する条例を一部改正し、平成16(2004)年10月から施行しています。その内容は、大規模土地形質変更時の土地履歴調査及びそれに基づく土壌・地下水調査や、有害物質使用特定施設を設置する工場等に対する土壌・地下水調査を義務づけています。

また、土壌・地下水汚染を発見した場合は、知事へ届け出ることとしています。

平成18(2006)年度の汚染発見の届出は11件ありましたが、県は立入検査を実施し、汚染の浄化等、適正な措置を指導しました。

(4) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を行っています。

(5) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- 登録農薬の使用
- 農薬表示事項の遵守
- 危被害防止対策
- 農薬の適正保管

について、調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用及び周辺環境、住民の安全という観点に立って、「ゴルフ場における病害虫、雑草安全防除指針」を策定適用しています。

平成18(2006)年度には、ゴルフ場の農薬管理責任者等を対象に、農薬の安全使用・危害防止対策等を内容とする研修会を開催しました。また平成18(2006)年8月31日～9月28日にかけて県内23ゴルフ場を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。

第1節

多様な自然環境の保全

1 自然環境の概況

1-1 地形・地質

(1) 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積5,776.87(平成18(2006)年10月現在)、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯(西南日本内帯)地域と南側の外帯(西南日本外帯)地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700~1,200m級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

(2) 地質

地質についても中央構造線の北側と南側では岩質や分布状態が全く異なっています。

北側は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南側は、結晶片岩などの変成岩や緑色岩が分布し、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

1-2 気候

気候は、概ね温和な太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

- 鈴鹿山脈北部地区
比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は2,000mmを超える。
- 伊勢平野地区
年平均気温は15~16℃、年降水量は1,800mm内外と温暖な気候。

- 伊賀盆地地区
朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水量は1,400mm内外。
- 熊野灘沿岸地区
日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。
- 志摩地区
結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

1-3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- 熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- 内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。

また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

1-4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカなどが広く分布し、50種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のカモシカが多く見られます。

2章 1節

● 多様な自然環境の保全

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリピタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、304種の鳥類が確認されています。

(3) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島及び熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

(4) 両生類

有尾両生類（サンショウウオ目）は7種、無尾両生類（カエル目）は15種が知られています。国の天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

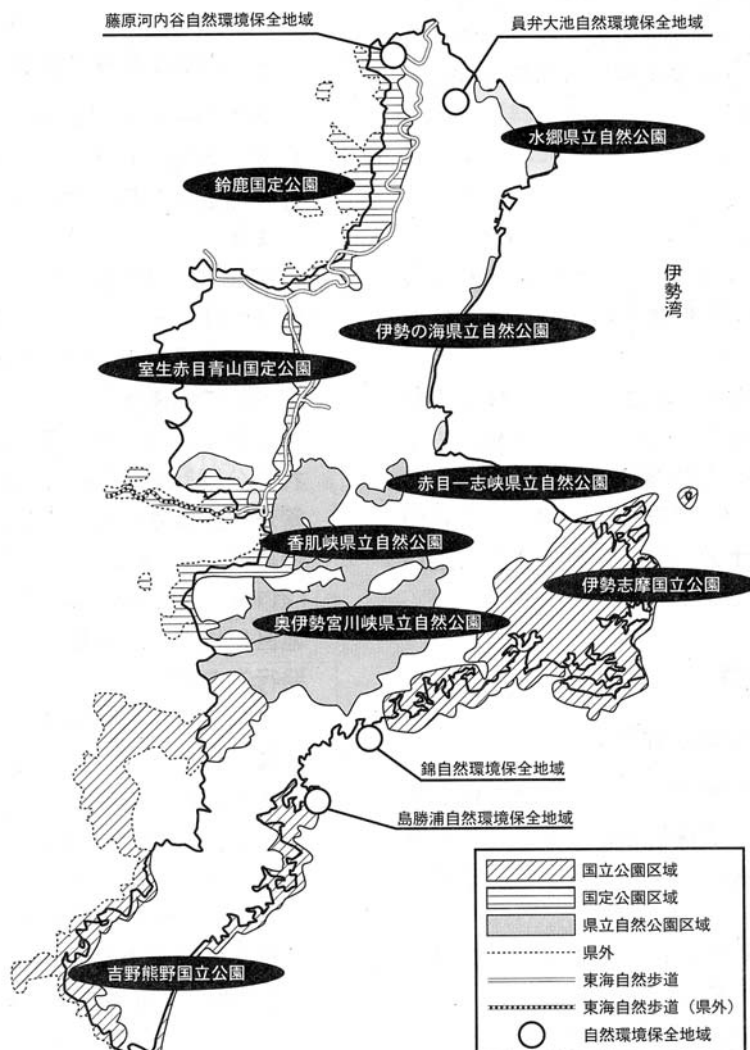
(5) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

(6) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイリリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

図2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



第2章 人と自然が共にある環境の保全

1-5 自然公園等

(1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、図2-1-1のとおり藤原河内谷自然環境保全地域など4地域が自然環境保全地域として指定されています。

(2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

(3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全等を図るため、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域を指定しています。

1-6 森林

平成17(2005)年度末における森林面積は373,211haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%の割合となっています。

なお、平成17(2005)年度末の民有林の森林蓄積量は、64,797千m³となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な保全・管理を図っています。

2 すぐれた自然の保全

2-1 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等4地域を自然環境保全地域に指定しています。

平成18(2006)年度は、前年度に引きつづき新たな指定候補地の調整を行いました。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員による指導・助言を行っています。

表2-1-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
(1) すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)	10ha以上
(2) 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)	2ha以上
(3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
(4) 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が(1)~(3)に相当する程度を維持している区域	1ha以上

2-2 自然公園等の管理・保護

県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成19(2007)年3月現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は201,896haで県土の約34.9%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画及び利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成18(2006)年度には、「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園をはじめ、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域内で行われる行為に対して140件の許可や届出の受理を行いました。

2-3 開発行為の届出制度

平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、新たに一定規模を越える自然地を開発する際の届出制を整備し、希少野生動植物の保護などの自然環境保全に関する配慮を求め

2章 1節

● 多様な自然環境の保全

ることとしています。

3 里地里山の保全

3-1 里地里山保全活動計画の認定制度

地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、里地里山保全活動計画の認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報の提供や活動計画の実施に必要な機材の購入経費等の補助等を行っています。

4 水辺環境の保全

4-1 ため池周辺等の整備

ため池や農業用水は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池等を保全管理するとともに、豊かで潤いのある憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、主要市町における45地区を目途として、ため池等の農業利水施設を活用した、親水公園等を整備する計画としており、平成18（2006）年度には、次の10地区の整備を行いました。

表2-1-2 ため池周辺等の整備状況（平成18年度）

地区名	所在地	地区名	所在地
木曽岬	木曽岬町	長島中部	桑名市
笠田大溜	いなべ市	三行	津市
川添	大台町	石ヶ畑池	伊賀市
野代	桑名市	中郷	松阪市
大井田西部	いなべ市	津北部	津市

4-2 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸においては、昭和28（1953）年から38（1963）年にかけて築造された海岸堤防が築後40数年経過し、老朽化が著しい箇所も見られることから安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接襲来す

るため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうしたなかで、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

平成18（2006）年度には、海岸高潮対策・侵食対策の中で、海岸の水際線の保全・再生を図りました。

4-3 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生の恐れがある箇所です。しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています。代表的な工法は次のとおりです。

表2-1-3 砂防事業の代表的な工法

種類	環境配慮の内容
透過型砂防堰堤	上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
溪流保全工	構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生体を保護 河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 自然石を利用し魚道を意識した床固工

※いずれの工法も魚類等の往来が可能なよう考慮しています。

今後もすべての着手溪流において可能な限り自然環境に配慮した事業を推進していきます。

表2-1-4 事業内容（平成18年度）

内容	実施箇所
通常砂防	西之貝戸川（いなべ市） ほか56溪流

第2章 人と自然が共にある環境の保全

2章1節

●多様な自然環境の保全

4-4 海岸・港等における親水空間の整備

海岸には多様な生物が生息しており、生態系の保全や物質循環において重要な位置を占めていますが、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めました。

4-5 海岸環境の整備

平成18（2006）年度には、護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した人工リーフ、堤防等を整備しました。

表2-1-5 海岸環境の整備状況（平成18年度）

海岸名等	事業内容
御浜海岸(御浜町)	人工リーフ
宇治山田港海岸(伊勢市)	堤防
五ヶ所港海岸(南伊勢町)	潜堤
島勝地区(海山町)	道路工・付帯施設
相差地区(鳥羽市)	付帯施設
黒浜地区(紀北町)	離岸堤・付帯工

4-6 河川環境

三重県は多くの河川に恵まれており、平成19（2007）年4月現在、一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,586kmにも達しており地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曾三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を經

て大阪湾に注いでいます。

- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸延長については、平成18（2006）年4月現在で1,091km、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸（要保全海岸延長）は564kmです。なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は526kmで、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は398kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なりアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表2-1-6 三重県の河川（平成19年4月現在）

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)	
①環伊勢湾	一級河川	木曾川	27	104,108	
		鈴鹿川	46	246,268	
		雲出川	40	256,636	
		櫛田川	68	237,475	
		宮川	55	305,229	
		小計	236	1,149,716	
②伊賀内陸	二級河川	24水系	98	506,754	
		計	29水系	1,656,470	
		③熊野灘	一級河川	淀川	97
③熊野灘	二級河川	新宮川	30	192,435	
		50水系	95	283,768	
		計	51水系	476,203	
合計	一級河川	7水系	363	1,796,030	
		二級河川	74水系	193	790,522
		計	81水系	556	2,586,552

4-7 多自然川づくりと親水空間の形成

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、河川の多様な自然環境の機能を活かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む環境に配慮した施設整備を推進しています。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

4-8 河川・溪流・湖沼の保全・再生

河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全または回復を目指し多自然川づくりを行っています。

平成18（2006）年度には、二級河川船津川他22河川で多自然川づくりを実施しました。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

第2節

生物の多様性の確保

1 貴重・希少な野生動植物の保護

1-1 天然記念物指定による野生生物の保護

文化財保護法、三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定しています。

天然記念物に指定された野生動植物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能な限り少なくするよう事業者に対して必要な助言・指導をしています。

また、地域住民の自主的な保全活動を活性化し、地域の文化財産としての活用を図るため、天然記念物の保全活動等に対して補助事業「活かそう地域文化提案事業」を実施しています。

1-2 希少な野生生物の保護

平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定制度等を整備し、平成16(2004)年5月に20種(動物10種、植物10種)を指定しました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成17年度に「三重県レッドデータブック2005」を発刊しました。

1-3 野生生物の生息状況等の把握

「三重県レッドデータブック2005」の策定に伴い、県内の野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を行いました。

また、これらの情報等を踏まえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物1,483種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重県レッドデータブック2005」で提供しています。

2 地域の生態系の保全

2-1 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する野生の哺乳類(一部を除く)、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖の促進、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成18(2006)年度には、第9次鳥獣保護事業計画(平成14(2002)~18(2006)年度)に基づき、鳥獣保護区等を指定したほか、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内56地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

2章2節

●生物の多様性の確保

表2-2-1 鳥獣保護区等の指定状況(県指定)

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区	指定猟法禁止区域
箇所数(箇所)	87	8	6	106	9
面積(ha)	51,072	683	2,747	63,234	25,764

表2-2-2 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の指定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病野生鳥獣救護獣医師、傷病鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

2-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況
(21施設) (平成19年3月末現在)

種	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ ヒョウ・ピューマ ジャガー サーバルキャット	10
		イヌ科	セグロジャッカル	1
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	19
	霊長目	ヒト科	チンパンジー	1
		オナガザル科	マントヒヒ ニホンザル	43
鳥類	タカ目	タカ科	イヌワシ	1
は虫類	かめ目	カミツキガメ科	ワニガメ	4
	ワニ目	アリゲーター科	カイマン ミシシッピワニ	4
	とかげ目	どくとかげ科	アメリカドクトカゲ	1

2-3 開発行為等の指導

宅地開発については都市計画法、三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

第3節

自然とのふれあいの確保

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、修繕を行っています。

平成18(2006)年度には、近畿自然歩道（答志島縦走線歩道（伊勢志摩国立公園））を整備しました。

1-2 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、各国立公園、国定公園、水郷及び奥伊勢宮川峡県立自然公園については、公園計画が策定されています。しかし、他の3県立自然公園（香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海）は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

1-3 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しています。

「三重県民の森」（菰野町）は、昭和55（1980）年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成18（2006）年度には、10万7千人余りの来園者がありました。

「三重県上野森林公園」（伊賀市）は、上野新都市の整備と併せて平成10（1998）年度に完成しました。平成11（1999）年度から開園し、平成18（2006）年度には6万2千人余りの来園者がありました。

1-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は714.6万人（平成17（2005）年度）となっています。

三重県内の延長は約197kmで、6市1町にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表2-3-1 東海自然歩道市町別一覧表（延長：km）

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.6	計	197.1

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,258km、年間利用者数は1,503.8万人（平成17（2005）年度）となっています。

三重県内の総延長は606.3kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて7市7町を通っており、鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町に委託しています。

2 森林・水辺等の保全・活用

2-1 温泉の保護・利用

三重県には238ヶ所（平成19（2007）年3月31日現在）の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の揚湯量の減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に

2章3節

●自然とのふれあいの確保

表 2-3-2 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年度																				
	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
温泉掘削	11	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4	5	11	8	3	3
増掘及び動力装置	4	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6	6	4	6	4	3
温泉利用	23	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55	67	31	244	145	59
合計	38	57	75	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65	78	46	258	152	65

即した指導を行っています。

平成18(2006)年度は、許可申請のあった温泉の掘削3件、増掘及び動力装置3件について審査したほか、温泉利用(浴用及び飲用)について59件の許可を行いました。

2-2 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市などで生活する人々が、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れる中で田舎暮らしや地域の人々との交流を楽しむレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを拡充し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成18(2006)年度にはグリーン・ツーリズムを普及・定着させるための市民農園施設の整備を支援しました。

表 2-3-3 平成18年度に整備された主な交流関連施設

区 分	市町村名
市民農園(1地区)	伊賀市

2-3 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国的にも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9(1997)年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成16(2004)年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい浸食を受けました。

このため、海岸整備事業や災害復旧事業により人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

2-4 漁村と都市との交流の推進

海洋性レクリエーションの需要に対応し、都市住民との交流機能を有する多機能型漁港の整備を実施し、熊野市新鹿地区の新鹿漁港及び大紀町錦の錦漁港で海岸環境の整備は、平成17年度に完了しました。

2-5 農山村と都市との交流の促進

(1) 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1～2件新規に開設されています。

表 2-3-4 地区別市民農園開設の状況 H19.3 現在

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農園法	3	5	3	1	1	13
特定農地貸付法	7	3	3	2	4	19

(2) 山村と都市との交流促進

近年、森林に対する要求は単に木材生産の場としてだけでなく、保健・文化・教育的な活用など多様化してきています。

一方、山村地域でも、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下してくるなか、山村地域の特性と森林を活用した交流拠点を整備するなど、その活用を図ることで、都市と山村の交流を進め、山村の活性化を目指しています。

平成17（2005）年度には、伊勢市において森林を活用した自然観察、山村体験施設の整備に対し、支援を行いました。

1 森林環境の保全

1-1 森林の保全・育成

森林は木材の生産だけでなく、水源かん養、洪水の緩和、土砂災害防止などの機能をはじめ、地球温暖化防止等の地球的規模の環境保全機能を有し、さらに私たち人間に精神的な恵みをもたらす貴重な資産です。

この貴重な資産を次の世代へ引き継いでいくために、各種の施策を展開しています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林整備を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林の造成など、公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めています。

(1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-4-1のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成18（2006）年度には、伊賀地域森林計画の樹立と北伊勢、南伊勢、尾鷲熊野地域森林計画の変更を行いました。また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-4-1 地域森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、桑名郡、いなべ市、員弁郡、三重郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡、度会郡
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

(2) 林業担い手の育成等

森林が公益的機能を高度に持続していくためには、森林を適正に管理・整備していく事業体を育成する必要があります。そのためには、従事者の育成確保が急務であり、事業の合理化と雇用、労働環境の改善を積極的に進めなければなりません。こうした事業体の中から三重県は、林業事業体を認定し、地域林業のリーダーとして一翼を担う団体を育てています。

また、林業経営等を推進しようと意欲的に活動している森林・林業・木材産業の後継者グループの取組を支援しています。

表2-4-2 三重県認定林業事業体数の推移

三重県認定林業事業体	H14	H15	H16	H17	H18
事業体数	52	51	51	51	50

表2-4-3 新規就労者数の推移

新規就労者数	H13	H14	H15	H16	H17	H18
人	53	25	32	40	23	29

(注)40才未満の人を対象

表2-4-4 三重県内の林業研究グループ

組織数	20
会員数	389

(3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況のなか、森林を生産林と環境林に区分し、環境林においては「森林環境創造事業」をはじめとする環境林整備事業を実施し、公益的機能の高度発揮を目指した、多様な森林づく

第2章 人と自然が共にある環境の保全

りを進めています。

(4) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

木をよく知ってもらうために、啓発用パンフレットの作成、新聞・雑誌等を活用した普及啓発を行いました。

また、木ともっと親しんでもらうために木工教室等を開催しました。

(5) 保安林の整備・管理

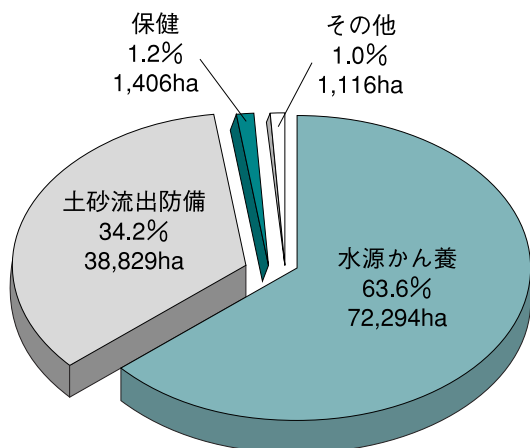
森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する三重県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の30.4%に当たる113,645haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

表2-4-5 保安林の役割と種類

主な役割	種類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎとうるおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

図2-4-1 保安林の現状（平成18年度末）



(6) 林地開発許可制度による指導

昭和49（1974）年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、484件、6,762ha（平成18年度末）に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

表2-4-6 林地開発許可の状況（平成18年度）

開発目的	件数	面積
工場・事業場用地	3件	4 ha
宅地造成	1件	5 ha
ゴルフ場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土石採取	2件	5 ha
その他	1件	2 ha
計	7件	16ha

昭和49年から平成17年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

(7) F S C等森林認証制度の普及

- F S C等の森林認証は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な森林管理を推進している森林を認証して、その認証された森林から産出される木材、木材製品に特定の「環境ラベル（ロゴマーク）」を付けて流通させるものです。
- 環境に配慮した持続可能な森林管理を推進するため、県では平成13（2001）年度よりF S Cの森林認証取得や制度の普及の支援を行ない、平成18（2006）年3月末現在、6事業体、認証総面積約11,000haで認証を取得しております。
- F S C等認証森林の増加とグリーンコンシューマリズムの高まりから、環境貢献度を木材製品の競争力のひとつとしてとらえ、イベント等への参加機会をとらえ、普及に取り組んでいます。

2章4節

1-2 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の確保、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

(2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進を図り、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行っています。

平成18(2006)年度には、市による防火水槽の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表 2-4-7 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
熊 野 (H18~22)	(生活)防火水槽
尾 鷲 (H15~19)	(林道)栃川原、川原木屋

1-3 森林の公益的機能の向上

森林は、水源のかん養、土砂災害防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は木材生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化、高齢化等による担い手不足のため、放置される森林が増加するなど、林業経済活動による森林の公益的機能の発揮は困難になり、森林の機能低下が進み、県民生活への重大な影響が危惧されています。

このため、平成18(2006)年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山

地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

2 農地環境の保全

2-1 農地保全活動の推進

中山間地域において三重県型デカップリング、中山間地域等直接支払により多様な保全活動を促進し、農地の持つ公益的機能の増進を図っています。

2-2 農地の保全・整備

(1) 環境保全型農業の推進

三重県では「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、各種技術の開発・活用等による化学肥料、農薬投入量の節減、家畜ふん尿など農業活動等から排出される未利用有機資源の利用・リサイクルの強化及び農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進しています。

平成11(1999)年度には持続的農業法をはじめとする環境3法(持続的農業法・改正肥料取締法・家畜排せつ物法)が整備され、特に持続的農業法においては、土づくり技術・減化学肥料技術・減農薬技術の3技術を総合的に実施する生産方式を三重県導入指針に定め、この指針に基づき環境保全型農業実践者を認定する制度(エコファーマー認定制度)が創設され、技術研修会等を通じて環境保全型農業技術の普及に努めるとともに、エコファーマーの認定促進を行っています。また、生ごみ等有機性廃棄物の循環利用の推進を図っています。

土壌に関しては、施肥による環境負荷を低減させるため、適正施肥の目安となる施肥基準を改定し、関係者へ周知を図っています。

表 2-4-8 環境保全型農業の推進対策の実施状況

区 分	実施主体	内 容
環境保全型農業の推進指導・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○コンポストマイスター研修の実施 ○認定農業者(エコファーマー)制度の啓発 ○認定農業者(エコファーマー)の認定902人 ○環境保全型農業優良事例調査実施 ○農薬安全使用研修会開催(農薬管理指導士育成ほか) ○空中散布の安全指導
技術支援	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○病害虫発生余察情報提供(ホームページ)

第2章 人と自然が共にある環境の保全

(2) 農業の担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は2,125戸（平成19(2007)年3月末現在）で、認定農業者への農地集積面積は12,434ha（平成18(2006)年3月末現在）となっています。

平成18(2006)年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

(3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成18(2006)年度には、モデル市町において、実態調査の実施と活用計画を策定しました。また、各地域ではボランティアによる花づくりの実践など、独自の取組による耕作放棄地の解消を進めています。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

近年、畜産業の大規模化等による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、適正なふん尿処理をスムーズに行うことが困難となり水質汚濁関連の環境問題が発生しています。

また、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行うなど、環境問題の改善・防止に努めています。

3 沿岸海域環境の保全

3-1 漁場の保全・改善

(1) 漁場保全対策の推進

英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、養殖漁場として古くから活用されてきましたが、水質の悪化が進み、赤潮や貧酸素水塊の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

このため、平成18(2006)年度も前年度に引き続き、漁場環境の変動の把握のため、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施しました。

(2) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト

海的环境に影響を与える要因は、陸域も含めて様々な人間活動によって生じてくるものであり、非常に幅の広い分野と関係しています。

平成18(2006)年度には、住民の参画・協働による閉鎖性内湾や流域に対する環境保全を進めるため、県民やNPOが主体となって行う、山川海でのさまざまな体験等の取り組みについて支援を行い、人づくり、組織づくりを進めるとともに、海の恵み情報、海的环境情報、市民グループ・学校等の活動報告や流域の環境監視情報等の共有化を進めました。

(3) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的事故も後を絶たない状況にあります。

ア 赤潮の発生状況

平成18(2006)年の赤潮発生延日数は100日、赤潮による漁業被害は0件でした。

(ア) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は16件、発生延日数は44日で、前年と対比すると件数で11件減少し、発生延日数も44日減少しました。

(イ) 志摩度会海域

赤潮発生件数は14件、発生延日数は54日で、前年と対比すると件数で5件減少し、発生延日数は27日減少しました。

(ウ) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は2件、発生延日数は2日で、前年と対比すると件数では5件減少し、発生延日数も6日減少しました。

2章4節

表 2-4-9 赤潮発生件数の推移

年	H13	H14	H15	H16	H17	H18
発生件数	25	32	28	43	43	22

イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況
 平成18(2006)年度においては油漏れやその他突発的事故による漁業被害はありませんでした。
 なお、平成18(2006)年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(4) 漁場環境の改善

三重県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成18(2006)年度には、次のような事業を実施しました。

表 2-4-10 平成18年度の漁場環境の改善事業

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
漁場環境保全創造事業	汚泥浚渫	三重県	英虞湾
県単沿岸漁場整備事業	底質改良剤等の散布	神明真珠養殖漁協他3漁協	志摩市他1市1町

3-2 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、三重県においても減少しているため、藻場の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等により、漁場環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、平成18(2006)年度は、伊勢湾2期地区及び熊野地区及び錦市場において藻場の造成を実施しました。

第1節 身近な自然環境の保全・再生

1 身近な緑の保全・創出

1-1 緑地整備の促進

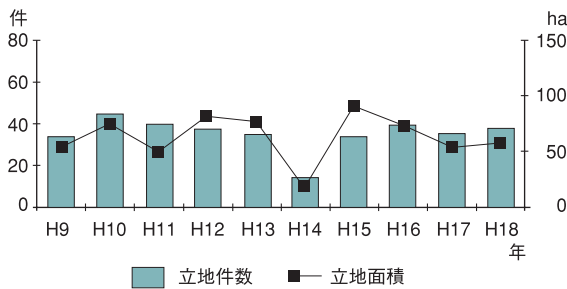
(1) 工場緑化の推進

工場の敷地利用状況の推移は、平成18（2006）年度末で表3-1-1のとおりです。

また、工場の立地が適正に行われるよう、平成19（2007）年3月末現在で44ヶ所、1,515haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図3-1-1のとおりです。

図3-1-1 工場立地の推移（平成18年12月末現在）



(2) 緑化の推進

三重県では、みどり豊かな環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。また、地域の団体等の緑化活動を支援する、三重緑化基金や緑の募金に対する理解を高め、県民一人ひとりが、参画する緑化運動を展開しています。

平成18（2006）年度には、春季緑化運動期間中（4/1～5/31）に、緑の募金キャンペーン等を行いました。

(3) 居住地等周辺の森林整備

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、人工林等を対象に、防災、景観、住民と森林とのふれあい等にも配慮した森林及び林内環境の整備を進めています。

表3-1-2 居住地周辺森林整備状況

箇所	整備内容	実施年度
尾鷲市	除・間伐等の森林整備 林道の整備	平成15～19年度
津市	除・間伐等の森林整備	平成18～22年度

(4) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画を広域的視点からの緑地の配置の指針として、市町による「緑の基本計画」の策定・改定を推進しています。

表3-1-1 敷地利用状況の推移

年度	項目	工業敷地			生産施設			緑地		緑地以外の環境施設		その他	
		面積	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率			
S49年法施行時		1,928 ha	274 ha	14.2 %	166 ha	8.6 %	71 ha	3.7 %	1,417 ha	73.5 %			
S55年度末現在		2,337 ha	311 ha	13.3 %	240 ha	10.3 %	90 ha	3.9 %	1,696 ha	72.6 %			
S60年度末現在		2,848 ha	434 ha	15.2 %	380 ha	13.3 %	111 ha	3.9 %	1,923 ha	67.5 %			
H2年度末現在		3,431 ha	562 ha	16.4 %	547 ha	15.9 %	121 ha	3.5 %	2,201 ha	64.2 %			
H10年度末現在		4,174 ha	709 ha	17.0 %	735 ha	17.6 %	132 ha	3.2 %	2,598 ha	62.2 %			
H11年度末現在		4,187 ha	719 ha	17.2 %	738 ha	17.6 %	131 ha	3.1 %	2,599 ha	62.1 %			
H12年度末現在		4,249 ha	738 ha	17.4 %	754 ha	17.7 %	131 ha	3.1 %	2,626 ha	61.8 %			
H13年度末現在		4,300 ha	746 ha	17.4 %	766 ha	17.8 %	128 ha	2.9 %	2,660 ha	61.9 %			
H14年度末現在		4,376 ha	766 ha	17.5 %	780 ha	17.8 %	123 ha	2.8 %	2,707 ha	61.8 %			
H15年度末現在		4,417 ha	781 ha	17.6 %	785 ha	17.7 %	122 ha	2.7 %	2,729 ha	61.7 %			
H16年度末現在		4,423 ha	804 ha	18.2 %	791 ha	17.9 %	120 ha	2.7 %	2,708 ha	61.2 %			
H17年度末現在		4,455 ha	824 ha	18.5 %	798 ha	17.9 %	114 ha	2.6 %	2,719 ha	61.0 %			
H18年度末現在		4,509 ha	856 ha	19.0 %	808 ha	17.9 %	112 ha	2.5 %	2,733 ha	60.6 %			

(工業団地特例の適用による共有部分の工業敷地・緑地および緑地以外の環境施設を除く。)

表 3-1-3 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村数	策定市町村
平成13年度	0	
平成14年度	5	四日市市、朝日町、川越町、菰野町、楠町
平成15年度	1	伊勢市
平成16年度	0	
平成17年度	1	鈴鹿市
平成18年度	0	

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(5) 公共施設(用地)における緑化の推進

公共施設がより快適な場となるよう、緑化を進めています。

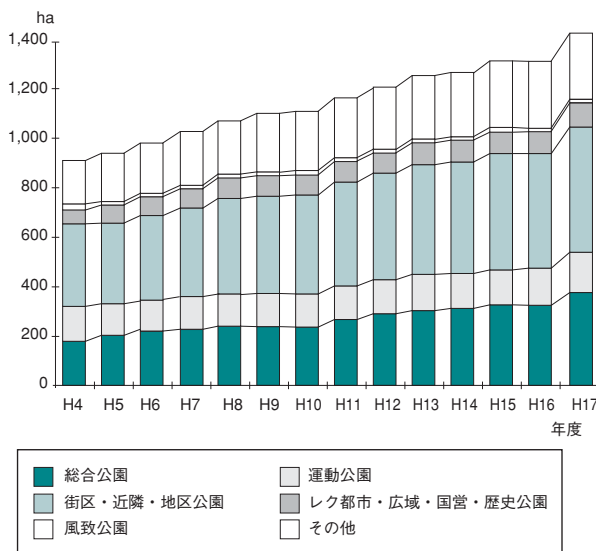
平成18(2006)年度には、財団法人宝くじ協会の助成により、三重県立熊野古道センターの緑化工事を実施しました。

1-2 都市公園

平成17(2005)年度末における都市公園の整備状況は、2,084ヶ所、約1,422haです。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は8.64㎡です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園、都市緑地の増加が顕著です。

図 3-1-2 都市公園面積推移



(1) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。国においては、平成6(1994)年7月に決定された「緑の政策大綱」において、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、長期的には都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積を約20㎡とすることを目標に立てています。

三重県の都市公園整備状況は、平成17(2005)年度末で都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積は約8.64㎡です。県営公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園があります。

平成18(2006)年度には、北勢中央公園及び熊野灘臨海公園について整備を進めました。

また、熊野灘臨海公園において平成19年3月に一部開園を行いました。市町公園は四日市市の南部丘陵公園や津市の安濃中央総合公園他10ヶ所で整備を行いました。

表 3-1-4 県営公園の整備状況(平成18年度)

県営公園名	整備面積(ha)	内 容
北勢中央公園	98.1	用地買収、駐車場整備等
熊野灘臨海公園	530.8	園路整備等

2 身近な水辺・海辺の保全・再生

2-1 漁村・漁港環境の整備

平成18(2006)年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落内道路・排水路、集落排水処理施設・防災空地等の整備を実施している3地区(錦、礪浦、神前浦)に助成を行いました。

3 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生

3-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まるなか、これらの期待に適切に対応していく必要があるため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

広葉樹林の造成に関しては、造林事業により、クヌギ・コナラなどの広葉樹林造成に対し、支援しました。

また、平成13(2001)年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進めています。

3-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、溪流環境整備計画の策定を行いました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った詳細設計を行い流路の曲線化の推進や水際部の多様化、護岸への自然物素材の使用、瀬と淵の保護・創出を図っています。

第2節

良好な景観の形成

1 都市景観の保全・創出

1-1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成19（2007）年3月31日現在、登録されている「道の駅」は全国で858ヶ所、県内では15ヶ所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」（平成19年3月末現在）

駅名	所在地	路線名
飯高駅	松阪市	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大紀町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	亀山市	国道1号
伊勢志摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あやま	伊賀市	(主)甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間のひとつです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業（交付金を含む）
（平成18年度）

路線名	都市名
富田山城線	四日市市
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木橋線	津市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

1-2 景観

三重県の景観は、山地、丘陵、盆地、台地、低地、海岸に大別される多様な自然景観に加え、歴史的・文化的なまちなみの景観や都市景観によって形成されています。

三重県では、各種公益事業の実施にあたって景観への配慮に努めるとともに、「三重県屋外広告物条例」に基づく沿道景観地区の指定等を行ってきました。

また、都市において良好な自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。

1-3 良好な広告景観の形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。そこで三重県では「屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、県内の屋外広告物に対し、必要な規制・指導を行っています。

1-4 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

第3章 やすらぎと潤いのある快適な環境の創造

1-5 風致地区等の活用

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区を定め、都市における自然景観の形成を図っています。

2 農山漁村景観の保全・復元

2-1 森林病害虫等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病害虫等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

三重県における松くい虫被害は、長期的には昭和56（1981）年をピークに年々減少し、平成18（2006）年度はピーク時の8.4%になっています。

しかし、高温小雨の気候が続けば、再び被害が拡大する恐れもあり、なお予断をゆるさない状況にあります。

松くい虫被害対策は、森林病害虫等防除法に基づき、関係市町との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

表3-2-3 森林病害虫等の防除状況（平成18年度）

実施主体	内 容
市 町	予防措置（地上散布 4ha、樹幹注入1,128本） 駆除措置 51m ³ （伐倒駆除 9 m ³ 、特別伐倒駆除42m ³ ）
県	予防措置50ha（地上散布） 駆除措置 51m ³ （伐倒駆除 46m ³ 、特別伐倒駆除 5 m ³ ） 保全松林健全化整備 12ha

※駆除措置の内容については、資料編を参照

3 良好な郷土景観の形成

3-1 地域の特性を活かした景観形成の推進

(1) 景観形成施策の展開

平成8（1996）年度に総合的な景観行政を推進し、美しい県土づくりを進めていくための指針となる「三重県景観形成指針」を策定しました。

また、景観法が平成17（2005）年6月に全面施行されたのを契機に、地域の特性を活かした景観づくりを県内全域で展開していくため、地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図る事業を実施しています。

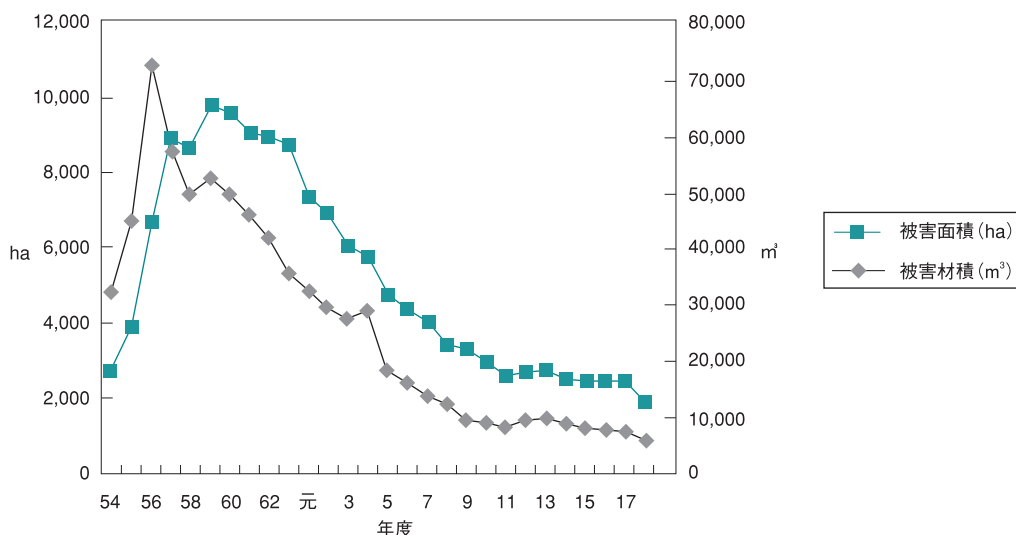
ア 市町における景観形成の促進

市町の景観形成への主体的な取組を支援し、

3章2節

● 良好な景観の形成

図3-2-1 三重県下松くい虫被害量の推移



市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行いました。

イ 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、シンポジウムや景観交流会の開催支援により、普及啓発を行いました。

(2) 地域の特性を活かした景観まちづくりの実施

地域の特性を活かした景観まちづくりとして、伊勢志摩地域や松阪・東紀州地域のモデル地区において、住民参画によるまちづくりを実施しました。

(3) 景観整備及び地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、各種の景観に資する公共事業等を実施しています。

三重県屋外広告物条例では「屋外広告物沿道景観地区制度」が規定されており、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。現在県内では5地区が指定されています。

表 3-2-4 屋外広告物沿道景観地区
(平成19年3月末現在)

地区名	場 所
伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島屋外広告物沿道景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から桑名市長島町松蔭と長島町浦安との境まで
奥伊勢屋外広告物沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境まで
紀北屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、大紀町と紀北町の境から尾鷲市と熊野市との境まで
紀南屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで

第3節

歴史的・文化的環境の保全

1 文化財等の保護・活用

1-1 指定文化財の保護・活用

三重県には、国指定文化財等が329件、県指定文化財等が544件あり、市町指定文化財も含めると約2,000件を超えるなど、歴史・文化・学術的に優れた文化財が多くあります。

しかしながら、その保護・保存に関しては、経年変化による損傷や収蔵・保管に要する施設や財源の不足など多くの問題を抱えており、今後、適切な保護、保存を行うとともに、文化財の積極的な活用を図っていくことが大きな課題となっています。

平成18(2006)年度には、指定文化財の適正な保護とその活用を図るため、所有者または管理者(管理団体)が行う文化財保護事業に対して支援しました。

齋宮跡の歴史ロマン再生

齋宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45(1970)年以来継続的に実施されています。

平成8(1996)年度には、史跡整備の促進、史跡の有効活用を図るため、史跡齋宮跡整備基本構想を公表し、この構想による整備地区全体が歴史ロマンを実感できる基本計画を策定しました。

平成9～13(1997～2001)年度には齋宮跡歴史ロマン再生事業として、近鉄齋宮駅北側において、体験学習施設・1/10史跡全体模型を中心とする本格的な史跡整備を実施して一般公開し、多くの来訪者が訪れました。

平成18(2006)年度は、今後の史跡整備のあり方を検討しました。

1-2 登録有形文化財の保護・活用

三重県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代遺産が確認されています。これらの近代化遺産の保護活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成18(2006)年度は、皇學館大学記念館(旧神宮皇學館大学本館)・旧明村役場庁舎の2件が国の登録有形文化財(建造物)に登録されました。

1-3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約14,000件の埋蔵文化財の所在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図るうえから、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

平成18(2006)年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は24遺跡、齋宮歴史博物館が齋宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

表3-3-1 三重県内の埋蔵文化財数
(平成18年12月31日現在)

遺物散布地	4,674
古墳	6,926
社寺跡	449
城館跡	1,286
生産遺跡等	214
その他	439
合計	13,988

1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

三重県内における史跡、名勝は国指定43件、県指定81件です。史跡齋宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成18(2006)年度は、史跡の公有化の推進と保存活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

1-5 歴史的・文化的な遺産

わが国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

表3-3-2 三重県内の国・県指定等文化財数
(平成19年3月末現在)

種 別		国	県	計
重 要 文 化 財 (有 形 文 化 財)	建造物	21	41	62
	絵画	19	32	51
	彫刻	63	105	168
	工芸品	17	52	69
	書籍・典籍・古文書(内、国宝文書3)	38	53	91
	考古資料(内、国宝1)	9	27	36
	歴史資料	3	2	5
小 計		170	312	482
無 形 文 化 財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
小 計		1	2	3
民 俗 文 化 財	無形民俗文化財	8	34	42
	有形民俗文化財	1	24	25
小 計		9	58	67
記 念 物	特別史跡	1	—	1
	特別天然記念物	2	—	2
	特別名勝及び天然記念物	1	—	1
	史跡	33	69	102
	史跡及び名勝	0	2	2
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	6	8	14
	名勝及び史跡	1	0	1
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物(地域を定めず)	13	4	17
	天然記念物	18	79	97
	天然記念物及び名勝	1	1	2
小 計		76	164	240
伝統的記念物群保存地区(選定)		1	—	1
文化財の保存技術		0	0	0
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(選択)		14	8	22
重要文化的景観(選定)		0	0	0
登録文化財		58	—	58
合 計		73	8	81
総 計		329	544	873

2 歴史的・文化的景観の保全・活用

(1) 歴史的・文化的資産を活かした風情あるまちづくりの推進

県内の歴史的・文化的資産の保全・活用に貢献できる人材を育成するとともに、歴史的・文化的資産の所在等の調査を行い、これらの資産を活用した地域づくり活動を支援しました。

- ① 歴史的・文化的資産保全活用推進員の養成
地域の歴史的・文化的資産の再発見・保全・活用支援などができる推進員を県内各地で養成

しました。

- ② 歴史的・文化的資産データブックの作成
推進員等地域の住民との協働により、県内に点在する歴史的・文化的資産のデータブックを作成しました。
- ③ 歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりの推進
歴史的・文化的資産を保全・活用する取組を推進するため、地域住民に、これらの資産の存在や価値を知ってもらう機会づくりに取り組みました。
- ④ 歴史街道 GIS の作成
伊勢街道(斎宮～伊勢神宮)の歴史街道 GIS を作成し WEB 公開しました。

(2) 熊野参詣道(伊勢路)の保全

平成16(2004)年7月に、熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道(さんけいみち)」がユネスコの世界遺産に登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。

登録にあたっては、これらの遺産が、日本の信仰や文化に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価されました。

三重県は、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、峠道を中心とした約33kmが往時の状況を示すものとして国史跡に指定されています。

第1節

環境経営の推進

1 県における環境経営の推進

1-1 三重県庁の率先実行取組

三重県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

県庁の率先実行の取組や、県民・企業等との協働・連携による環境負荷低減に向けた取組が評価され、平成13(2001)年4月の「第10回地球環境大賞(優秀環境自治体賞)」(フジサンケイグループ及び日本工業新聞主催)に続き、平成14(2002)年4月には「第2回自治体環境グランプリ(エコライフスタイル推進部門賞)」(主催：(財)社会経済生産性本部)を受賞しました。

(1) 多様な県機関へのISO14001の導入

- 平成12(2000)年2月に、三重県庁の本庁舎とその周辺機関でISO14001の認証を取得し、オフィス活動を始め、イベントや公共工事、環境基本計画を含む全ての事務・事業活動での環境負荷低減の取組を進めています。
- 平成13(2001)年3月には、認証範囲を全ての地域機関に、また、平成18(2006)年2月に一部の試験研究機関に拡大しました。さらに、医療機関や県立大学及び県立高校2校が認証取得し、ISO14001に基づく環境保全活動を進めています。

(2) 継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組

- 平成11(1999)年度から平成13(2001)年度までは、オフィス活動における省資源・省エネルギーにつながる取組を中心とし、電気・水・用紙類・廃棄物等の削減に大きな成果をあげることができました。
- 平成14(2002)年度から平成16(2004)年度までは、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進める方針を新たに打ち出し、環境に有益な事業を環境目的・目標に設定して推進してきました。
- 平成17(2005)年度の2回目の更新時には、環境に対する有益な事務事業をすべての所属に展開し、業務特性及び地域特性に応じた独自の目標を設定して、取組を推進することとしました。また、環

境マネジメントそのもののシステム改善を行うとともに、各所属独自のマネジメントを重視する分散管理型へと移行を図りました。

- 平成17(2005)年度における全庁の取組結果は、基準年度である平成15(2003)年度と比較して、コピー用紙使用量は12トン削減できましたが、庁内オフィスごみ排出量は86トン増加、温室効果ガスの排出量はCO₂換算で202トン増加となりました。
- ISO14001に取り組みはじめた平成11(1999)年度から、ホームページ等により、その活動結果を公表してきましたが、平成14(2002)年度からは、他の都道府県にさきがけて、県が事業体として取り組んできた環境活動の結果を環境報告書という形で毎年度公表しています。平成18(2006)年度には、財団法人地球・人間環境フォーラム及び環境省主催の第10回環境コミュニケーション大賞で「環境報告書部門環境報告優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)」を受賞しました。

1-2 環境調整システムの推進

三重県では、自ら実施する開発事業について、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成18(2006)年度には8件の開発事業について審議・調整を行いました。

対象とする開発事業の種類は次のとおりです。

- ①道路の整備
- ②河川・ダム等の整備
- ③海岸の整備
- ④公有水面の整備
- ⑤港湾の整備
- ⑥森林の整備
- ⑦公園の整備
- ⑧下水道の整備
- ⑨水道の整備
- ⑩農業農村の整備
- ⑪発電所の整備
- ⑫建物の建設
- ⑬用地の整備
- ⑭その他

1-3 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入

- 平成13(2001)年10月1日に「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定し、平成13(2001)年度に日常的に購入する全ての消耗品(単価契約物品)を環境配慮型商品にしました。平成14(2002)年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。
- 公用車については、「三重県低公害車等技術指針」を平成18(2006)年3月に改正し、より一層の低公害車の導入を進めています。

また、平成17(2005)年4月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001をはじめ、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-EEMS:ミームス)等の導入により適切な環境管理を行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。

さらに、平成18(2006)年7月には、基本方針の前文に「ごみゼロ社会の実現」や「地球温暖化の防止」の視点を追加し、三重県庁ISO14001の環境方針と整合を図りました。

- 県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部署で不要になった物品の情報交換と有効利用を行っています。
- なお、平成12(2000)年5月には、グリーン購入ネットワークから「第3回グリーン購入大賞」をいただきました。

2 市町における環境経営の促進

2-1 生活創造圏づくり推進事業の実施

生活創造圏づくりは、市町の広域連携や住民参画の推進などを踏まえ、県も参画しながら個性ある豊かで住みよい生活圏域を創り出していこうとするものです。

「生活創造圏づくり推進事業」において、この生活創造圏づくりの推進に資する市町等の事業を支援することとしており、平成18(2006)年度においても環境保全のための事業に対し支援を行いました。

2-2 市町等におけるISO14001ネットワーク化の促進

- 市町が率先して環境保全に取り組むことは、地域での環境保全活動の推進に大きな効果があることから、ISO14001の認証取得や、その効果的な運用について支援してきました。
- 平成18(2006)年度は、市町相互の情報交換や、市町と県とのネットワーク化を進めることにより、環境保全取組の一層の向上を図るため、三重県自治体ISO14001ネットワーク会議を4回開催しました。

3 事業者の環境経営の促進

3-1 環境保全施設整備に対する支援

(1) 三重県環境保全資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施しました。

平成18(2006)年度には、融資件数が103件、融資額が1,257,185千円でした。

表4-1-1 三重県環境保全資金融資制度

(平成19年4月現在)

項目	内容
融資限度額	1企業・組合 5,000万円 ※土壤汚染調査の場合 200万円 ※ISO認証取得関連資金の場合 1,000万円
融資利率	固定・年率 1.85%(保証を付さない場合 2.05%) ※吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置の場合、及び自動車NOx・PM法の対策地域内に登録のある排出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い替える場合、天然ガス自動車へ改造する場合及びNOx・PM低減装置を装着する場合 固定・年率 1.65%(保証を付さない場合 1.85%)
保証料	年率 0.5~1.7%
融資期間	設備資金 7年以内(据置期間1年以内を含む) ※車両を含む場合 5年以内 運転資金 5年以内
返済方法	元金均等月賦返済
融資対象	(1) 公害防止施設の設置 (2) 工場又は事業場の公害防止のためにする移転 (3) 土壤汚染の除去等 ① 土壤汚染対策法(平成14年法第53号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する土壤汚染調査のうち、法第3条第1項に基づく土壤汚染調査 ② 法第2条第2項に規定する土壤汚染調査のうち、法第4条に基づく土壤汚染調査 ③ 法第7条第1項及び第2項に規定する汚染の除去等の措置 ④ 法第8条第1項の規定による請求に係る汚染の除去等の措置に要した費用負担 (4) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置 (5) 環境対策車の導入 ① 低公害車の購入 ② 使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ③ NOx・PM低減装置の装着 ④ 自動車NOx・PM法排出基準適合車への買い替え (6) 地球温暖化防止対策施設の整備等 (7) リサイクル関連施設の整備等 (8) ISO14000シリーズの認証取得

3-2 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図りました。

3-3 日本環境経営大賞による環境経営の普及

- 環境経営の発展と環境文化の創造を図るため、学界や経済界等との協働により、全国の事業所等を対象に優れた環境経営の取組を顕彰する「日本環境経営大賞」を実施しています。

- (第1回目(平成14(2002)年度)
応募件数：149 受賞者数：14)
- (第2回目(平成15(2003)年度)
応募件数：121 受賞者数：17)
- (第3回目(平成16(2004)年度)
応募件数：125 受賞者数：15)
- (第4回目(平成17(2005)年度)
応募件数：214 受賞者数：20)
- (第5回目(平成18(2006)年度)
応募件数：180 受賞者数：17)

- この表彰を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」を普及するとともに、環境に関する人材・技術のネットワークを構築し、企業経営者等を対象にした全国の優れた環境取組を学ぶ「環境経営サロン」を開催するなど、県内企業等の環境経営の向上を促進します。(平成19(2007)年3月末現在 開催回数：9回 参加者数：468名 参加企業：336社)

3-4 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保全技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発技能の集積を図るため、展示施設、研修施設、会議施設等を整備しています。

これまでに

- ・(財)国際環境技術移転研究センター
- ・(株)三重ソフトウェアセンター
- ・三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター
- ・テクノフロンティア四日市
- ・三重県科学技術振興センター保健環境研究部
- ・タカラバイオ(株)ドラゴンジェノミクスセンター

が立地しています。

3-5 環境に優しい生産技術の確立

県内の養殖漁場においては、漁業者自身による漁場環境の把握・維持により、良好な漁場環境が保全され、持続的に養殖業が営めるよう、持続的養殖生産確保法に基づき、漁場改善計画が策定されています。

3-6 小規模事業所向け EMS (環境マネジメントシステム) の導入

平成16(2004)年9月に、幅広く県内事業者の環境経営の取組を促進するため、「具体的で取り組みやすく、かつ、費用負担の少ない」ミームス(M-EMS)と呼ばれる環境マネジメントシステム規格および審査制度を設立し、制度普及のための説明会・相談会、審査体制を充実するための審査員研修会を開催しています。平成19(2007)年3月までに120事業者において環境マネジメントシステムの構築が進みました。

第2節

環境教育・環境学習の推進

1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

1-1 三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・学習・情報発信の拠点として研修機能、情報提供、展示啓発機能等を整備し、子どもから大人まで幅広く利用できる拠点施設として活用・充実に努めています。

図4-2-1 三重県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容

業務の柱

- ①持続可能な社会の構築のため、実践的な行動を促す環境教育・環境学習
- ②環境保全活動のパートナーシップの推進
- ③人と情報のグローバルなネットワークの構築

主な業務

- ・展示コーナーやライブラリーコーナーの整備、活用
- ・参加、体験型の環境講座、体験教室、交流事業等の実施
- ・地域の活動リーダーや環境学習指導者等の養成
- ・環境教育のためのプログラム開発、調査研究
- ・ホームページ「三重の環境と森林」を活用した環境教育に係る情報の発信
- ・県民、ボランティア団体、企業とのネットワーク化

1-2 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

(1) 宮川流域エコミュージアム事業の推進

宮川流域エコミュージアム事業は、宮川流域ルネッサンスがめざす「人と自然の共生」のシンボルプロジェクトです。

この事業では、流域案内人の人たちが、宮川流域がもつ様々な魅力（自然、歴史、文化、産業、暮らし等）を、地域の人や訪れた人に紹介しています。

宮川流域ルネッサンス協議会及び宮川流域交流館では、流域案内人が企画するイベントや宮川流域の情報を提供しています。

表4-2-1 宮川流域エコミュージアム関連施設一覧

施設名	HPアドレス	所在地
宮川流域ルネッサンス協議会	http://www.miyarune.jp/	伊勢市
宮川流域交流館 たいぎ	http://miyarune.cool.ne.jp/taiki/	大紀町
宮川流域交流館 わたらい	未設置	度会町

(2) ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう解説又は実物標本、模型、写真、映像、図表などを用いた展示を行っています。

表4-2-2 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩国立公園	鳥羽ビジターセンター	鳥羽市
	登茂山ビジターセンター	志摩市
	横山ビジターセンター	志摩市
鈴鹿国定公園	藤原岳自然科学館	いなべ市

2 環境教育・環境学習の充実

2-1 学校・社会における環境教育・学習の推進

(1) 環境教育・学習の推進

三重県では、三重県環境保全活動・環境教育基本方針に基づき、三重県環境学習情報センターを環境学習基幹施設として、環境教育・学習を推進するとともに、学校教育・社会教育の場においても、環境教育・学習を推進し、環境月間行事・緑化運動などを通して、環境保全思想の普及啓発に努めています。

表4-2-3 環境教育・学習の状況（平成18年度）

区分	内容
参加型環境学習講座の開催	環境学習情報センター講座及び出前講座「大気・水質チェック教室」、「ごみ・リサイクル講座」や夏休みの「こども環境講座」など67講座を開講しました。
環境教育資材の貸出	環境啓発用パネルや、環境学習用キットの貸出しをしました。
環境学習指導者の養成	環境学習指導者養成講座として「プロジェクトワイルド（米国の環境教育指導法）エドゥケーター養成講座」、「インタープリター養成講座」、「みえ環境学習セミナー」などを開講しました。また、専門講座として「地球温暖化防止講座」、「資源循環講座」、指導者養成講座の修了者を対象とした「環境学習指導者養成実践講座」を開講しました。
その他	市町等が実施する環境フェア等への啓発パネル等の貸出や出展参加を行いました。県内小中高等学校等の社会見学受入れや環境体験学習を112団体に実施しました。県内小中高等学校等の授業や公民館、企業、市民団体の学習会などへの出前講座を84回実施しました。

第4章 自主・協働による環境保全活動の促進

(2) こどもエコクラブ活動支援

こどもエコクラブ活動は、次世代を担う子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、平成7（1995）年6月から環境省により始められました。県内でも環境の保全に関する取組を行う意志を有する幼児から高校生が、それぞれの地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動などの実践運動に自主的に取り組んでいます。

こうしたこどもエコクラブ活動を定着させるとともにその活用をさらに推進するため、各クラブのメンバー・サポーターを対象とした交流会や活動を支える市町担当職員を対象とした研修会を開催するなど、こどもエコクラブ活動を支援しています。

平成18(2006)年度の会員数は、206クラブ3,687人となりました。

イ 県立学校における環境マネジメントの取組

平成13(2001)年度から県立学校の2校において、ISO14001 認証の維持を図っており、先進的な環境教育及び環境保全活動を実施しています。

また、その取組等を踏まえ、平成17(2005)年4月から、他の全ての県立学校で簡易な「県立学校環境マネジメント」を実施し、環境教育及び環境保全活動の充実を図っています。

2-2 環境教育に係る情報ネットワークづくり

環境教育を効果的かつ円滑に推進していくため、人材データベースとして、「地球環境を伝える人」をインターネットで提供し、環境教育に関する情報の周知を図っています。

表4-2-4 交流会、研修会の実施状況

区 分	期 日	内 容
こどもエコクラブ 市町担当者研修会	平成18年 4月26日	市町コーディネーター 研修 参加者18人
Mie ちびっこ エコ王国大会	平成18年 7月29-30日	環境体験コーナー・リサイ クル工作など 参加者2,400人 (子ども科学体験教室2006と 同時開催)
子どもエコクラブ 県内交流会 in 明和	平成18年 10月28日	環境体験学習(明和町で開催) 参加者108人

(3) 身近な環境問題への取組の推進

県内の幼・小・中・高等学校及び特別支援学校では、身近な地域の環境問題の学習や豊かな自然環境のなかでの様々な体験活動を通して、自然の大切さを学ぶとともに、家庭・地域社会や民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動などを進めています。

ア 「学校環境デー」の取組

「学校環境デー」(6月5日)を中心とした時期に、各学校が創意工夫した活動を行うことを通じて環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図っています。

4章2節

第3節

地域における環境保全活動の促進

1 地域における自主的な環境保全活動の促進

1-1 県民運動の促進

(1) 地域で活躍する環境NPO等への支援

平成12(2000)年2月に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」を設立し、その運用を三重環境県民会議に委ねて、地域で活動する環境NPO等の活動を支援してきました。また、地域の環境保全活動の中心的な役割を担う「地域環境情報連絡局」が、環境NPO等との交流・連携を通じて環境保全活動を進めています。

(2) 豊かな森林と水を考える県民運動

平成13(2001)年度から、市民団体、NPOと協働して、参加者が里山保全活動や自然観察などを通して、楽しみながら自然環境を学習するとともに清掃活動などを行う「身近な自然を体験する県民デー」を展開しています。(平成18(2006)年度：20会場で実施 参加者数1,210名)

1-2 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,336km、海岸延長は564.7kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成18(2006)年度には、県管理12河川において、ボランティア活動団体及び市町を対象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。また、河川環境美化ボランティア活動を行う132団体に対し支援を行いました。

1-3 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成18(2006)年度の実

績は、道路関係で151団体、河川関係で143団体、海岸等の関係で72団体となっています。

平成11(1999)年度からは、地域住民に道路の一定区間の除草、ゴミ拾い等の世話を願う「ふれあいの道事業」を実施しており、26団体(平成18(2006)年度実績)の団体が活動を行いました。

1-4 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、平成18年度には、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、森林整備活動に参加したいと考える人たちのリーダーとなる方を対象に安全な伐倒作業や道具のメンテナンス技術の取得を目的とした、森林ボランティア育成研修会を開催しました。

表4-3-1 平成18年度 研修開催状況

期 日	場 所	参加人数	内 容
H19年3月21日	津市白山	14人	安全な伐倒作業 道具のメンテナンス

1-5 「こどもかんきょう体感フェア2006」の開催

NPO、関係団体、企業及び行政などが協働・連携し、太陽光発電など新しい環境技術とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験の場を設け、将来を担うこどもたちに対して、環境への関心を持つ機会を提供するため「こどもかんきょう体感フェア2006」を開催しました。

日程：7月29日・30日

会場：鈴鹿山麓リサーチパーク内(四日市市桜町)

来場者数：4,800人(2日間)

2 各主体の連携による環境保全活動の促進

2-1 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

(1) 広範な県民運動を進めるためのしくみ「みえ環境県民運動協議会」

全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し、平成16(2004)年8月31日に「みえ環境県民運動協議会」を設立しました。

協議会では、それぞれの役割に応じて機能分担

しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として広範な環境問題に対応するなど地域環境力を高めることを目的としています。

また、環境保全活動をより確実に、継続的に、自主的に実践するための横断的な連携を図る場として、また、地域の活動を活性化させる人づくり・組織づくりの場としての機能を担います。

(2) 地球温暖化防止をめざす県民運動

家庭においてCO₂排出量の削減を促進するためには、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを環境にやさしい形に変革していく必要があり、平成13(2001)年度から一般家庭における電気使用量の節減量に応じて参加グループに活動支援金を交付する「みえのエコポイント事業」を展開しています。

平成18(2006)年度は、電気の使用量節減に取り組む「みえのエコポイント2006」を実施し、民間事業者の協力を得て個人でもグループでも参加できる仕組みとしました。(エコポイント取組数：個人 のべ3,442世帯 グループ8,069世帯)

2-2 エコオフィス運動の展開

- 平成11(1999)年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に取り組んできました。
- 県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏期の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。
- 平成18(2006)年度は、エコスタイルを含む地球温暖化防止活動に資するための通年型の運動である「エコオフィス運動」を行いました。

なお、平成17(2005)年度から国も「クールビズ」として同様の取組を提唱しています。

また、冬期には庁舎の暖房温度を19℃に設定し、重ね着の服装などで対応する「ウォームビズ」に取り組みました。

2-3 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動

- 勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
- 平成18(2006)年度は、3,580人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

2-4 連携による環境教育実践活動の促進

- 持続可能な社会づくりに向けて、多様な主体が環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目的として、平成17(2005)年6月に「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を新たに策定しました。
- この基本方針を具現化する取組として、3地域をモデル地域に指定し、多様な主体の参画により、地域固有の素材を活かした環境教育実践プログラムづくりを行うとともに、子ども向け環境教育プログラムであるキッズISO14000プログラムについて、県内企業3社からの協力を得て、5校約250名の小学生が取り組みました。

1 国際的な環境協力・貢献の推進

1-1 (財)国際環境技術移転研究センターによる環境保全活動

環境問題のなかで、とりわけ大気、水質等の環境汚染問題が顕著化している開発途上国等の諸外国に対して四日市地域を中心として中部圏に蓄積された環境保全に資する産業技術を移転するため、中部圏を中心とする産業界、学界等の全面的な支援を得て、「(財)国際環境技術移転研究センター」(ICETT)を設立し、地球環境保全に資する産業技術の移転を進めています。

平成18(2006)年度においても、国、地方公共団体、産業界、学界等の広範な支援・協力を得て、産業公害防止に関する研修・技術指導、研究開発、調査・情報提供等を行いました。また、これらの事業の有機的連携によって、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図りました。

1-2 (財)国際環境技術移転研究センターの機能強化

(財)国際環境技術移転研究センター(以下ICETT)は企業や県民からの発展途上国に関する環境情報提供の強い需要に応えるため、その蓄積している情報の発信に努めています。そのため、既存情報ばかりでなく新たな情報収集を毎年行い、収集したデータを整理・データベース化し、ホームページを開設して情報発信しています。平成18(2006)年度も引き続きゼロエミッションをはじめとする環境情報の収集と、環境情報ネットワークシステムの充実を図りました。

また、平成14(2002)年3月に認証取得したISO14001に基づき、エコオフィスにおける省資源・省エネルギー・リサイクルばかりでなく、事業関係者による事業評価も取り入れた「質の向上」を実施しています。この認証取得を通してICETTは国内受入研修員にも実行を促す等、関係者への環境意識の向上を目指した活動を展開しています。

さらに平成15(2003)年10月に、気候変動枠組条約の実施をサポートする機関で、欧州を中心とした地球環境問題を目的とした組織であるCTI(気候技術にかかる自発的活動)の事務局となり、世界的な地球環境問題解決に貢献できるよう活動

を展開しています。

1-3 科学技術振興センター保健環境研究部における調査研究等

地球規模の環境問題の解決に向け、科学技術振興センター保健環境研究部ではICETTから発展途上国研修員の研修受入を行っています。

2 国際環境協力の推進

2-1 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

中国河南省への環境保全支援として、平成8(1996)～9(1997)及び15(2003)、17(2005)～18(2006)年度には河南省へ三重県担当者を講師として派遣し、現地研修を行いました。

平成5(1993)～7(1995)及び10(1998)～18(2006)年度にはICETTにおいて河南省職員の受入研修を実施しました。

また、平成17(2005)年度からの3カ年事業として、JICA草の根技術協力事業・地域提案型の採択を受け、河南省において官民の協働・連携に力点を置いた環境教育分野の支援事業を実施しており、18年度も河南省からの受入研修、三重県からの派遣現地研修を実施しました。

2-2 その他の国際協力

アジア自治体の環境改善を支援するため、アジアの開発途上国の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材育成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その結果をアジアの他の自治体へ波及させることとしています。

平成18(2006)年度は、モンゴルにおいて事業を実施しました。

第1節

環境保全の総合的取組の推進

1 基盤的施策の推進

1-1 総合的・重点的施策の推進

(1) 流域圏づくりの推進

最近、安全でおいしい水や親水空間へのニーズの高まりが見られ、全国各地で河川環境の保全や上下流の交流・連携に取り組む事例が盛んになっています。また、河川法で河川環境の保全と整備が目的として明示されるなど、行政の側にもこうした動きに対応した変化が見られるようになっていきます。

三重県内には、七つの一級河川をはじめとする河川があり、それぞれ産業や生活に役立つ利用がなされるとともに、様々な問題を抱えています。そのため、河川を軸とした面的な地域を「流域圏」として捉え、山から海に至るまでを一体的にみた施策の推進を図ることが求められています。

平成9(1997)年度から流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでおり、有識者によるルネッサンス委員会での議論や流域住民との地域懇談会を経て、平成10(1998)年2月に事業推進の理念を示す宮川流域ルネッサンス・ビジョンを策定し、同年12月には、2010年を目標年度とした基本計画を策定しました。

平成12(2000)年度には、協働の組織である宮川流域ルネッサンス協議会が結成され、流域での活動が活発化し、平成19(2007)年4月からは、第3次実施計画「想いをかたちに」を策定して、地域主導の取組を進めています。

また、宮川流域以外の流域についても流域圏づくりの波及を進めていきたいと考えています。

(2) 日本まんなか共和国(福井・岐阜・三重・滋賀)連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携により環境重視の地域づくりをめざし、次の取組を進めました。

(主なもの)

- 子ども環境会議の開催「身の回りの環境を考え、そして、行動する」(岐阜県)
- 4県の試験研究機関による共同研究(平成13~15(2001~2003)年度 テーマ「大気中有害化学物質に関する共同研究」)成果報告、(平成16~18(2004~2006)年度 テーマ「大気中粒子状物質の総合

的研究)成果報告

- 産業廃棄物不法投棄対策として県境路上検査の共同実施、廃棄物担当監視取締連絡調整会議の開催
- 産業廃棄物不適正処理対策の強化についての検討
- 富山県、長野県、石川県、愛知県を含めた8県で環境林づくりへの取組や、間伐材の利用促進など間伐対策についての意見交換

(3) 伊勢湾の再生

伊勢湾は私たちと深い関わりを持ち、かけがえない資源・資産であり、県では、平成12(2000)年度に「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」を策定し、伊勢湾再生に向けた取組を推進してきました。しかしながら、近年、水環境の悪化、自然海岸の減少、海生生物の生息の場の減少など、伊勢湾の環境の悪化が懸念されており、いかに健全な姿を次世代に継承していくかが課題となっています。

このような中、平成18(2006)年度には、次の取組を進めました。

(主なもの)

- 国と関係自治体等で組織する「伊勢湾再生推進会議」において、向こう10年間を対象期間とする「伊勢湾再生行動計画」を策定
- 伊勢湾再生に向けて横断的に取り組むため、庁内関係部局で構成する「伊勢湾再生連絡調整会議」を開催
- 専門的知見の蓄積を図るため「伊勢湾学セミナー設置運営懇談会」を開催
- 県民の皆さんをはじめとする多様な主体に対し、啓発と情報の共有化を図るため、「伊勢湾ニューズレター」を発行

また、伊勢湾総合対策協議会(岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市)において、環境問題についての研究や情報交換などを行いました。

1-2 公害防止計画

(1) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条(平成5(1993)年11月までは公害対策基本法第19条)の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて関係都府県知事が作成するものです。

本県においては、昭和45(1970)年12月に国の第一次地域として、四日市市、(旧)楠町、朝日町、

川越町の1市3町を計画区域とする四日市地域公害防止計画が承認されて以来、7期計35年にわたり計画の策定を行ってきました。

平成18(2006)年度から22(2010)年度までを期間とする第8期計画からは、四日市市が対象区域となり、その概要は次のとおりです。

ア 計画地域

四日市市 1市

イ 計画の目標

大気汚染、水質汚濁、自動車交通公害等に係る環境基準等の達成維持

ウ 計画の主要課題

(ア) 都市地域における大気汚染対策

都市地域における光化学オキシダント等に係る大気汚染の防止を図ります。

(イ) 自動車交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図ります。

(ウ) 四日市地先海域の水質汚濁対策

伊勢湾のCODに係る水質汚濁・富栄養化の防止を図ります。

エ 主要課題に係る主な施策

a. 都市地域における大気汚染対策

ベンゼン等(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)対策として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく大気中への排出量、廃棄物としての移動量の届出、化学物質管理指針に基づく事業者による自主管理計画の策定を促していくとともに、引き続き、大気環境測定を実施していきます。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質対策として、大気汚染防止法、県条例及び県上乗せ条例に基づく規制基準等の遵守の徹底を図るため、引き続き、監視指導を行います。

b. 自動車交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における交通公害対策として、自動車排気ガスに係る施策の推進、低公害車の普及促進や「自動車Nox・PM法」の対策地域指定による車線規制等の発生源対策を実施するとともに、遮音壁の設置等による道路構造改善対策を実施します。また、交通管制システムやバイパス、立体交差等の整備による交通円滑化対策を実

施するとともに、引き続き、民家の防音工事等の沿道環境整備対策や監視体制の整備に努めます。

ク 四日市地先海域の水質汚濁対策

伊勢湾水質汚濁・富栄養化防止対策として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき規制基準を強化するなど総量規制を引き続き実施するとともに、窒素・磷の排水基準の遵守の徹底を図ります。

また、生活排水対策として、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の施設整備を進めるとともに、ホームページ「三重の環境と森林」等を活用して普及啓発を行います。

(2) 公害防止計画に係る事業実績

ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫黄酸化物等の排出実績は表5-1-1のとおりです。

また、化学的酸素要求量(COD)負荷量は表5-1-2のとおりです。

イ 公害防止施設の整備拡充等

(ア) 地方公共団体が実施した事業

平成17(2005)年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約61億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約53億円が投資されました。

(イ) 企業が実施した事業

平成17(2005)年度には公害防止計画協力39工場で開催された公害防止施設の整備等の事業は投資総額で約61億円です。

表5-1-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

項目	年度	第7期計画	
		H16	H17
燃料使用量(万kl/年)		1,614	1,373
平均硫黄含有率(%)		0.172	0.136
排出量	硫黄酸化物(t/年)	1,847	1,631
	窒素酸化物(t/年)	8,211	7,520
	ばいじん(t/年)	409	275
協力工場数		39	38

(注) 1. 燃料使用量は重油換算した値です。
2. 平均硫黄含有率は重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がりの後の値です。

第5章 共通施策

表5-1-2 化学的酸素要求量（COD）負荷量実績

項目	年度	第7期計画	
		H16	H17
特定排出水量(万m ³ /日)		25.5	24.9
COD負荷量(t/日)		4.4	7.5
協力工場数		36	38

(注) 特定排水とは、水質汚濁防止法に規定される特定施設から排出される水のことであり、間接冷却水などは含まれません。

1-3 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成18(2006)年度末で1,276件となっています。

2 環境汚染等の未然防止

2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いたうえで、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

三重県では昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10(1998)年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環

境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来の要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

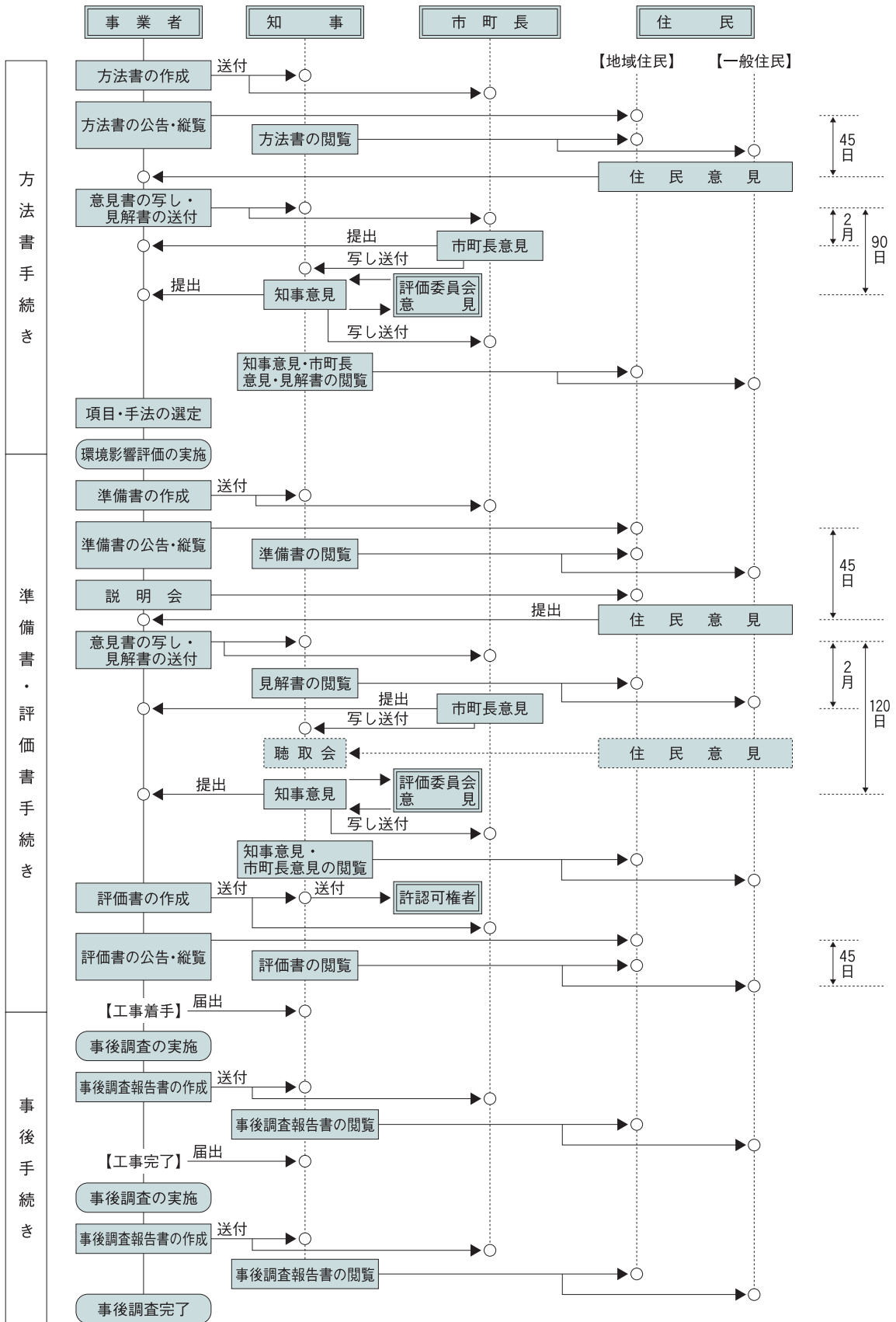
なお、条例に基づく手続きの体系は、図5-1-1に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成18(2006)年度末までに評価書作成までの一連の手続きが終了したものは130件です。

平成18(2006)年度には、前年度中に提出のあったウインドパーク笠取風力発電事業に係る方法書、新たに提出のあったシャープ株式会社亀山工場コージェネレーション設備増設(第3期)事業、「三重中央開発株式会社エネギープラザ」建設事業のそれぞれに係る方法書及び北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期建設事業に係る準備書について、環境影響評価委員会で審査され、環境保全上の見地から知事意見が述べられています。

また、新たに提出のあった「障害者総合福祉施設等」開発及び「土石の採取」事業に係る方法書及びウインドパーク笠取風力発電事業に係る準備書について、同委員会で審査が行われています。

図5-1-1 三重県環境影響評価条例の手續フロー図



第5章 共通施策

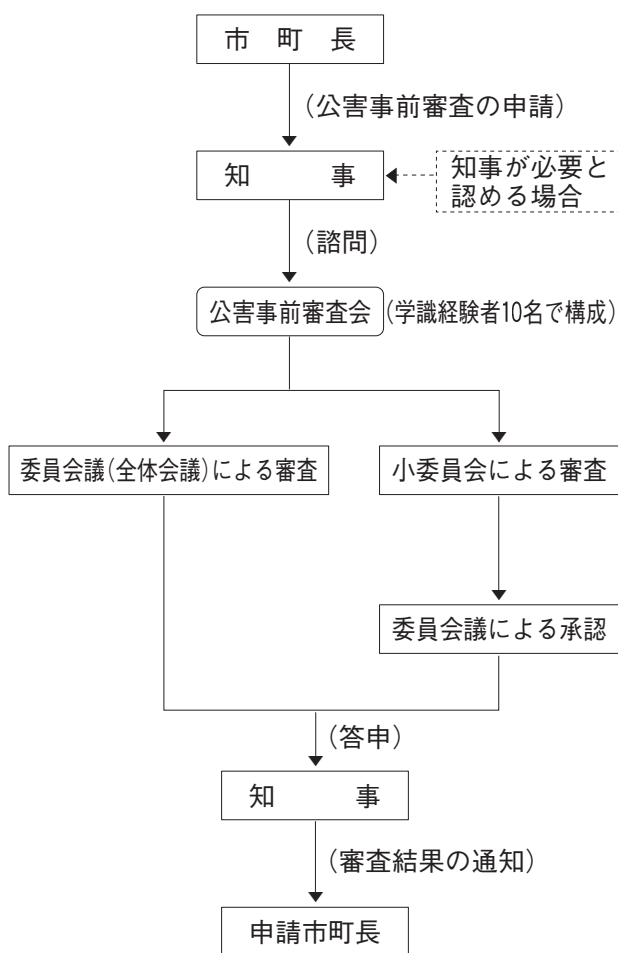
2-2 公害事前審査制度

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47(1972)年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法又は条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成18(2006)年度までに審査を実施したのは、184件であり、平成18(2006)年度には5件の審査を実施しました。

図5-1-2 公害事前審査の手続き



3 健康被害の救済・予防

3-1 公害健康被害者に対する補償給付

(1) 救済対策の推移

三重県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業を始めた昭和35(1960)年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患(いわゆる「四日市ぜん息」)が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40(1965)年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度(自己負担分を市が負担)が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44(1969)年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給が行われるようになり、昭和49(1974)年9月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と旧楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住又は通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況を踏まえ、昭和62(1987)年9月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和63(1988)年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

(2) 被認定者数及び補償給付の支給状況

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表 5-1-3 被認定者数の推移

(単位：人)

年 度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H13	532	51
H14	515	49
H15	501	49
H16	523	—
H17	512	—
H18	499	—

※楠町は平成17年2月7日付で四日市市に編入合併

表 5-1-4 年齢階層別被認定者数 (平成19年3月31日現在)
(単位：人)

年 齢	四日市市		
	男	女	計
0～14	—	—	—
15～24	—	—	—
25～39	69	40	109
40～59	53	50	103
60～64	17	29	46
65～	97	144	241
計	236	263	499

表 5-1-5 疾病別被認定者数 (平成19年3月31日現在)
(単位：人)

疾 病 名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	44	77	121
気管支喘息	192	186	378
喘息性気管支炎	—	—	—
肺 気 腫	0	0	0
計	236	263	499

3-2 健康被害予防事業の実施

平成18(2006)年度には次の事業(表5-1-6)を実施しました。

表 5-1-6 健康被害予防事業の実施状況

実施主体	四日市市
事業名	アレルギー相談事業
対象	1歳半児及び3歳児
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行った。
実施場所	四日市保健センター
開催数又は開催月日	年12回
参加人数	114名

4 公害紛争への対応

4-1 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 公害に係る苦情処理

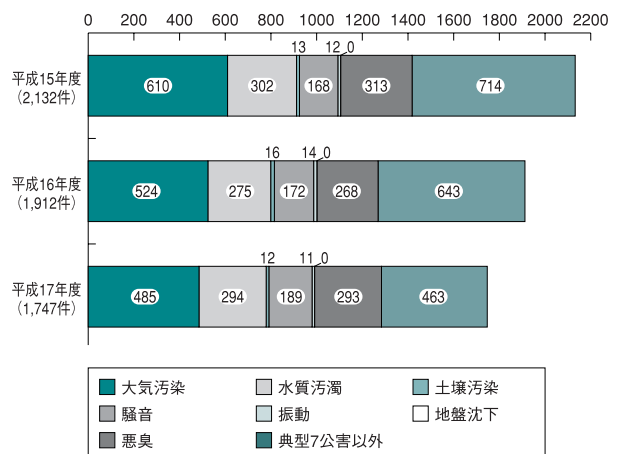
公害に関する苦情については、公害紛争処理法(昭和45(1970)年6月制定)に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、三重県では環境森林部及び各農林(水産)商工環境事務所に公害苦情相談員を配置しています。

ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成17(2005)年度に県又は市町が取り扱った公害苦情件数は1,747件でした。

図 5-1-3 種類別公害苦情件数の推移



イ 地区別苦情取扱状況

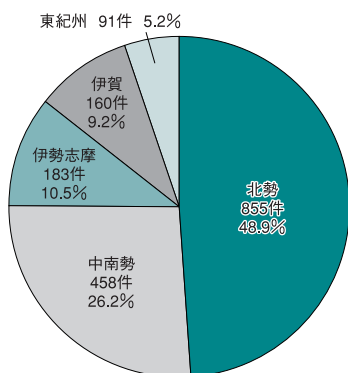
公害苦情件数1,747件を発生地域別に見ると、北勢地域が約49%、中南勢地域が約26%を占めています。

また、市郡別に見ると、四日市市、名張市、桑名市、津市の順となっています。

公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、苦情件数が多い順では、野焼き等による焼却が343件(20%)と最も多く、次いで廃棄物投棄213件(12%)、自然系167件(10%)、流出・漏洩162件(9%)などとなっています。

第5章 共通施策

図5-1-4 地域別公害苦情件数（平成17年度）

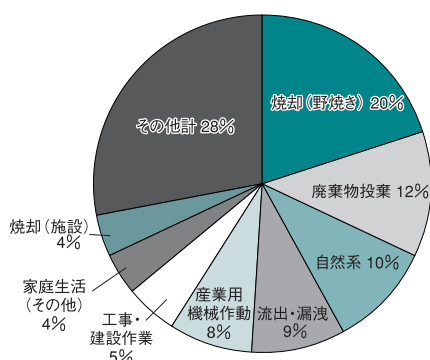


(注)北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町
 中 南 勢…津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
 伊 賀…伊賀市、名張市
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

表5-1-7 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処理事件名	終結区分
H17	調 停	重機騒音被害防止請求事件	打ちきり
H17	調 停	精密機器製造工場騒音被害防止請求事件	打ちきり
H17	調 停	マンション建設工事騒音等被害防止請求事件	打ちきり
H17	調 停	養鶏場水質汚濁被害防止請求事件	打ちきり
H18	調 停	ペット霊園建設差止め請求事件	取り下げ
H18	調 停	温水発生器建設差止等請求事件	和 解
H18	調 停	堆肥処理施設悪臭等防止請求事件	係争中

図5-1-5 公害苦情の主な発生原因別苦情件数の割合



(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています。最近では、年間2～4件程度の調停申請があり、工場等に起因する騒音や悪臭による健康被害の防止を求めるものが多くなっています。平成18（2006）年度には、新規の調停申請が3件ありました。

第2節

監視・観測等の体制の整備及び 環境情報の提供

1 監視・観測等の体制の整備

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、①大気環境監視システム、②大気発生源監視システム、の監視システムを整備・運用し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

大気発生源については、硫黄酸化物と窒素酸化物を監視しており、得られたデータはインターネットにより公開しています。

四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。また、工場の立地や道路の整備による環境汚染を未然に防止するためには、環境監視が重要です。

ア 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県及び四日市市が測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38(1963)年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器による監視が始まりました。以後、県では桑名市から熊野市まで県内の主な都市に測定局を設置し、自動車排出ガス測定局については、県内7カ所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では光化学オキシダント濃度の測定を行う目的で、上層気象観測局を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

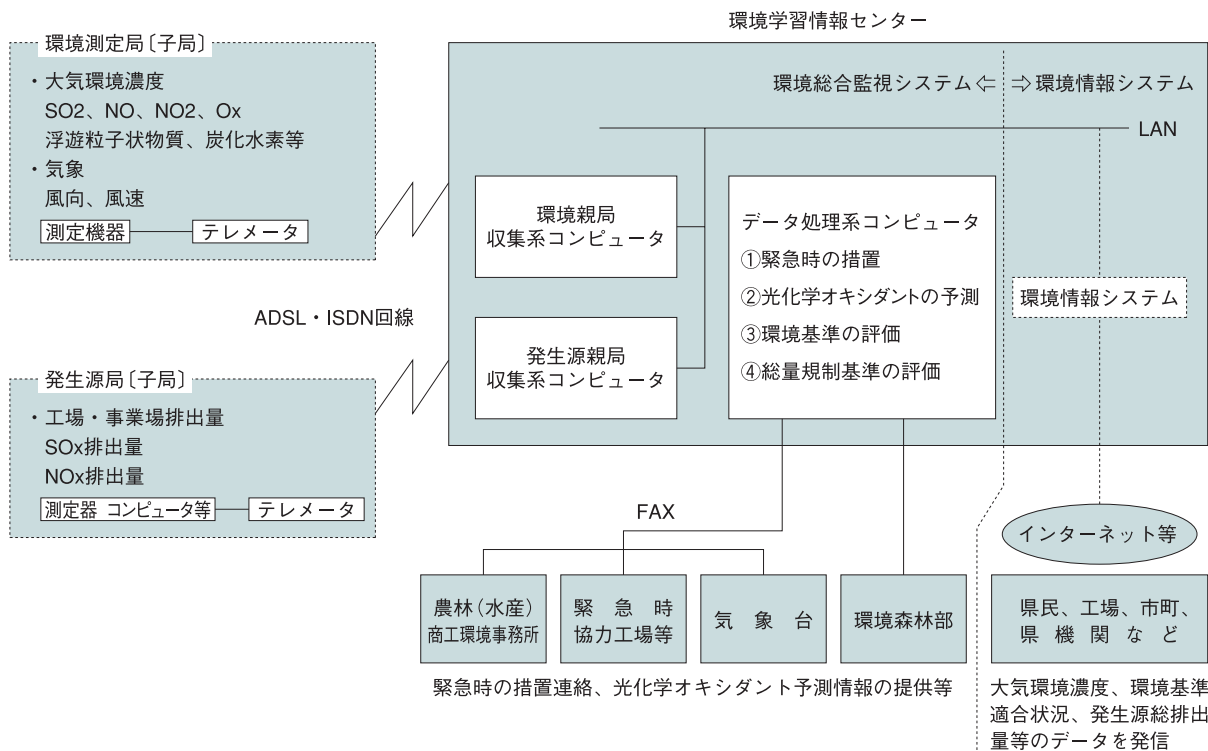
現在の測定局の設置状況は、資料編に記載しました。

イ 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量については、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が10Nm³/時以上の8工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11(1999)年度から、同地域における燃料使用料2,000kg/時以上の11工場を対象に測定を行っています。

図5-2-1 環境総合監視システムの概念図



第5章 共通施策

2 環境情報の整備・提供

2-1 環境情報総合システムの整備・運用

環境情報総合システムは、環境情報システム、環境総合監視システム、環境教育情報システムで構成され、従来の行政内部の事務処理システムに加え、環境教育や地球環境問題など新たなニーズにも応えることができます。

環境監視機能、環境教育・学習機能を有機的に結びとともに、多種多様な環境情報を、インターネットを通して、県民はもとより市町、教育機関、他府県さらには国内外への情報発信を行い、環境先進県づくりにふさわしい環境情報センターの役割を担うものです。

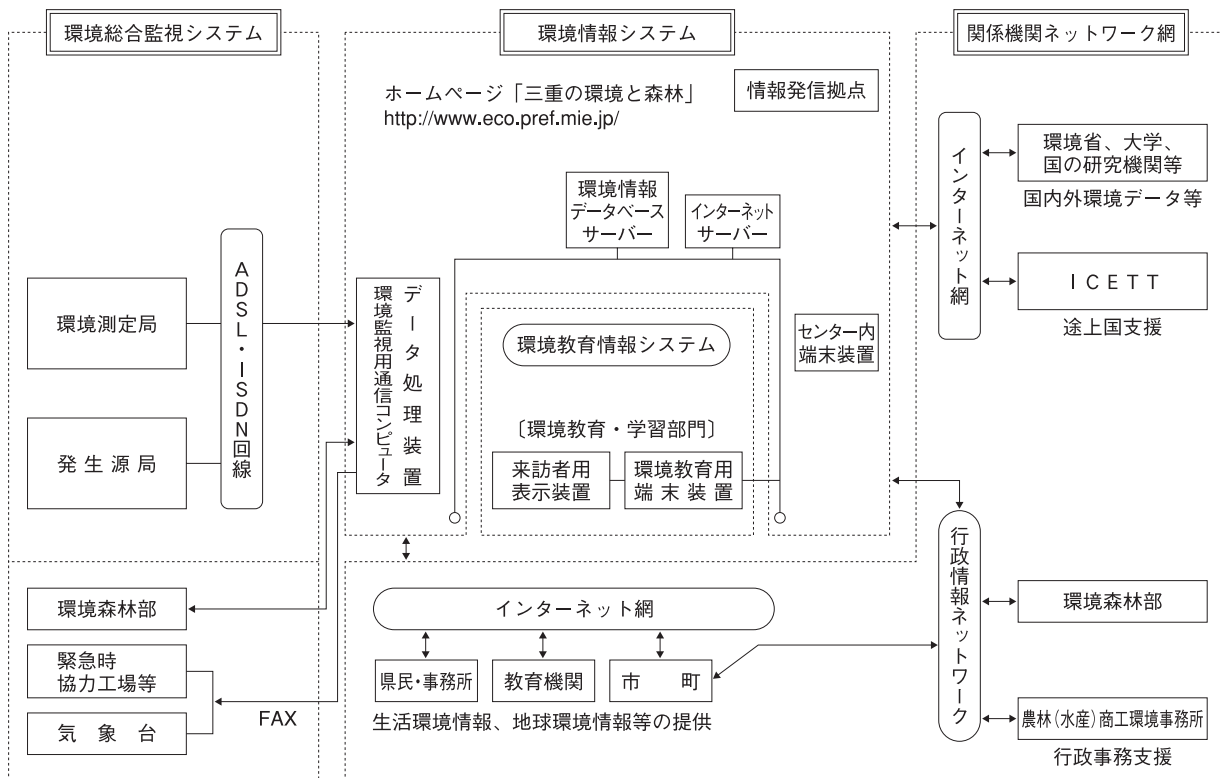
インターネットのホームページ「三重の環境と森林」では、条例・要綱を始め、環境調査、報道発表資料などを積極的に公開しています。(平成18(2006)年度アクセス数、274万ユーザーセッション)

2-2 地図情報システムを活用した森林資源の管理

三重県森林GISは、育林、伐採、治山、林道計画等の森林情報の管理、森林のゾーニング、さらには自然環境情報、土地利用状況等、GIS(地理情報システム(Geographic Information System))で管理・解析等ができる一元管理システムとして、平成13(2001)年度から運用しています。

県民の財産である森林の適正な維持・管理を進め、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させていくために、同システムを活用しています。

図5-2-2 環境情報総合システム概念図



●監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

5章2節

1 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

科学技術振興センターは、平成13年4月に再編整備を行い、公設試験研究機関を統合した分野横断的な組織となりました。これにより総合的な研究体制が整備され、環境保全に関する調査研究にとどまらず、業際分野や先端分野の研究や産学官共同研究に取り組みました。

1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進

ア 産業廃棄物の抑制に係る産学共同研究

県内に事業所を有する企業が、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進をはかるために行う技術開発を支援するため、県内企業と2課題の共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図りました。

イ 植物由来機能材料の実用化のための技術の開発
植物に含まれる未利用資源リグニンから、新たな機能性材料の開発をめざし、光活性を活用した壁板用塗料への応用技術、および分解性フィルムの分解制御機能を強化する技術を開発しました。

ウ 持続循環型グリーンコンポジットの開発
もみ殻炭化物と植物由来の生分解性プラスチックを複合し、もみ殻炭化物の充填による生分解性促進効果を検証・確認しました。

エ 廃FRPのリサイクル技術の開発
廃FRP（繊維強化プラスチック）を資源として循環させることをめざし、樹脂成分である不飽和ポリエステル分解技術と、廃FRPを配合したコンクリートの強度低下を抑制する技術を開発しました。

オ 硫酸ピッチ対応技術開発に関する研究
不適正処理発生時における、周辺環境の早急な改善方法および検査員保護のための応急対応技術を開発しました。

カ 経営戦略に即した低投入循環型茶生産システムの開発
茶の栽培において、水・窒素の循環利用による半閉鎖系生産システムを確立するため、暗渠排水の浄化技術の開発に取り組み、窒素を効果

的に取り除くことができる新しい資材を利用した浄化装置を改良し、排水浄化に有効であることが確認できました。さらに、茶の品質を維持しながら、排水中の硝酸態窒素の量を抑えるため、茶摘の回数を1回に抑え、使用肥料の量を削減する方法を開発しました。

キ 未利用海藻の有効利用に関する共同研究

夏場に枯死・腐敗し、浅海域の底生生物等をへい死させて漁場環境の悪化を引き起こすとともに、海岸にうちあげられて悪臭を発生する未利用海藻の有効利用をはかるために、昨年度は海藻の種類、生育環境、収穫量に適した収穫技術の開発、色落ちして廃棄されるクロノリの動物プランクトン用餌料としての利用技術開発に取り組みました。

ク 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究の実施

閉鎖性海域である英虞湾において、浚渫土を利用した人工干潟、浅場の造成技術、アマモ種苗生産と藻場等の設計・造成技術、海底に堆積した汚泥の浄化技術、環境動態シミュレーションモデルの開発を進めました。これまでに浚渫汚泥を用いた人工干潟の有効性が検証され、造成技術が徐々に確立されつつあります。また、アマモの着定基盤や海域への移植方法も検討され、アマモ場の効果的な造成手法も明らかになりつつあります。さらに、英虞湾の物質循環の実態も解明され、それらを応用した環境動態シミュレーションモデルの開発も進んでいます。

ケ 環境大気中浮遊粒子状物質の実態調査研究

環境大気中の微小な粒子に含まれる有害物質等について、汚染の状況と原因を把握するため、幹線道路近傍、住宅地など土地利用形態の異なる地域で実態調査を実施し、粒径の分布特性や金属成分等の内容物質質量について把握するとともに原因を解析しました。

コ 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止をはかるため、四日市港等の水質、底質および四日市市内の大気について15物質の残留状況について実態を把握しました。

サ 森林吸収源計測・活用体制の整備

森林の炭素吸収量を算定するために、県内8か所において、調査地概況調査、枯死木調査、堆積有機物量調査、土壌サンプルの採取を行い、内2か所においては、代表土壌断面調査も行いました。

シ 伐採跡地の更新技術の開発

森林化が進まない再造林放棄地において植生成立要因解明や森林再生技術開発を行い、これらの成果をもとに更新技術指針「三重県南部の暖温帯域における再造林未済地の森林再生に向けて」を作成しました。

ス 強度間伐による人工林の針・広混交林化技術の開発

強度間伐によって風倒を回避しながら、人工林を針広混交林に誘導する技術を確立するため、強度間伐施工地の定点調査と人工林における高木性広葉樹侵入状況の多点調査、モデル林の強度間伐後の植生、光環境、水・土砂流出などを追跡調査しました。

セ 英虞湾漁場環境にかかる基礎調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質・底質調査や底生生物・プランクトン調査を実施するとともに、調査結果を「プランクトン速報」、「英虞湾環境情報」として取りまとめ、関係機関に情報提供を行いました。

ソ 淡水魚類の多様性保全に関する研究の実施

県内の小規模河川計11河川において淡水魚の分布調査を行い、うち10河川で環境省や三重県レッドデータブックに記載される希少種の生息を確認しました。また、実内実験によって、希少種であるカワバタモロコの繁殖にも取り組みました。さらに、主要河川において、魚道の設置状況を確認するとともに、その効果を把握するための基礎的な調査を行いました。

タ 漁業資源評価にかかる調査

200カイリ水域内におけるアジ・サバ・イワシ類等重要漁業資源の持続的利用をはかるため、資源量評価とその動向予測を行い、科学的根拠に基づく漁獲可能量の推定を行いました。

チ ヘテロカプサ赤潮の消長予測技術の開発

真珠養殖に多大な被害を与えるヘテロカプサ赤潮の被害を軽減するため、培養実験によりプランクトンの増殖活性を指標とした赤潮消長予測の可能性を検討しました。

ツ 大腸菌群数の定量方法改善および水環境における挙動解析

河川の大腸菌群数の定量方法を特定酵素基質培地法と従来からの検査法を比較し、環境調査に対する使用の妥当性を評価しました。また本法を利用して、河川水の大腸菌群数とその他の水質汚濁物質の関連についても調査しました。

テ 家畜ふんたい肥の適正な循環利用技術の開発

有機性廃棄物である家畜ふんたい肥の適正な循環利用を進めるため、肥料としての効果を正確に把握する技術の開発に取り組み、比較的短期の窒素肥効を評価する手法を開発しました。また県内堆肥の成分変動を把握するため、三重県土壌診断・堆肥流通支援システムに登録されている堆肥の成分調査を実施し、変動があることを明らかにしました。

ト 鉢物・緑化苗における生分解性ポットの改良と利用技術の開発

緑化苗のポリポットは、植栽後にはプラスチックゴミとなるため、生分解性ポットの利用が試みられていますが、高コスト、耐久力等に問題があるので、緑化苗に利用可能な生分解性ポットを改良するため、各種素材の分解性に対する評価法を開発を進めました。その結果、土壌中での分解速度を明らかにしました。

ナ BDF製造工程の廃水処理法に関する研究

県内6か所のBDF(バイオディーゼル燃料)施設の聞き取り調査を行い、グリセリン処理および廃水処理の重要性を確認し、また微生物コンソーシアムを用いて、高濃度BDFを含む廃液の微生物分解を検討した結果、有効な微生物コンソーシアムを集積培養から発見し、このコンソーシアムで廃液中のBDFの微生物分解に実験室レベルで成功しました。

ニ 木材加工所から副生される樹皮の高度利用技術開発

県内の木材加工所等で製材時に副生する樹皮の総合的な資源利用をめざして技術開発に取り組み、樹皮抽出物の化学加工処理による害虫阻止効果や基材定着性の向上、および樹皮のみでも低温度で耐水性の良好なプラスチック様成形体ができることを確認しました。

1-2 科学技術振興センター保健環境研究部の活動

今日の環境問題は、かつての産業公害だけでなく、身近な都市・生活型公害や地球規模の環境問題へと範囲が広がり、試験研究部門においても広範な対応が求められています。

保健環境研究部は、大気汚染防止や水質汚濁防止等の科学的・技術的な中核機関として、水質汚濁規制対象工場等や廃棄物処理施設から出る排水等の検査、および大気汚染規制対象工場等のばい

じんや有害物質の検査などに加え、問題発生時には緊急分析検査を行うなど、公害防止に関する試験検査や、各種の未規制化学物質調査および廃棄物資源化等の研究に取り組んでいます。

2 地球規模の環境保全に関する調査研究

- ア 森林吸収源計測・活用体制の整備
(第5章―第3節―1―1 科学技術振興センターにおける調査研究のサ参照)

第1節

環境への負荷が少ない 資源循環型社会の構築

1 資源循環の推進

1-1 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進

(1) ごみゼロ社会実現プランの推進

20年後の「ごみゼロ社会」の実現をめざして、住民、事業者、市町村等の幅広い参画のもと、平成17(2005)年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」の普及・啓発を積極的に行います。

また、プランに掲げる具体的施策をより実効性の高いものとするため、ごみの減量化に関するモデル事業を実施するとともに、その成果の検証などを行うことにより、県全域での展開に向けた取組を推進します。

(2) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対して、産業廃棄物抑制の研究開発・機器整備の補助制度により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な企業の育成を支援します。

(3) グリーン購入の取組促進

ア 環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入を県内に普及するため、平成15年1月に設立した「みえ・グリーン購入倶楽部」の活動を支援し、グリーン購入に関する地域の身近な情報の収集及び発信を行うとともに、地域における環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、循環型社会の構築を目指します。

イ 東海三県一市の各自治体が連携し、企業等と協働で、効率的にキャンペーンを実施し、グリーン購入について広報します。

(4) リサイクル製品の利用促進

認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、平成18(2006)年3月に改正した制度に従い、的確に審査・事後確認などを実施します。

(5) 容器包装リサイクルの促進

三重県第4期分別収集促進計画に基づき、市町

等の第4期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装リサイクル法によるリサイクルの推進を図ります。

また、平成20(2008)年度を始期とする市町等の第5期分別収集計画の策定を支援するとともに、市町の計画をとりまとめ、三重県第5期分別収集促進計画を策定します。

(6) 使用済自動車等の適正処理

ア 関連業者の許可及び登録

解体・破砕業者に関する許可及び使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録事務を的確に行うとともに、これら事業者の名簿を公開し、当該名簿の問合せに対して迅速に対応できる体制をとります。

イ 対象業者等に対する啓発及び指導等

各自動車関連事業者や県民（自動車所有者）に法の内容を周知するとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

(7) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用促進を支援します。

(8) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

リサイクル資材の新技术、新資材の情報収集及び広報を行い、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(9) R D F 処理の安全性・安定性の確保

廃棄物処理の信頼を確保するため、今後も、R D F 製造施設や利用施設の安全確保に取り組みます。

(10) 下水道汚泥の有効利用

下水道汚泥のより一層の有効利用を推進します。

(11) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進するため、三重県科学技術振興センターや(財)三重県産業支援センターと連携して、有効利用方法の検討や有効利用先の拡大に取り組みます。

(12) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成18(2006)年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	地域バイオマス利活用交付金 コミュニティ畜産堆肥リサイクル推進事業	農林水産省 三重県
融資制度	農業近代化資金 農林漁業金融公庫資金 農業改良資金	農協等
リース事業	畜産環境整備リース事業	財畜産環境整備機構

1-2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県生活環境の保全に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正な審査を実施するとともに、産業廃棄物処理業者の優良性判断にかかる評価制度の的確な運用や(2)以下の取組等により、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生量や処理の状況、処理施設の稼働状況等の実態を把握し、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進等の廃棄物行政をより効果的に推進します。

(2) 電子マニフェストの利用促進

従来から、産業廃棄物の処理の委託にあたっては、排出事業者が発行する複写式の産業廃棄物管理票（いわゆる紙マニフェスト）により、廃棄物の適正な処理の確保が行われていますが、マニフェストの偽造等による不適正処理も懸念されていました。

電子マニフェストシステムは国の指定機関により運営されており、透明性と法令遵守が確保されるものとなっていますので、事業者の利用が進めば、廃棄物の適正処理がさらに促進されることが期待されます。電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者全てが、システムに加入している必要がありますので、県では処理業者はもとより、より多くの排出事業者の加入促進に向けて取組を進めます。

県内事業者の加入状況は、次のとおりです。

電子マニフェストシステム加入事業者数（平成19年3月31日）

事業者区分	加入事業者数
排出事業者	31
収集運搬業者	36
処分業者	29

(3) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

(財)三重県環境保全事業団が廃棄物処理センターの指定を受け、市・町の焼却残さを広域的に処理する目的で建設したガス化溶融施設の稼働に対する支援を引き続き行うことにより、廃棄物の適正処理を推進します。

また、企業活動により生じる廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するため公的関与による管理型最終処分場の整備を進めます。

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物(産業廃棄物)	鉱さい、燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類等
処分場総面積	約27.7ha
埋立総容量	約1,780,000 m ³

(4) PCB廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれるトランスやコンデンサなどのPCB廃棄物は、これまで各事業者において保管されてきましたが、長期間の保管における紛失など、環境への影響が懸念されており、早期に確実な処理を行うことが必要となっています。このため、平成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」では、保管事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を適切に処分することが義務づけられました。また、これらを処理する拠点的広域処理施設として愛知県豊田市に日本環境安全事業株式会社豊田事業所が設置されています。

三重県では、これらのPCB廃棄物の処理を確実かつ適正な処理の推進を図ることを目的として、平成19年3月に「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定したところであり、今後、この計画に沿って、処理期限までにPCB廃棄物が確実かつ適正に処分されるよう指導等を行います。また、東海地区の関係県市及び国等と連携して、広域的な処理体制の確保を図ります。

(5) 事業者等の自主的な情報公開の促進

産業廃棄物を排出する企業及び処分業者が、そ

第6章 今後の取組

の発生・排出抑制及びリサイクルに関する将来計画等を策定し、その内容を自主的に情報公開する制度の実施を徹底し、県内の産業廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルの向上を進めていきます。

また、これらの取組の実効性をより高めるため、企業と行政あるいは企業と企業のパイプ役に民間企業出身の環境技術指導員をあて、事業の実態に則した技術指導等を行います。

インターネットを活用した廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する技術情報等の提供についても積極的に行います。

1-3 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

(1) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番等による通報に即応します。

さらに、市町と産業廃棄物に係る立入検査協定を締結して立入検査権限を付与するとともに、県内森林組合と不法投棄等の情報提供の協定を締結し、不法投棄等の未然防止を図ります。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する告発を的確に行います。

(2) 不適正処理の是正

生活環境保全上の支障等があり、措置命令を行った事案のうち、原因者が支障等の除去措置を講じない事案については、必要な範囲で県が原因者に代わって措置を講じます（行政代執行）。現在行政代執行中の桑名市五反田地内の産業廃棄物不法投棄事案、及び四日市市内山町地内の最終処分場等の不適正処理事案については、行政代執行を継続します。

また、「安全性確認調査」の結果、継続的な監視が必要と判断された事案については、地下水等の調査を行うとともに、周辺への支障等が認められず、廃棄物処理法の枠組みによる措置を講ずる必要がない事案については、平成17(2005)年度に創設した支援制度により、市町等の自主的な取組を支援します。

2 地球温暖化の防止

2-1 温室効果ガス削減対策の推進

(1) 産業部門における対策の推進

地球温暖化対策計画の策定等の促進

三重県生活環境の保全に関する条例で従来から地球温暖化対策計画書の作成を義務付けていた省エネ法の第一種エネルギー管理指定工場186事業所（H19.3.31現在）に加え、平成19年1月に同条例施行規則を改正し、平成19年4月1日からは第二種エネルギー管理指定工場114事業所（H19.4.1現在）にも同計画書の作成を義務付けるとともに、昨年度に引き続き計画書作成工場を訪問し、計画のフォローアップを行います。

また、省エネ対策が行われにくい中小事業所等に省エネ診断を実施し、事業者の地球温暖化防止の取組を促進していきます。

(2) 運輸部門における対策の推進

「国土交通省環境行動計画モデル事業」に選定されたことから、平成17(2005)年度から3年間で北勢地域において公共交通利用促進による地球温暖化防止実践活動に取り組んでいます。

(3) 民生部門における対策の推進

ア 三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進

地球温暖化防止の活動拠点として指定した「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、実効性ある温暖化防止活動の検証、地球温暖化防止活動推進員の養成、啓発・広報活動などを行います。

イ 地球温暖化対策地域協議会等の取組の促進

地域に根ざした温暖化防止活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」等団体の活動を促進します。

ウ 市町等における地球温暖化対策実行計画の策定促進

実行計画未策定の市町等に対して地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、計画策定を働きかけます。

エ 普及啓発の推進

① 省エネラベルキャンペーン事業

省エネ家電製品の普及・促進を図るため、消費者が家電製品を購入する際の参考とすることができるよう、家電販売店が省エネ性能の違いが一目でわかる省エネラベルを家電製

品に表示する省エネラベルキャンペーンを昨年度に引き続き実施します。

② 地球温暖化防止絵画等の募集

地球温暖化防止の普及・啓発の一環として小中学生を対象に、地球温暖化防止に関するポスター等を募集します。

③ 「みえのエコポイント」事業の実施

省エネを達成した各家庭に特典を提供することで、省エネ行動の促進を図ります。

(4) その他フロン対策の推進

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。

事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

また、説明会の開催、ホームページ等でフロン回収破壊法及び平成19(2007)年10月に施行される改正フロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

2-2 エネルギーの適正利用の推進

地域における省エネルギーの取組促進

地球温暖化防止活動推進員を活用し、地域における省エネルギーへの取組や省エネルギー機器の導入を促進します。

2-3 新エネルギーの導入促進

「三重県新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの導入を図り、ビジョンを実現するために、平成19(2007)年度は次のことに取り組みます。

(1) 県施設への率先導入

県民への新エネルギー普及啓発を行うため、「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、住民等が訪れる機会が多い県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を促進します。

(2) 新エネルギーの導入支援

住宅、事業所、公共施設等への新エネルギー導入が進むよう支援するとともに、その設置者が地域での普及啓発を担うような、普及と支援が一体となった取組を進めます。

ア 家庭用新エネルギー普及支援事業

設置者が普及啓発活動に協力することを条件

とした住宅用太陽光発電設備や小型風力発電設備への導入補助事業を実施する市町に対する補助を行います。

イ 小規模新エネルギー普及支援事業

事業者や市町等が実施する小規模の新エネルギーの導入に対し、普及啓発活動の実施を条件として、その経費の一部を補助します。

(3) 普及啓発活動

① 新エネルギーへの関心を喚起し、新エネルギーの特性や導入の必要性、導入の方法等に関する知識を広く県内に浸透させるために、地球温暖化対策や省エネルギーなどの関連施策と連携しながら、市町の新エネルギー担当職員を対象とした研修会や親子を対象とした新エネルギー教室、県民等を対象としたイベント等を行うことにより、普及啓発を推進します。

② 市町自らが計画的な新エネルギー導入や住民への普及啓発活動に取り組むよう新エネルギービジョンの策定を働きかけます。

③ 「三重県新エネサポーター制度」を活用し、住民自らが取り組む新エネルギーを利用した地域づくりや環境活動などのほか、「市民共同発電所」のような市民活動による取組や新エネルギーを利用したコミュニティ・ビジネスの取組などが進むよう支援します。

(4) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町で製造されたごみ固形燃料(RDF)の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所(RDF焼却・発電施設)を適切に運営していきます。

3 大気環境の保全

3-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、規制対象工場への立入検査を実施する等により、引き続き監視・指導していきます。

イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生源の究明を図

第6章 今後の取組

り、必要な対策を指導します。

ウ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

(2) 光化学スモッグ対策の推進

ア 光化学スモッグに係る緊急時の措置

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

イ 光化学オキシダント予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、随時、システムを見直し、予測精度の向上を図ります。

3-2 自動車環境対策の推進

(1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、平成15(2003)年度に策定した自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき、自動車環境対策を進めます。

(2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、総量削減計画進行管理調査等を実施します。

(3) 自動車使用管理計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

(4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、県内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

(5) NOx・PM低減装置の導入促進

自動車NOx・PM法対策地域内の大気環境の

改善を図るため、県内の事業者がNOx・PM低減装置を導入する際、導入に要する経費の一部を補助します。

(6) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(7) 交通情報提供システム(AMIS)の整備

平成10(1998)年度から交通情報提供システムの整備に着手し、北勢・中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置(光ビーコン)を整備して、平成12(2000)年4月から同システムの運用を開始しました。これにより既存の交通情報板等と合わせて交通情報を提供することとなり、交通流の分散を促し交通の円滑化を図っています。

(8) 交通管制システムの拡充整備

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。具体的には、信号機の集中制御化(10基)を整備していきます。

(9) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めるとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器(約92灯)の導入を進めることによって交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図っていきます。

3-3 騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

(2) 都市生活騒音対策

ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

イ 未規制事業場(施設)対策

未規制事業場(施設)による騒音苦情の実態

を把握するため、市町との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 主要道路沿道の騒音マップの公開

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価を、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合で評価する面的評価で行うとともに、主要道路沿道の騒音マップを環境省のホームページで公開していきます。

3-4 悪臭の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

工場等に対して、市町と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

(2) 規制地域の拡大

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制の地域拡大について、また、複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市町に働きかけます。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成18(2006)年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を行い、適正なふん尿処理についての指導を行います。

4 水環境の保全

4-1 水質汚濁の防止

(1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、汚濁負荷量の削減を進めます。

(2) 水質総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、第6次総量規制において化学的酸素要求量(COD)、窒素及び燐を指定項目として、総量規制を実施しています。

また、工場・事業場に対し、汚濁負荷量の削減指導を行います。

(3) 環境基準類型の指定・見直し

水道水源や水産養殖に利用されている水域及び水生生物の保全を図る必要のある水域については、

環境基準の類型を指定することで水質の保全を図ります。また、環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、現状水質がより上位の環境基準を達成できる水域については環境基準類型の見直しを行うことで水質の保全を図ります。

(4) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域の汚濁軽減を図ります。

(5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成18(2006)年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての指導とともに、適正なふん尿処理についての改善指導を行います。

(6) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）等との連携協力により、調査研究、啓発活動等を実施します。

(7) 伊勢湾の再生

国と三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、学識経験者、NPO等をメンバーとする「伊勢湾再生推進検討会」を設置するとともに、多様な主体との連携による調査・研究や普及啓発等に取り組めます。

4-2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設整備の推進

従前の計画を見直して新たに策定した三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）に基づき県と市町とが連携を図り、地域の事情に最も適した事業の推進を図ります。

(2) 浄化槽の設置の促進

ア 浄化槽の設置促進

24市町を対象に4,448基の整備に対する補助を行います。

第6章 今後の取組

イ 浄化槽市町村整備事業の推進

市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る事業であり、平成19年度には松阪市・伊賀市・多気町・大台町・南伊勢町で事業を行うこととなっており、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債償還のための基金造成に対し補助を行います。

ウ 高度処理型浄化槽の設置促進

伊勢湾等の富栄養化対策を推進するため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

(3) 生活排水対策の啓発等

ア 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組を進めます。

イ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、平成18(2006)年度に引き続き、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町及び浄化槽関係業界が協力して対策を行っていきます。

4-3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

(1) 生物指標を用いた水質判定の普及・啓発

住民が身近に河川の観察ができるよう、水生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

(2) 地盤沈下対策

ア 地盤沈下対策の推進

(ア) 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

(イ) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、木曽岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

(ウ) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。

イ 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。

また、企業誘致等関係部局との連携のもと、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。

ウ 地盤沈下による災害の防止又は復旧

地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧に資する事業として引き続き次の事業を実施します。

地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業)	鍋田川
地盤沈下対策土地改良事業	城南地区 東汰上二期地区
その他関連事業 中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業)	員弁川
その他関連事業 排水対策特別事業 湛水防除事業	長島北部地区 城南地区

(3) 漁場環境の改善

沿岸漁場の改善を図るため、英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施していきます。

(4) ダムによる河川流量の維持

既取水の安定化及び河川環境の保全のための流量を確保するため、鳥羽河内ダム建設のための調査を進めていきます。

5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

5-1 有害化学物質対策の推進

(1) 重金属等の有害化学物質への対応

ア 有害大気汚染物質の監視

大気中の有害化学物質（19の優先取組物質）の濃度を、四日市市と連携して、引き続き調査します。また、有害化学物質の使用事業者に対し、排出抑制に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制を促します。

(2) 新たな有害化学物質への対応

ア ダイオキシン類等の環境調査の実施

県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導を行います。

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気7地点および水質等31（河川23、海域4、地下水4）地点で定期的なモニタリングを行います。

5-2 化学物質の適正管理の推進

(1) P R T Rの推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(P R T R法)に基づき行うとともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、ホームページ「三重の環境と森林」、パンフレット等を用い、広くP R T R法の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表します。

5-3 地下水・土壌汚染対策の推進

(1) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき土壌・地下水汚染の届出があったものについて、適正な措置を指導するとともに、人への健康被害のおそれがあるものについて、周辺環境の調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

平成18年度の調査で土壌の環境基準を超過した地域における汚染範囲の確定及び原因究明のための調査を行います。

第2節

人と自然が共にある環境の保全

1 多様な自然環境の保全

1-1 すぐれた自然の保全

(1) 県立自然公園計画の策定

県立公園の適正な整備や管理を図るため、公園計画の策定に向けた取組を進めます。

(2) 三重県自然環境保全地域の指定

すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定を進めます。

(3) 三重県自然環境保全地域の管理

自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切保全管理を行います。

(4) 県民との自然環境情報の共有化の促進

県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境と森林」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報の共有を進めます。

(5) 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1 ha を超える規模の自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務付けています。届出に当たっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

1-2 里地里山の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定や認証を行い、自発的な自然環境保全活動が促進されるよう支援します。

1-3 水辺環境の保全

(1) 多自然川づくりと親水空間の整備

潤いとふれあいのある水辺空間の形成

- ・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い、効果的な施設整備を図ります。
- ・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。
- ・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。

(2) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

平成18（2006）年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。（平成19（2007）年度 二級河川船津川 他22河川）

(3) 砂防事業における自然環境保全への配慮

ア 多自然川づくり

自然環境に配慮した川づくりを促進します。

イ 溪流環境整備計画

事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

2 生物の多様性の確保

2-1 貴重・希少な野生動植物の保護

(1) 三重県レッドデータブック2005を活用した保全

専門家やNPO等との協働のもとに、三重県レッドデータブック2005を活用して県民全体で希少野生動植物の保全を進めます。

三重県レッドデータブック2005 掲載種数

分類群	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足
動物	5	137	72	82
昆虫類	11	156	82	158
植物	37	525	104	66
菌類		35	6	27
合計	53	853	264	313

(2) 県指定希少野生動植物種の指定・保護

自然環境保全条例に基づき、必要に応じ、県指定希少野生動植物種の指定を進めるとともに、その種の状況に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。

三重県指定希少野生動植物(平成16年5月11日指定告示)

分類	種名(和名)
ほ乳類	ツキノワグマ
鳥類	カンムリウミスズメ、カラスバト ウチヤマセンニュウ
魚類	カワバタモロコ、ウシモツゴ
昆虫	カワラハンミョウ
甲殻類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝類	カナマルマイマイ
植物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、 ジュロウカンアオイ、マメナシ、ハマナツメ、 ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ

(3) 天然記念物の指定・保護

- ア 天然記念物のパトロール
天然記念物の現状を把握するためパトロールを実施します。
- イ 特別天然記念物カモシカの現状調査の実施
鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域付近において、カモシカの生息状況調査を実施します。
- ウ 天然記念物食害対策
カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

2-2 地域の生態系の保全

(1) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、自然環境保全条例に基づく生息地等の保全のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

(2) 鳥獣保護事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、第10次鳥獣保護計画(平成19~23年度)に基づき、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護員を配置し、鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います。

平成19年度鳥獣保護区等の指定計画(平成19年3月31日現在)

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)
箇所数	18	1	2	6	—
面積(ha)	8,102	114	997	467	—
その他	期間更新、区域変更を含む				

(3) 動物の保護管理

ヒグマ、ニホンザル等の飼養施設や動物取扱業の飼養施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集や犬のしつけ方教室等を開催します。

(4) 移入種対策の推進

自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るための普及啓発等を進めます。

移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
アライグマ(ほ乳類)	在来種との競合、農林水産業、生活環境等への影響
タイワンザル(ほ乳類)	遺伝的な攪乱、農林水産業等への影響
ヌートリア(ほ乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ(爬虫類)	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等(魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ(植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ホテイアオイ(植物)	在来種との競合・駆逐

3 自然とのふれあいの確保

3-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

第6章 今後の取組

自然公園事業

国立・国定公園名	箇所数	種別	事業内容
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道 (答志島縦走線歩道)	県単	歩道
鈴鹿国定公園	東海自然歩道	交付金	歩道改良

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における開発等の各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。

(3) エコツーリズムの促進

自然公園の豊かな自然や歴史・文化などの資源を生かしたエコツアーが定着・発展していくよう関係団体と連携してホームページなどで情報発信を行います。

(4) 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、運営スタッフ「モリメイト」を募集し、森林公園事業の運営への提案、参画による利用者参画型の運営を促進します。

また、自然とのふれあい、親しめる機会を提供する自然観察会等の「自然体験型」行事を開催します。

3-2 森林・水辺等の保全・活用

(1) 森林とのふれあいの促進

国土保全等の森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健・風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

ア グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムについて、県内の交流情報発信のための冊子の作成やホームページの充実を図ります。

また、市町が行っている都市との交流を促進するための活動や、交流関連施設整備への支援を行います。

イ 市民農園の促進

市民農園での活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成18（2006）年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営が図られるよう関係機関の指導を行います。

① 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適正かつ円滑な整備を促進します。

② 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため、農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農山村の交流を図ります。

(3) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

4 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

4-1 森林環境の保全

(1) 森林計画の策定

尾鷲熊野森林計画区において、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

(2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業により環境林整備を進めます。

(3) 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

(4) 森林文化および森林環境教育の振興

森林や木に対する県民の理解を深めるため森林

体験講座や木づかい作品アイデアコンテストを開催します。

また、森林環境教育を効果的に実施するため、指導者の育成や学校林の整備などを行い、森林をフィールドとした体験学習を進めます。

(5) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、木材生産を基礎とした力強い森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公共的機能を増進します。

(6) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

(7) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(8) 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」において、1JUターン等林業への新規就業就職への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業体等の林業就業者の技術向上研修等を実施します。

(9) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことが緑の循環につながることから、消費者が安心して利用することができる品質の県産材を「三重の木」として認証するとともに、「三重の木」を使った住宅建設を支援するなど県産材の利用推進を図ります。

4-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」において、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的適用を図るため、担い手への農地集積を促進します。

(2) 中山間地域における農地の適正管理

中山間直接支払や集落ぐるみの農地保全活動を実施するとともに、遊休農地解消事業による耕作放棄地の解消に努めます。

4-3 沿岸海域環境の保全

(1) 漁場保全対策の推進

平成18(2006)年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

(2) 養殖漁場の適正使用

魚類養殖場を持続的に利用するために湾の特性を把握し、内湾度指数の検証や底質の硫化物量の把握調査を実施します。

(3) 「みえのうみ」環境保全活動促進

地域住民と協働しながら環境創造に向けた取組を行います。

また、環境学習のサポートやリーダー養成、共有する情報の充実を図ります。

(4) 水産資源の生息環境の保全・創造

ア 漁場環境保全創造事業

平成18(2006)年度に引き続き、英虞湾において浚渫事業を実施します。

イ 沿岸漁場の整備(底質改良剤等の散布)

英虞湾・五ヶ所湾等において実施される底質改良剤等の散布に対して助成します。

ウ 漁民の森づくり活動の推進

多様な主体による森林整備を進めるため、漁業者が行う植樹・保育活動を支援します。

(5) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

(6) 海浜の維持・保全と再生

海岸の水際線の保全・再生

平成18(2006)年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

第6章 今後の取組

(7) 海岸・港湾における親水空間の整備

ア 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備します。

海岸名等	事業内容
五ヶ所港海岸 (南伊勢町)	養浜、潜堤
宇治山田港海岸 (伊勢市)	突堤
御浜海岸 (御浜町)	人工リーフ
島勝地区 (海山町)	付帯施設
黒浜地区 (紀伊長島町)	潜堤工

イ 港湾緑地の整備

鳥羽港において整備を継続します。

事業名	港湾名	事業内容
県単港湾緑地一体整備促進事業	鳥羽港(鳥羽市)	緑地

第3節

やすらぎとおいのある 快適な環境の創造

1 身近な自然環境の保全・再生

1-1 身近な緑の保全・創出

(1) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

(2) 地域特性に配慮した緑化の促進

ア 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、(社)三重県緑化推進協会と連携協力し、緑のイベントや森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

イ 公共施設（用地）における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、緑化工事を実施します。

ウ 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

1-2 身近な水辺・海辺の保全・再生

(1) ため池における親水空間としての整備

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態や、景観に配慮した親水空間としての整備を行います。

2 良好な景観の形成

2-1 都市景観の保全・創出

(1) 道路・沿道景観の保全・創出

ア 風格ある幹線道路の整備

「三重県景観形成指針」の推進方策の実現に向け、地域住民、団体、市町等との連携に努めます。

イ 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

道路名	都市名
相川小戸木橋	津市
三渡櫛田橋線	松阪市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

(2) 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取締りを行うとともに、9月（屋外広告の日）に関係機関と連携し、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発活動を行います。

(3) 地区計画制度の活用

平成19（2007）年度においても市町による地区計画の策定を促進していきます。

2-2 農山漁村景観の保全・復元

(1) 農山漁村景観の保全

ア 農村の総合的な整備（実施7地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

イ 中山間地域の総合的な整備（実施7地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

(2) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

(3) 松林等の病害虫の防除

松くい虫等の病害虫による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、「三重県松くい虫被害対策事業推進計画」等に基づき各市町が実施する、薬剤散布等の予防措置や被害木を伐倒処理する駆除措置などの取組に対して支援します。

第6章 今後の取組

2-3 良好な郷土景観の形成

(1) 三重県景観計画の策定

平成18年度に引き続き、広域的な行政主体として、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方針、景観計画区域内における行為の制限の基準等を定める景観法に基づく三重県景観計画の策定を進めます。

(2) 市町における景観形成の促進

市町の景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行います。

(3) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、シンポジウムや景観交流会の開催支援により、普及啓発を行います。

(4) 景観まちづくりの推進

県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、まちの骨格を構成する道路や河川などの県有施設において修景整備を実施するなど、個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進します。

3 歴史的・文化的環境の保全

3-1 文化財等の保護・活用

(1) 指定文化財の保護・活用

ア 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

三重県文化財保護審議会委員による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを県指定文化財に指定します。また、三重県文化財保護指導委員による文化財巡視等を実施します。

イ 斎宮跡の保護・整備

史跡斎宮跡の有効活用と地域の活性化を図るため、歴史ロマン再生事業に続いて、史跡整備を継続的に進めます。

また、平成19年度は史跡東部の整備に向けた

発掘調査を進めて行きます。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

ア 公共事業に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成19年度発掘調査予定

	遺跡数	面積(m ²)	備考
県農水商工部関連	4遺跡	2,320	農水商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助
県土整備部関連	3遺跡	3,630	県土整備部執行委任
県科学技術振興センター関連	1遺跡	4,120	県科学技術振興センター執行委任
県教育委員会関連	1遺跡	750	—
北勢国道事務所管内関連	2遺跡	7,700	国土交通省受託事業
中勢道路関連	4遺跡	10,800	国土交通省受託事業
紀勢国道事務所管内関連	2遺跡	1,800	国土交通省受託事業
宮川用水第二期農業水利事業所関連	14遺跡	1,745	農林水産省受託事業
近畿自動車道関連	3遺跡	1,300	中日本高速道路株式会社受託事業
合計	34遺跡	34,165	

イ 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館が、国史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を2地区(1,150m²)で行います。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存活用を図るため、斎宮跡及び琴平山古墳の土地買上及び上野城跡ほか3件の史跡整備に対し補助を行います。

3-2 歴史的・文化的景観の保全・活用

(1) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

亀山市関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財（建造物ならび史跡）に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

(2) 熊野参詣道（伊勢路）の保全・保護

世界遺産に登録されたことは、世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）に従い、今後はこれら遺産の保護のほか、周辺環境の保全対策が必要となります。環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、あるいは、関係する市町の景観保護条例等により適切な措置を執っていきます。

また、世界遺産を継承していくため、学校教育における学習教材の充実などの教育普及活動を推進します。

第4節

自主・協働による環境保全活動の促進

1 環境経営の推進

1-1 県における環境経営の推進

(1) 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001をツールとしてより積極的な取組を進めていきます。

(2) 環境調整システムの充実

環境調整システムの充実・強化を図るため、平成13年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置したところです。

今後は、これまでの実施事例をもとにさらに環境調整システムの充実を図るための検討を行います。

1-2 市町における環境経営の促進

(1) 市町等におけるISO14001ネットワーク化の促進

市町の環境保全取組の向上に資するため、ISO14001をベースとした市町相互の情報交換の促進及び市町と県のネットワーク化を図る三重県自治体ISO14001ネットワーク会議を引き続き開催します。

1-3 事業者の環境経営の促進

(1) 小規模事業者に向けたEMS導入事業

小規模事業者の環境経営を促進するため、経費負担が少なく取り組みやすい環境マネジメントシステム(EMS)の制度の普及を一層進めます。

(2) 企業間連携の推進

「企業環境ネットワーク・みえ」への加入を促進するとともに、会員企業が中心となり、環境マネジメントシステムの効果的活用や産業廃棄物の適正管理計画の策定などを通じて、環境経営を促進します。

(3) 日本環境経営大賞の実施

全国の事業所等を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」の実施を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」を普及するとともに、環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境経営の向上を図ります。

(4) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し必要となる資金の融資を実施します。

(5) 環境ビジネスの育成・振興

ア 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、産学交流、企業間交流事業を実施するとともに、環境分野における事業化に向けて、より具体的なテーマで研究開発等に取り組む「サポート研究会」の取組を支援します。

イ 環境にやさしい生産技術の確立

魚類養殖漁場内の有機物(窒素・リン)を回収すると共に酸素を供給し、健全な漁場環境の保全を図るため、魚類養殖漁場内で藻類も養殖する、複合養殖技術の開発に取り組めます。

また、のり養殖業においては、その養殖にあたり給餌は必要とせず、環境水中の窒素・リン等を栄養として成長することから、閉鎖性海域である伊勢湾の海域環境の浄化を図るべく、持続的にのり養殖業が継続するよう、のり養殖業の振興対策を講じます。

2 環境教育・環境学習の推進

2-1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

(1) 三重県環境学習情報センターの展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して県内の環境に優しい取り組みを実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などの活動を紹介します。

(2) 環境教育情報システムの運用

来館者が展示ホールにおいて身近な環境問題や地球環境問題を理解して、環境保全のための実践について楽しく学べる環境教育情報システムの運用に努めます。

(3) 環境図書の閲覧・利用の充実

環境学習情報センター展示ホールの図書コーナーを充実して、センターが蔵書している環境図書を来館者がいつでも閲覧、利用できるように努めます。

2-2 環境教育・環境学習の充実

(1) 環境教育・環境学習のプログラムの作成

学校教育や地域における社会教育現場などにおいて広く活用できる環境教育・環境学習を進めるプログラムを実践事業を通して作成します。

(2) 環境教育・環境学習情報の提供

県民だれもが気軽に環境学習できるようにホームページ「三重の環境と森林」の「環境学習の部屋」の充実を図り、リアルタイムで新鮮な情報を積極的に提供していきます。

(3) 環境教育・環境学習指導者の養成

広く環境に関する知識を身につけ、理解して、体験型、参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

(4) 体験型による環境教育・環境学習の促進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、小中学校の社会見学やこどもエコクラブ活動等を通じて、体験型による環境教育・環境学習の促進に努めます。

(5) 地域にある環境資源を活かした環境教育への支援

宮川流域の身近な自然、歴史的な文化資源等を対象とした宮川流域エコミュージアムを推進するため、流域案内人の活動を支援します。

また、学校教育との連携を図り、地域の資源を活かした環境教育に関する情報を提供します。

(6) 総合的な学習の時間等における教育の推進

各学校において、学年、教科・領域及び、総合的な学習の時間の関連を図った環境教育全体計画、

年間指導計画を作成し、これに基づき地域や学校の実態・特性を十分に活かした横断的・総合的な環境教育を推進します。

(7) 「学校環境デー」の取組

県内の全学校・園では、「学校環境デー」（6月5日）を中心とした時期に、創意工夫した活動を行うことを通じて環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境作りや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図ります。

(8) 環境教育指導者の養成

ア 環境教育リーダー養成研修会の開催

環境NPO、環境学習拠点施設の職員、一般県民を対象に、環境学習の手法についてのリーダー養成研修会を開催します。

イ 環境教育指導者の育成

子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう、教員を対象として、三重県教育委員会事務局研修分野（総合教育センター）において、体験や学習を通して学校現場に応用可能な手法を研修する講座「環境教育」を、専門研修の中で開催します。

3 地域における環境保全活動の促進

3-1 地域における自主的な環境保全活動の促進

(1) 「身近な自然を体験する県民デー」の開催

参加者が楽しみながら自然に触れることを通じて、水源の涵養や浄化等の自然が果たす重要な環境保全機能を学び、私たちの毎日の生活が自然に与える影響について考え、豊かな森林と水を大切にすることを育むため、県内の森林・里山・川・海を環境保全活動の場として活動しているグループ（市民活動団体、NPO、企業等）と協働で身近な自然を体験する県民デーを開催し、森林と水を考える環境県民運動を展開します。

平成19(2007)年度は、11月中旬に県内各地で開催します。

(2) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲の草刈、清掃を支援します。

また、ボランティアによる道路、河川、海岸の

清掃活動を支援します。

(3) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、森林整備活動に参加したいと考える人たちを対象に、森林管理技術の向上を目的とした、森林ボランティア研修会を開催します。

(4) 宮川流域ルネッサンス事業の推進

宮川流域ルネッサンスビジョン・基本計画及び第3次実施計画をふまえ、流域の住民や市町主導の取組を進めるとともに、普及啓発活動や住民との協働に継続して取り組みます。

3-2 各主体の連携による環境保全活動の促進

(1) みえ環境県民運動協議会

全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し設立した「みえ環境県民運動協議会」を中心とし、それぞれの役割に応じて機能分担しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として環境保全にかかる県民運動を推進していきます。

(2) エコオフィス運動

これまでに取り組んできた夏のエコスタイル（夏季の適正冷房と軽装勤務）を継続するとともに、これらの活動を含む地球温暖化防止活動であるエコオフィス運動を展開します。

夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間

平成19年6月1日から9月30日まで

(3) 連携による環境教育実践活動の促進

平成17（2005）年6月に策定した「環境保全活動・環境教育基本方針」に基づき、モデル地域において地域固有の素材を活かした環境教育実践プログラムづくりや、子ども向け環境教育プログラムであるキッズISO14000プログラムの実施にかかる学校と企業との調整など、多様な主体の連携による取組を進めます。

4 国際的な環境保全活動への協力・貢献

4-1 国際的な環境協力・貢献の推進

(1) 国際的な環境保全活動の基盤整備

ア (財)国際環境技術移転研究センター（ICETT）への人的協力

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全に資するために設立された(財)国際環境技術移転研究センターに対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

イ アジア自治体環境支援プログラム

アジア自治体の環境改善を支援するため、選抜された特定の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材養成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その成果をアジアの他の自治体へ波及させることを目的としています。

平成19（2007）年度は、過去4カ国（フィリピン・タイ・インドネシア・ベトナム）での実績を生かし、モンゴルにおいて事業を実施しています。

(2) 環境技術の移転の促進

中国河南省から研修生3名を受け入れ、(財)国際環境技術移転研究センター（ICETT）において、近年、河南省で問題になっている産業公害の防止に関する技術研修会を開催するとともに、引き続き、河南省へ三重県担当者2名を講師として派遣し、現地研修を行います。

また、JICA草の根技術協力事業・地域提案型においては、河南省から研修生4名を受け入れてICETTにおいて受入研修を開催するとともに、河南省へ三重県から講師2名を派遣し、環境教育分野における現地研修を行います。

1 環境保全の総合的取組の推進

1-1 基盤的施策の推進

(1) 四日市地域公害防止計画の推進

第8期計画（平成18(2006)～22(2010)年度）に基づき各種の公害防止施策の実施と進行管理を行います。

(2) 環境保全協定の締結促進

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

1-2 環境汚染等の未然防止

(1) 環境影響評価制度の充実

平成11(1999)年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

また、環境影響評価制度の充実を図るため、開発事業の基本構想段階などに対する戦略的環境アセスメント（SEA）などの検討を進めます。

(2) 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時において、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度の活用を促進します。

1-3 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者に対する補償給付（四日市市）

公害健康被害者に対し各種の補償給付を行います。

(2) 調査研究の実施（三重県・四日市市）

三重県公害保健医療研究協議会における研究協議会総会及び研究発表会を四日市市において開催します。

(3) 健康被害予防事業の実施

健康相談事業

実施団体	四日市市
事業名	アレルギー相談事業
実施場所	四日市保健センター
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師・栄養士による相談事業を行う。

1-4 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

2-1 監視・観測等の体制の整備

(1) 環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

(2) 公共用水域の常時監視

三重県が測定を担当している河川、海域について、常時監視を実施します。また、地下水水質についても定期モニタリングを実施します。

(3) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す22の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の19物質の大気環境調査を実施します。

(4) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

(5) 騒音・振動の調査

県において、自動車交通騒音及び航空機騒音の測定を実施するとともに、市町の協力を得て、一

第6章 今後の取組

般地域の環境騒音及び道路交通振動の測定を実施します。

2-2 環境情報の整備・提供

(1) 環境情報の提供

ホームページ「三重の環境と森林」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をするほか、化学物質、水環境、自然環境等の環境森林部にかかるデータについても、より広く分かりやすく情報提供します。

(2) 森林GISの運用

地域森林計画の樹立にあわせ、基本情報である森林簿データ、森林計画図等や治山、林道、保安林等の森林情報の整備を進め、システムを適正に運用します。また、森林の適正な管理のため、森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

3 環境保全に関する調査研究等の推進

3-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進

ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

産業廃棄物の削減、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における産業廃棄物の削減を支援します。

イ BDF製造工程の廃水処理法に関する研究

再生油をBDF（バイオディーゼル燃料）として利用する際に廃液が発生しますが、この廃液中の油分やグリセリンを微生物の働きで分解する装置（反応器）を開発し、その最適条件を検討します。

ウ 家畜ふんたい肥の適正な循環利用技術の開発

家畜ふんたい肥の適正な利用のために、たい肥の窒素肥効を正確に評価し、施用基準を策定するとともに、たい肥の窒素肥効の推定法および情報システムの改良・開発に引き続き取り組みます。特に独立行政法人や他県との共同研究による技術開発をさらに進めるとともに、三重県土壌診断・堆肥流通支援システムの改良をはかり、検証、マニュアル化を進めます。

エ 木材加工所から副生される樹皮の高度利用技術の開発

県内の木材加工所等で製材時に副生する樹皮の総合的な資源利用をめざし、各種前処理技術の検討、および液化利用やキノコ培地などの用途利用技術の開発に取り組みます。

オ 持続循環型グリーンコンポジットの開発

穀類と植物由来の生分解性プラスチックとの複合化により、制電性（帯電防止性）を有する持続循環型グリーンコンポジットの開発に取り組みます。

カ 廃FRPのリサイクル技術の開発

廃FRP（繊維強化プラスチック）を資源として循環させることをめざし、再樹脂化に取り組むと共に、廃FRPのコンクリート配合技術の向上のため、混和剤を検討し、配合時の流動性を改善する技術開発に取り組みます。

キ 経営戦略に即した低投入循環型茶生産システムの開発

高級茶を対象に、水、窒素の循環利用による半閉鎖系茶生産システムを確立するために、暗渠溶脱水中の硝酸態窒素の効率的浄化方法の開発に引き続き取り組みます。また、一般茶を対象に、窒素投入量とコストの大幅な削減をはかるため、超低投入一回摘採方式の開発に引き続き取り組みます。

ク 未利用海藻の有効利用に関する共同研究

夏場に枯死・腐敗し、浅海域の底生生物等をへい死させて漁場環境の悪化を引き起こし、また海岸にうちあげられて悪臭を発生するアナアオサ等の未利用海藻の有効利用をはかるため、加工・飼料化・機能性成分利用等の技術開発を行います。

ケ 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究

環境汚染が深刻化している閉鎖性海域（英虞湾）における干潟、浅場、藻場などの自然浄化機能や、物質循環シミュレーションモデルについて、産学官が共同で研究し、海域の水環境の改善をめざします。

コ 化学物質による環境汚染の実態調査

化学物質による環境汚染の未然防止をはかる

ため、伊勢湾等の水質、底質、生物、大気の汚染状況について引き続き調査します。

サ 森林吸収源計測・活用体制の整備

近年、森林の炭素吸収量を明確にする必要が生じてきており、既存の森林関連データでは京都議定書の求めるレベルでの算定を行うには不十分です。このことから、県内に設けられた調査固定点44か所のうち、19年度は7か所において、土壌断面調査、土壌炭素動態調査、リター量調査、枯死木調査により、確実性の高い森林の炭素吸収量データの収集把握を昨年度に引き続き行います。

シ 強度間伐による人工林の針・広混交林化技術の開発

強度間伐により森林内の光環境を改善し、森林の多面的機能が発揮できる針葉樹と広葉樹を混交させるため、県内の人工林における高木性広葉樹の侵入状況、強度間伐施工地および強度間伐モデル林の追跡調査を行い、技術指針の作成を行います。

ス 英虞湾漁場環境にかかる基礎調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質、底質、プランクトンの発生状況をモニタリングするとともに、漁業関係者に情報提供します。

セ 淡水魚類の多様性保全に関する研究

県内主要河川における淡水魚類の分布の現状把握、ブラックバスの駆除方法の検討、海産稚アユの種苗化技術の開発を行うとともに、河川工事が淡水魚の生息に与える影響を評価し、多様な淡水魚類相の保全方法を検討します。

ソ 漁業資源評価にかかる調査

200カイリ水域内における重要漁業資源の資源量評価と、その動向予測および管理手法の検討に必要な科学的情報を収集します。

タ ヘテロカプサ赤潮の消長予測技術の開発

真珠養殖に多大な被害を与える新型赤潮生物ヘテロカプサによる被害を防止するため、プランクトンの増殖活性を指標とした短期的な赤潮消長予測の可能性について検討します。

チ 鉢物・緑化苗における生分解性ポットの改良と利用技術の開発

緑化苗に利用可能な生分解性ポットを改良するため、各種素材の分解性に対する評価法を開発を引き続き進めます。特に最適な生分解ポットを選択するため、評価手法によって予測される各素材のポットの分解性と適性について、実際の植栽条件において検証します。

ツ ファイトレメディエーションによる重金属汚染土壌の浄化方法の開発

重金属による工場跡地や廃棄物投棄現場などでの土壌汚染が問題となるケースが増加していますが、本研究では植物を利用して効率的に汚染土壌から水銀を吸収除去する方法（ファイトレメディエーション）を開発します。

テ 浄水汚泥の有効利用方法に関する研究

最近利用先が減少し、その多くが産業廃棄物として処分されるようになった浄水汚泥の有効利用方法について研究します。浄水汚泥を原料とした環境浄化材料の開発と緑化吹き付け用資材および工法の開発に取り組みます。

ト 大気中微小粒子に含まれる多環芳香族炭化水素等実態調査研究

浮遊粒子状物質の中でも粒子径が2.5マイクロメートル以下の微小な粒子は、肺胞等に沈着して健康に悪影響を与えるといわれ、また発がん性等を有する多環芳香族炭化水素類が高濃度に含まれる可能性が高いため、幹線道路地域および比較地域において調査を行い汚染実態の解明に取り組みます。

ナ 干潟・藻場の回復・再生技術の開発

閉鎖性海域の再生（豊かな海）の実現に向けて、干潟・藻場は、自然浄化能力による汚濁物質の分解や底生生物・稚魚等の生育場所として、非常に重要な役割を果たしていることが明らかになっています。このため、現在までの研究成果を基盤として、生物生産性の高い干潟・藻場の造成・再生技術の開発、既に設置した干潟・藻場の長期的な調査を引き続き実施し、他の閉鎖性海域への展開技術の確立に取り組みます。

ニ 赤潮・底泥対策技術の開発

水質汚濁が進んだ閉鎖性海域では、貧酸素水

塊・赤潮が毎年恒常的に発生し、生物の斃死を引き起こし閉鎖性海域全体の生態系の貧弱化や水産業での被害発生等悪影響を及ぼしており、このことがさらに水質汚濁を促進させています。このため、貧酸素水塊の発生原因である底泥の発生過程や新たな赤潮の発生防止技術について調査研究を行います。

又 森林荒廃が洪水・河川環境に及ぼす影響の解明とモデル化

管理不足となった人工林の機能向上（土壌浸透能の向上、土壌浸食量の減少等）をめざした森林管理方法について検討します。

3-2 地球的規模の環境保全等に関する調査研究

ア 森林吸収源計測・活用体制の整備

（第6章 3-1 科学技術振興センターにおける調査研究のサ参照）

環境年表（平成18（2006）年度）

年 月 日	内 容
H18.4.6	○四日市市山田地区のフェロシルト回収完了
H18.5.18	○中部圏ごみゼロ社会実現推進会議において、「マイボトル・マイカップ運動」の展開について合意
H18.6～H18.9	○夏のエコスタイルの実施
H18.6.6～8	○「中部エコライフ・フェア2006」に出展参加（オアシス21「銀河の広場」）
H18.6.7	○第4回日本環境経営大賞表彰式（ホテルグリーンパーク津）
H18.7.26	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」公布（マニフェスト交付状況の県知事への報告）
H18.7.29～30	○こどもかんきょう体感フェア2006（鈴鹿山麓リサーチパーク内）
H18.8～H19.1	○地球温暖化防止をめざす環境県民運動「みえのエコポイント2006」事業を実施
H18.8.3	○津市榊原地区のフェロシルト回収完了
H18.8.22	○いなべ市大安地区のフェロシルト回収完了
H18.9.8	○「森林・林業基本計画」閣議決定
H18.9.8	○「全国森林計画の変更」閣議決定
H18.10	○「三重のもりづくり月間」の行事として「森の講座」を県内7地区で開催
H18.10.7	○「三重のもりづくり月間」の中央行事として森林フォーラム2006を四日市市で開催
H18.11.8～9	○第48回自然公園大会開催
H18.11.21	○第6次伊勢湾水質総量規制に係る総量削減基本方針を策定（環境大臣）
H19.1.16	○「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則」公布（地球温暖化対策計画書の対象拡大）
H19.2.10	○四日市市垂坂地区のフェロシルト回収完了
H19.2.16	○四日市市内山町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る是正措置の行政代執行に着手
H19.2.20	○浄化槽法定検査にBOD検査を導入（H19.4月施行）
H19.2.23	○「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を関係閣僚会合にて決定
H19.3.8	○みえ環境活動表彰式・グリーン購入フォーラム（アスト津）
H19.3.10	○鳥羽リサイクルパーク開場（平成18年度ごみゼロプラン推進モデル事業）
H19.3.15	○産業廃棄物適正管理セミナーを開催（四日市市 じばさん三重）
H19.3.19	○「第8次四日市地域公害防止計画」策定
H19.3.23	○「伊勢湾再生行動計画」を策定
H19.3.27	○「第10次鳥獣保護事業計画」策定
H19.3.27	○「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第2期）」策定
H19.3.30	○「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則」公布（ダイオキシン類等の排出規制）
H19.3.30	○「中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」告示
H19.3.30	○三重県地球温暖化対策推進計画の改定
H19.3.30	○津地裁で、フェロシルト問題に関し、平成17年11月に廃棄物処理法第12条第3項違反で告発した石原産業(株)及び元副工場長等に対する初公判

(資料)

資料編 目次

1. 環境行政組織と予算	
資料1-1 環境森林関係機構	
資料1-2 環境森林関係附属機関	
資料1-3 協議会等	
資料1-4 三重県環境審議会委員	
資料1-5 三重県公害審査会委員	
資料1-6 三重県公害事前審査会委員	
資料1-7 三重県環境影響評価委員会委員	
資料1-8 三重県地盤沈下調査研究会会員	
資料1-9 三重県自然環境保全審議会委員	
資料1-10 三重県森林審議会委員	
資料1-11 鳥獣保護員及び三重県自然環境保全指導員	
資料1-12 環境関連予算（平成19年度 当初予算＋6月補正予算）	
2. 大気関係	
資料2-1 大気の汚染に係る環境基準	
資料2-2 二酸化硫黄測定結果	
資料2-3 二酸化硫黄月平均濃度	
資料2-4 二酸化硫黄濃度平均値の推移	
資料2-5 二酸化窒素測定結果	
資料2-6 二酸化窒素月平均濃度	
資料2-7 二酸化窒素濃度年平均値の推移	
資料2-8 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果	
資料2-9 浮遊粒子状物質測定結果	
資料2-10 光化学オキシダント測定結果〔昼間値〕	
資料2-11 光化学スモッグ緊急時の措置発令状況	
資料2-12 一酸化炭素測定結果	
資料2-13 炭化水素測定結果	
資料2-14 有害大気汚染物質調査地点と調査物質	
資料2-15 有害大気汚染物質 調査物質	
資料2-16 有害大気汚染物質の調査結果（ダイオキシン類を除く）	
資料2-17 ダイオキシン類の調査結果	
資料2-18 環境大気中石綿（アスベスト）濃度の調査結果	
資料2-19 月別硫酸化物測定結果（市町測定）	
資料2-20 月別二酸化窒素測定結果（市町測定）	
資料2-21 月別降下ばいじん測定結果（市町測定）	
資料2-22 降下ばいじん量の経年変化	
資料2-23 立入検査の状況	
資料2-24 光化学スモッグ緊急時の発令地域	
資料2-25 緊急時の措置の発令基準、措置内容	
資料2-26 ダイオキシン類の排出基準	
資料2-27 大気環境監視測定局設置場所及び測定項目	
資料2-28 大気環境監視測定局設置図	
資料2-29 大気環境監視測定局設置図（四日市地域）	
資料2-30 大気発生源監視測定局設置図（四日市地域）	

- 資料 2-31 ばい煙発生施設の種別別内訳
- 資料 2-32 一般粉じん発生施設の種別別内訳
- 資料 2-33 揮発性有機化合物排出施設の種別別内訳
- 資料 2-34 ばい煙に係る指定施設の種別別内訳
- 資料 2-35 粉じんに係る指定施設の種別別内訳
- 資料 2-36 炭化水素系物質に係る指定施設の種別別内訳
- 資料 2-37 (大気関係) 総排出量規制対象工場数

3. 水質関係

- 資料 3-1 人の健康の保護に関する環境基準
- 資料 3-2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)
- 資料 3-3 生活環境の保全に関する環境基準 (海域その1)
- 資料 3-4 生活環境の保全に関する環境基準 (海域その2)
- 資料 3-5 地下水に関する環境基準
- 資料 3-6 水質調査地点一覧 (河川)
- 資料 3-7 水質調査地点一覧 (海域)
- 資料 3-8 測定機関総括表
- 資料 3-9 環境基準達成状況の経年変化
- 資料 3-10 河川における類型別環境基準の達成状況 (BOD)
- 資料 3-11 環境基準点における河川水質ランキングベスト5 (BOD75%値)
- 資料 3-12 環境基準点における河川水質ランキングワースト5 (BOD75%値)
- 資料 3-13 水質測定結果一覧表 (河川)
- 資料 3-14 海域における類型別環境基準の達成状況 (COD)
- 資料 3-15 海域における類型別環境基準の達成状況 (全窒素・全燐)
- 資料 3-16 全窒素・全燐の指定水域別平均値
- 資料 3-17 水質測定結果一覧表 (海域)
- 資料 3-18 赤潮発生状況
- 資料 3-19 地域別地下水調査地点数
- 資料 3-20 地下水調査で環境基準を超過した地点
- 資料 3-21 水浴場水質調査結果
- 資料 3-22 水浴場水質判定基準
- 資料 3-23 立入検査の実施状況
- 資料 3-24 立入検査実施数の推移
- 資料 3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数
- 資料 3-26 公共下水道普及率
- 資料 3-27 三重県生活排水処理施設整備計画整備手法別目標
- 資料 3-28 合併処理浄化槽設置促進事業及び特定地域生活排水処理事業
- 資料 3-29 法定検査受検状況
- 資料 3-30 総量規制対象区域 (三重県分)

4. 騒音・振動関係

- 資料 4-1 騒音に係る環境基準
- 資料 4-2 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度 (要請限度)
- 資料 4-3 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度 (要請限度)
- 資料 4-4 環境騒音測定結果
- 資料 4-5 自動車交通騒音測定結果
- 資料 4-6 自動車交通振動実態調査結果

- 資料4-7 騒音規制法に基づく特定工場等の状況
- 資料4-8 振動規制法に基づく特定工場等の状況
- 資料4-9 騒音規制法に基づく特定建設作業の状況
- 資料4-10 振動規制法に基づく特定建設作業の状況
- 資料4-11 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく工場等（騒音関係）の状況
- 資料4-12 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく工場等（振動関係）の状況
- 資料4-13 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の状況

5. 土壌汚染関係

- 資料5-1 土壌の汚染に係る環境基準
- 資料5-2 ダイオキシン類環境調査結果（一般土壌）
- 資料5-3 土壌汚染対策法の特定有害物質と指定基準等

6. 地盤沈下関係

- 資料6-1 地盤沈下面積の推移
- 資料6-2 地下水の採取の規制に関する指定地域と規制の概要
- 資料6-3 工業用水法による指定地域と規制の概要
- 資料6-4 三重県生活環境の保全に関する条例による指定地域と規制の概要
- 資料6-5 水準点成果一覧表
- 資料6-6 地盤沈下水準点位置図
- 資料6-7 北勢地域の3地点の水準測量結果

7. 廃棄物関係

- 資料7-1 ごみの発生と処理状況の推移
- 資料7-2 ごみ処理の状況
- 資料7-3 ごみ処理のフロー図
- 資料7-4 ごみ焼却施設
- 資料7-5 ごみ燃料化施設
- 資料7-6 粗大ごみ処理施設
- 資料7-7 資源化等を行う施設
- 資料7-8 最終処分場
- 資料7-9 し尿処理状況の推移
- 資料7-10 し尿処理の状況
- 資料7-11 し尿処理のフロー図
- 資料7-12 し尿海洋投入量
- 資料7-13 し尿処理施設

8. 生活排水対策関係

- 資料8-1 浄化槽設置基数の推移
- 資料8-2 処理方式別浄化槽設置基数

9. 公害健康被害関係

- 資料9-1 被認定者数の推移（四日市市）
- 資料9-2 年齢階層別・疾病別被認定者（四日市市）
- 資料9-3 疾病別被認定者の推移（四日市市）
- 資料9-4 年齢階層別被認定者の推移（四日市市）
- 資料9-5 補償給付支給実績の推移（四日市市）

- 資料9-6 障害等級別被認定者数
- 資料9-7 市郡別公害苦情件数推移及び種類別件数
- 資料9-8 苦情処理件数

10. 自然環境・森林保全関係

- 資料10-1 温泉利用状況の推移
- 資料10-2 自然環境保全地域の指定状況
- 資料10-3 自然公園一覧表
- 資料10-4 自然公園等での行為許認可申請・届出件数
- 資料10-5 自然公園等施設整備事業
- 資料10-6 三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出件数
- 資料10-7 届出を要する開発行為に係る緑地の確保に関する基準
- 資料10-8 民有林人工林における林齢別面積（地域森林計画対象森林）
- 資料10-9 生活環境保全林の整備概況
- 資料10-10 生活環境保全林位置図
- 資料10-11 保安林の種類別面積
- 資料10-12 林内道路現況
- 資料10-13 森林の施業方法
- 資料10-14 育成単層林（人工造林）造林面積の実績
- 資料10-15 育成複層林（樹下植栽）造林面積の実績
- 資料10-16 三重県の間伐実績
- 資料10-17 間伐材利用実績の推移
- 資料10-18 林地開発許可実績
- 資料10-19 森林病虫害等の防除内容
- 資料10-20 三重県内の松くい虫の被害量
- 資料10-21 森林面積

11. その他

- 資料11-1 天然記念物指定による野生生物の保護状況
- 資料11-2 国指定文化財への保護対策
- 資料11-3 県指定文化財への保護対策
- 資料11-4 史跡等の整備と公有化
- 資料11-5 開発許可面積の推移
- 資料11-6 風致地区一覧表
- 資料11-7 都市公園市町別開設状況
- 資料11-8 現在の地区計画の策定状況
- 資料11-9 生活創造圏づくり推進事業により支援した環境保全対策
- 資料11-10 第5回日本環境経営大賞受賞組織
- 資料11-11 研修・技術指導事業（国内受入研修）
- 資料11-12 研修・技術指導事業（国内受入研修・短期）
- 資料11-13 研修・技術指導事業（海外研修・セミナー）
- 資料11-14 研究開発事業
- 資料11-15 調査・情報提供事業
- 資料11-16 第1種指定化学物質（P R T R）届出内訳
- 資料11-17 環境基本計画アクションプラン数値目標進捗状況

お問い合わせ先（電話番号）

環境森林部			
経営企画分野	環境森林総務室	企画グループ	059-224-2314
		予算経理グループ	059-224-2367
		情報・運営支援グループ	059-224-2318
		組織人材担当	059-224-2308
循環型社会構築分野	ごみゼロ推進室	ごみゼロプラン推進グループ	059-224-3126
		資源循環グループ	059-224-2385
	廃棄物対策室	廃棄物政策グループ	059-224-3310
		廃棄物対策グループ	059-224-2475
	廃棄物監視・指導室		059-224-2388
廃棄物適正処理室		059-224-2483	
地球環境・生活環境分野	環境活動室	環境経営グループ	059-224-2316
		環境評価グループ	059-224-2523
		環境学習グループ	059-329-2000
	地球温暖化対策室	地球温暖化対策グループ	059-224-2368
		大気保全グループ	059-224-2380
	水質改善室	水質浄化グループ	059-224-2382
		水質・土壌安全グループ	059-224-3145
森林・林業分野	森林振興室	森林計画グループ	059-224-2564
		木材利用グループ	059-224-2565
	森林保全室	森林整備グループ	059-224-2574
		治山グループ	059-224-2575
	林業経営室	林業担い手グループ	059-224-2563
		林業活動グループ	059-224-2513
		林業普及グループ	059-224-2991
	自然環境室	自然共生グループ	059-224-2627
		野生生物グループ	059-224-2578
	地域機関		
桑名農政環境事務所	環境室	環境課	0594-24-3624
四日市農林商工環境事務所	環境室	四日市環境課	059-352-0593
		鈴鹿環境課	059-382-8675
	森林・林業室	林業振興課	059-352-0655
		森林保全課	059-352-0652
津農林水産商工環境事務所	環境室	環境課	059-223-5083
	森林・林業室	林業振興課	059-223-5091
		森林保全課	059-223-5085
松阪農林商工環境事務所	環境室	環境課	0598-50-0530
	森林・林業室	林業振興課	0598-50-0568
		森林保全課	0598-50-0566
	森林災害復旧室		0598-50-0567
伊勢農林水産商工環境事務所	環境室	環境課	0596-27-5405
	森林・林業室	林業振興課	0596-27-5265
		森林保全課	0596-27-5183
伊賀農林商工環境事務所	環境室	環境課	0595-24-8078
	森林・林業室	林業振興課	0595-24-8142
		森林保全課	0595-24-8143
尾鷲農林水産商工環境事務所	環境室	環境課	0597-23-3469
	森林・林業室	林業振興課	0597-23-3500
		森林保全課	0597-23-3502
		森林災害復旧課	0597-23-3502
熊野農林商工環境事務所	環境室	環境課	0597-89-6917
	森林・林業室	林業振興課	0597-89-6134
		森林保全課	0597-89-6136
環境関連施設			
環境学習情報センター			059-329-2000
科学技術振興センター	総合研究企画部	保健環境研究部	059-329-3800
		工業研究部	059-234-4036
		農業研究部	0598-42-6354
		畜産研究部	0598-42-2029
		林業研究部	059-262-0110
		水産研究部	0599-53-0016

平成19（2007）年版 **環 境 白 書**

編集発行 三重県環境森林部 環境森林総務室 企画グループ

TEL 059-224-2314 ・ FAX 059-224-3024

<http://www.eco.pref.mie.jp>

みんながめざそう“ごみゼロ社会”

風呂敷っていろいろ使えて便利だよ♪

マイバッグを持ってお買い物♪

お出かけにはマイボトル♪



ゼロ吉

三重県ごみゼロキャラクター

みんなで創ろう！「三重の環境と森林」

ホームページをご覧ください

<http://www.eco.pref.mie.jp/>

平成18年度の実績は月2万3千ユーザーセッションです



みえこ

今日のニュース

スピード感ある情報を提供

環境学習の部屋

環境学習推進員の4人がみなさんと対話しながら楽しく環境学習

みえの自然楽校

三重県の自然系の情報を集めてわかりやすく紹介

三重の森林づくり

豊かな三重の森林をつくるための情報が満載！

条例要綱、環境データ

三重県の環境に関する条例や環境調査データなどを網羅

事業者のみなさんへ

事業者のみなさんの取組を紹介お役立ち情報が満載！

この人にインタビュー

環境保全活動などに熱心に取り組むみなさんを紹介

三重県環境森林部環境森林総務室

TEL 059-224-2318 FAX 059-224-3024

電子メール: kankyo@pref.mie.jp



この印刷物は古紙パルプ配合率100%再生紙と環境にやさしい植物性大豆油インキを使用しています。